市町村に対する支援制度

（平成２２年度）

編集・発行

埼玉県企画財政部地域政策課

本書の構成

目次/該当事業早見表

目次及び該当事業早見表を作成しました。

第１編　建設費補助金制度

建設事業に対する次の補助金としました。

（１）国庫補助対象外の県費単独補助金

（２）国庫補助金に追加交付している県費単独補助金

第２編　運営費補助金制度

建設事業以外の事業に対する次の補助金としました。

（１）国庫補助対象外の県費単独補助金

（２）国庫補助金に追加交付している県費単独補助金

第３編　融資制度

県単独融資制度及び外郭団体が実施している融資制度としました。

第４編　人的支援制度

補助金制度及び融資制度以外で、県又は外郭団体等が実施している人的支援を含むすべての支援制度としました（各種研修、アドバイザー支援、表彰等）。

第５編　参考

参考として、外郭団体による補助金制度で県に相談窓口があるもの及び「彩の国さいたま人づくり広域連合」で実施している支援制度を記載しました。

第６編　国庫補助金制度

国庫補助金制度で県に相談窓口があるものを記載しました。

本書の利用に当たって

本書の対象とする支援制度は、原則として平成２２年４月１日現在、各課所で所管している市町村等に対する支援制度としました。

用語の定義については、次のとおりです。

１．「市町村等」

市町村、一部事務組合、広域市町村圏組合、大都市周辺地域広域行政圏協議会及びまちづくり協議会

２．「支援制度」

補助金制度、融資制度その他人的支援を含むすべての支援制度

なお、県費によるもののほか、外郭団体による市町村等に対する支援制度で、県に相談窓口があるものを含む。

３．「県費単独補助金」

法令の規定ではなく、県の補助要綱等により任意に交付又は追加交付する補助金（下記説明図の①～③に該当する県費単独補助金）

なお、市町村等と併せて市町村等以外の団体を補助対象としている補助金を含む。

４．「外郭団体」

国又は県が出資している団体

【県費単独補助金説明図】

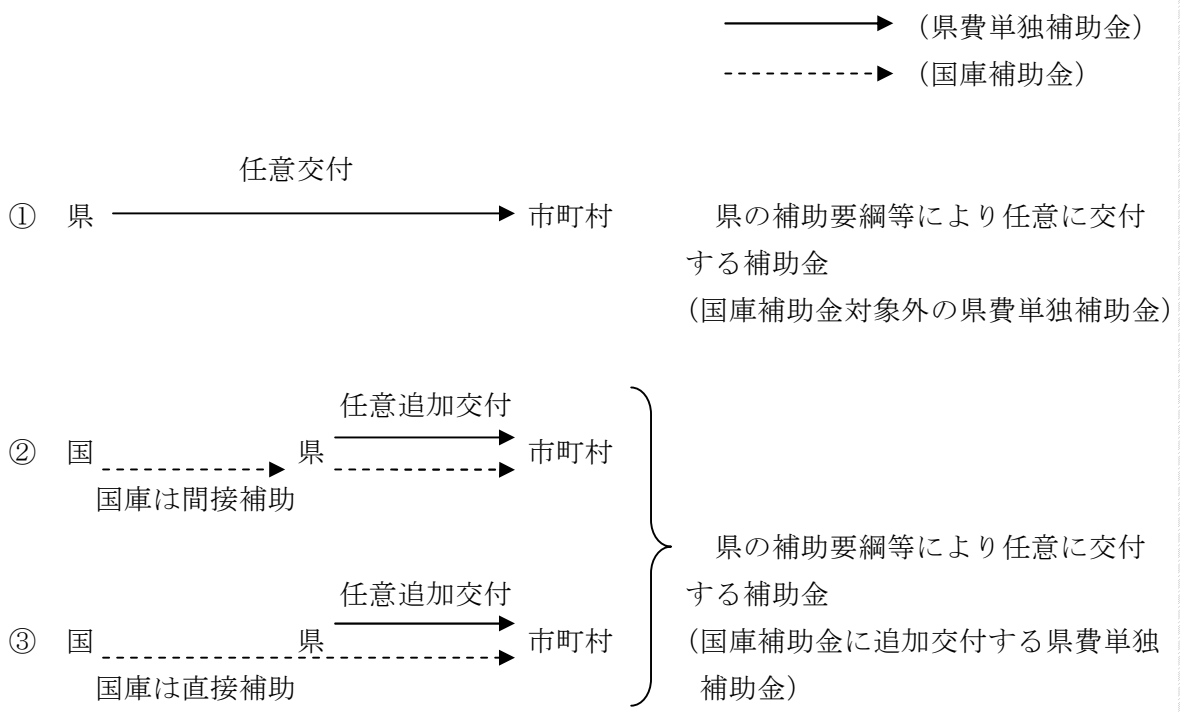

凡　　例

第１、２編　建設費、運営費補助金制度

１　補助金制度の規定は、原則として平成２２年度要綱及び予算に基づいて記入しました。

２　各欄の記入方法は、次の要領としました。

（１）**制度区分**　県補助金　国庫補助金対象外の県費単独補助金
国庫補助金・県補助金　国庫補助金に追加交付している県費単独補助金

（２）**所管省庁**　国庫補助金が交付される場合、当該補助金の所管省庁名

（３）**県担当課**　県の担当課・所名、担当名及び内線番号

（４）**支援目的**　補助目的

（５）**対象事業**　補助対象となる事業内容及び事業要件

（６）**対象経費**　補助対象となる経費

（７）**支援金額（率）**　補助金額（率）、補助基準額、標準単価（事業費）、補助限度額等を記入しました。

（８）**対象団体**　直接補助対象としている市町村等を記入しました。
市町村等を通じての団体への間接補助については、「市町村等→○○団体」と記入しました。

（９）**予 算 額**　２２年度　平成２２年度の当初予算額
２１年度　平成２１年度の最終予算額

（１０）**採択件数・採択例**　２２年度　採択予定件数（未定の場合は「未定」）
２１年度　採択実績件数

（１１）**根拠法令・要綱等**　根拠法令、要綱等の名称

（１２）**事業期間・採択期限**　事業期間　補助を継続できる事業期間
新規採択期限　新規採択の最終年度が確定している場合に当該最終年度を記入しました。

（１３）**組合せできる他制度**　組合せできる代表的な地方債、国庫補助金等の名称を記入しました。
併せて、組み合わせた場合の計算式及び例図を記入しました。

第３編　融資制度

１　融資制度の規定は、原則として平成２２年度要綱及び予算に基づいて記入しました。

２　各欄の記入方法は、次の要領としました。

（１）**制度区分**　県融資　県単独融資制度
その他融資　外郭団体が実施している融資制度

（２）**所管団体**　外郭団体が実施している融資制度の場合は、所管団体名（カッコ内は通称名）

（３）**県担当課**　県の担当課・所名、担当名及び内線番号

（４）**融資目的**　融資目的

（５）**対象事業**　貸付対象となる事業

（６）**対象経費**　貸付対象となる経費

（７）**貸付額・充当率**　貸付額、充当率、限度額、利率、貸付期間及び償還条件

（８）**対象団体**　直接貸付対象としている市町村等を記入しました。

市町村等を通じて行う団体への間接貸付については、「市町村等→○○団体」と記入しました。

（９）**予 算 額**　２２年度　平成２２年度の当初予算額
２１年度　平成２１年度の最終予算額

（１０）**採択件数・採択例**　２２年度　採択予定件数（未定の場合は「未定」）
２１年度　採択実績件数

（１１）**根拠法令・要綱等**　根拠法令、要綱等の名称

（１２）**事業期間・採択期限**　事業期間　　貸付を継続できる事業期間
新規採択期限　新規採択の最終年度が確定している場合に当該最終年度を記入しました。

（１３）**組合せできる他制度**　組合せできる代表的な地方債、国庫補助金等の名称を記入しました。
併せて、組み合わせた場合の計算式及び例図を記入しました。

第４編　人的支援制度

１　人的支援制度の規定は、原則として平成２２年度要綱及び予算に基づいて記入しました。

２　各欄の記入方法は、次の要領としました。

（１）**制度区分**　県支援　県単独支援制度
その他支援　外郭団体が実施している支援制度

（２）**所管省庁**　外郭団体が実施している人的支援制度の場合は、所管団体名（カッコ内は通称名）

（３）**県担当課**　県の担当課・所名、担当名及び内線番号

（４）**支援目的**　人的支援の目的

（５）**支援内容**　支援の内容（各種研修、アドバイザー支援、表彰等）を具体的に記入しました。

（６）**対象団体**　対象としている市町村等

（７）**予 算 額**　２２年度　平成２２年度の当初予算額
２１年度　平成２１年度の最終予算額
外郭団体等が実施している支援制度で、予算額が不明の場合は記入していません。

（８）**採択件数・採択例**　２２年度　採択予定件数（未定の場合は「未定」）
２１年度　採択実績件数

（９）**根拠法令・要綱等**　根拠法令、要綱等の名称

第５編　参　　考

１　支援制度の規定は、原則として平成２２年度要綱及び予算に基づいて記入しました。

２　各欄の記入方法は、「第１、２編　建設費、運営費補助金制度」及び「第４編　人的支援制度」に準じて記入しました。

第６編　国庫補助金制度

１　市町村に対する国庫補助金制度（直接・間接補助を問わず）で県に相談窓口があるものを一覧表にしました。

２　国庫補助金に県費単独補助金を任意に追加交付する場合は、「第１、２編　建設費、運営費補助金制度」に記入しております。

目次／該当事業早見表

目次／該当事業早見表

第1編　建設費補助金制度（ハード整備事業等）

部局	ページ	制度名称	ハード事業																			ソフト事業					
			基盤整備事業											その他施設整備事業													
			1 市街地整備、景観形成事業	2 道路の整備、街路、農道、歩道、林道、緑道	3 公園緑地整備（駅前広場等）、保全林の整備、広場整備	4 親水護岸、親水緑地整備	5 駐車場、駐輪場整備（付帯施設として整備される場合を含む）	6 スポーツ・レクリエーション施設整備	7 情報通信施設整備	8 休憩所・トイレ等の整備（付帯施設として整備される場合を含む）	9 排水・下水道施設、下水道類似施設、上水施設整備	10 火災予防・災害回避基盤整備	11 その他	12 コミュニティセンター、生涯学習センター、公民館、集会所整備	13 文化会館、劇場、音楽ホール整備	14 図書館、情報センター整備	15 美術館、博物館、資料館整備	16 社会福祉施設（老人福祉施設、児童福祉施設等）整備	17 保健・健康センター整備	18 体育施設整備	19 消防・防災センター整備	20 その他	21 文化・スポーツ・その他イベントの開催	22 講座・講演会・教室の開催への支援	23 調査・研究・計画策定支援	24 情報提供・情報システム開発	25 人材派遣・人材育成・人件費助成	26 その他
企画財政	1	携帯電話等エリア整備事業							○																		
	2	地域づくり提案事業（ふるさと創造資金）	○	○	○	○	○	○		○			○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○
	3	市町村緊急支援事業（ふるさと創造資金）											○									○						○
	4	みんなに親しまれる駅づくり事業補助金（ふるさと創造資金）											○															
	5	埼玉県つくばエクスプレス建設費無利子貸付資金利子補助金											○															
県民生活	6	コミュニティ施設特別整備事業補助金(ふるさと創造資金)												○						○		○						
環境	7	埼玉県地域グリーンニューディール基金市町村補助金											○															
	8	浄化槽整備・普及啓発事業費奨励交付金									○																	
	9	みどりの埼玉づくり県民提案事業費（市町村みどり保全・創出支援事業）			○	○							○															
	10	みどりの園庭・校庭促進事業費											○															
福祉	11	保育サービス施設整備事業費（駅前等家庭保育室）																○										
保健医療	12	山間山添い地域水道水源開発施設整備等償還金補助									○																	
	13	安全な飲料水確保緊急対策事業費									○																	
産業労働	14	商店街施設整備事業補助	○		○		○	○	○	○																		
	15	商店街CO2削減・省エネ促進事業											○															
	16	観光資源魅力アップ事業（ふるさと創造資金）								○			○									○						○
農林	17	茶小規模条件整備事業費補助金																				○						
	18	県単独治山事業補助金			○																							
	19	県単独森林管理道整備事業費補助金		○																								
	20	美しい森づくり事業（森林整備促進事業費補助金）			○																							
	21	美しい森づくり事業（予防薬剤注入事業費補助金）			○																							
	22	美しい森づくり事業（間伐材利用促進事業費補助金）			○																							
	23	団体営農地防災事業費補助金		○							○																	
	24	団体営基盤整備促進事業費補助金										○																
	25	彩の国ゆたかなむらづくり整備事業（農業集落排水事業費補助金）									○																	
	26	県単独土地改良事業費補助金		○							○	○																
	27	水と緑の田園都市・水辺再生事業	○	○		○				○																		
県土整備	28	市町村道路整備事業費補助金（ふるさと創造資金）		○																								
	29	市町村治水事業費等補助金（ふるさと創造資金）				○					○	○									○							
都市整備	30	埼玉県公共団体土地区画整理事業県道整備費	○	○																								
	31	埼玉県市街地再開発促進事業費補助	○				○																					
	32	埼玉県市街地再開発事業等公共施設整備費補助		○	○																							
教育局	33	文化財保存事業費補助金																				○						

目次／該当事業早見表

第2編　運営費補助金制度（ソフト事業等）

			ハード事業																			ソフト事業					
			基盤整備事業											その他施設整備事業													
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
部局	ページ	制度名称	市街地整備、景観形成事業	道路、街路、農道、歩道、林道、緑道の整備	公園緑地整備、保全林の整備、広場整備（駅前広場等）	親水護岸、親水緑地整備	駐車場、駐輪場整備（付帯施設として整備される場合を含む）	スポーツ・レクリエーション施設整備	情報通信施設整備	休憩所・トイレ等の整備（付帯施設として整備される場合を含む）	排水・下水道施設、下水道類似施設、上水施設整備	火災予防・災害回避基盤整備	その他	コミュニティーセンター、生涯学習センター、公民館、集会所整備	文化会館、劇場、音楽ホール整備	図書館、情報センター整備	美術館、博物館、資料館整備	社会福祉施設（老人福祉施設、児童福祉施設等）整備	保健・健康センター整備	体育施設整備	消防・防災センター整備	その他	文化・スポーツ・その他イベントの開催	講座・講演会・教室の開催への支援	調査・研究・計画策定支援	情報提供・情報システム開発	人材派遣・人材育成・人件費助成	その他
企画財政	34	地域元気アップ協働事業（ふるさと創造資金）																										○
	35	広域連携支援事業（ふるさと創造資金）																							○			○
	36	バス路線維持対策補助金											○															
総務	36	個人住民税納税率アップ事業補助金（ふるさと創造資金）																										○
県民生活	37	隣保館運営事業等県費補助金																										○
	37	埼玉県子どもたちを地域で育む事業補助金（ふるさと創造資金）																					○	○				
	38	埼玉県消費者行政活性化補助金																										○
	38	市町村交通事故防止特別対策事業																					○	○				○
	39	防犯のまちづくり支援事業（ふるさと創造資金）																				○						○
危機管理防災	40	自主防災組織結成・活動費補助金																										○
	40	震災に強いまちづくり支援事業（ふるさと創造資金）																										○
	41	埼玉県消防広域化検討組織設立・運営支援事業費補助金																										○
環境	42	地域エコマネー導入促進事業費																										○
	43	地域にいいこと学習推進事業費																						○				
福祉	44	支え合いまちづくり推進事業費補助金																										○
	44	民生委員・児童委員活動費等補助金																										○
	45	緊急雇用創出基金市町村補助事業（住まい対策関係）																										○
	45	重度障害者居宅改善整備費補助金																										○
	46	在宅重度心身障害者手当支給費補助金																										○
	46	精神障害者小規模作業所運営費補助金																										○
	47	心身障害者地域デイケア施設助成費																										○
	48	グループホーム等事業費補助金																										○
	48	障害者地域生活サポート事業																										○
	49	全身性障害者介助人派遣事業																									○	
	49	超重度心身障害児短期入所等促進事業																										○
	50	「赤ちゃんの駅」設置事業																										○
	50	放課後児童健全育成事業費補助金																										○
	51	特別支援学校放課後児童対策事業費補助金																										○
	51	地域子育て支援拠点事業費補助金																										○
	52	放課後児童クラブ等施設環境向上事業費																										○
	52	市町村地域子育て支援推進事業費																										○
	53	安心・元気！保育サービス支援事業費補助金																										○
	53	家庭保育室等運営事業費補助金																										○
	54	保育所・幼稚園の親支援事業																										○
	54	保育サービス施設整備事業費（駅前等保育サービス）																										○
	55	埼玉県母子家庭等対策費補助金（母子家庭等日常生活支援事業）																										○
	55	埼玉県母子家庭等対策費補助金（ひとり親家庭生活支援事業）																										○

目次／該当事業早見表

第2編　運営費補助金制度（続き）

			ハード事業																				ソフト事業					
			基盤整備事業											その他施設整備事業														
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
部局	ページ	制度名称	市街地整備、景観形成事業	道路、街路、農道、歩道、林道、緑道の整備	公園緑地整備、保全林の整備、広場整備（駅前広場等）	親水護岸、親水緑地整備	駐車場、駐輪場整備（付帯施設として整備される場合を含む）	スポーツ・レクリエーション施設整備	情報通信施設整備	休憩所・トイレ等の整備（付帯施設として整備される場合を含む）	排水・下水道施設、下水道類似施設、上水施設整備	火災予防・災害回避基盤整備	その他	コミュニティーセンター、生涯学習センター、公民館、集会所整備	文化会館、劇場、音楽ホール整備	図書館、情報センター整備	美術館、博物館、資料館整備	社会福祉施設（老人福祉施設、児童福祉施設等）整備	保健・健康センター整備	体育施設整備	消防・防災センター整備	その他	文化・スポーツ・その他イベントの開催	講座・講演会・教室の開催への支援	調査・研究・計画策定支援	情報提供・情報システム開発	人材派遣・人材育成・人件費助成	その他
保健医療	56	重度心身障害者医療対策助成費補助金																										○
	56	乳幼児医療対策助成費補助金																										○
	57	ひとり親家庭等医療対策助成費補助金																										○
	57	埼玉県外国人未払医療費対策事業補助金																										○
	58	周産期医療施設運営費補助金																										○
	59	小児救急医療支援事業補助金																										○
	60	エイズ母子感染防止事業費補助																										○
	60	日本スリーデーマーチ推進事業																					○					
	61	健康長寿推進事業																							○			
	62	感染症指定医療機関運営費補助金																										○
	62	市町村計画献血者確保促進事業費補助金																										○
産業労働	63	夢チャレンジ事業（夢チャレンジ型）																					○					
	63	障害者就労支援センター設置促進事業																									○	○
農林	64	埼玉野菜生産力強化支援事業費補助金																										○
	65	彩の国グリーンツーリズム総合対策事業																							○			
	65	都市地域農業総合支援事業																							○			
	66	中山間地域等支援事業																										○
	66	みどりの学校ファーム推進事業																										○
	67	農業団地整備促進モデル事業																							○			
	67	埼玉県農業経営基盤強化資金利子助成補助金																										○
	68	農作物災害緊急対策事業農業災害資金利子補給補助金																										○
	69	生産振興総合支援事業																							○			
	70	森をまもる活動支援事業																										○
	70	先進的総合防除対策事業																										○
	71	安全安心農産物確保対策推進事業（ＧＡＰ実践事業）																										○
	71	安全安心農産物確保対策推進事業（トレーサビリティ確立事業）																										○
教育局	72	学校教育に係る市町村総合助成金																										○
	73	放課後子ども教室推進事業費補助金																										○
	73	市町村人権教育指導研修事業補助金																										○

目次／該当事業早見表

第3編　融資制度

部局	ページ	制度名称	ハード事業																			ソフト事業					
			基盤整備事業											その他施設整備事業													
			1 市街地整備、景観形成事業	2 道路の整備、街路、農道、歩道、林道、緑道	3 公園緑地整備（駅前広場等）、保全林の整備、広場整備	4 親水護岸、親水緑地整備	5 駐車場、駐輪場整備（付帯施設として整備される場合を含む）	6 スポーツ・レクリエーション施設整備	7 情報通信施設整備	8 休憩所・トイレ等の整備（付帯施設として整備される場合を含む）	9 排水・下水道施設、下水道類似施設、上水施設整備	10 火災予防・災害回避基盤整備	11 その他	12 コミュニティーセンター、公民館、集会所整備、生涯学習センター	13 文化会館、劇場、音楽ホール整備	14 図書館、情報センター整備	15 美術館、博物館、資料館整備	16 社会福祉施設（老人福祉施設、児童福祉施設等）整備	17 保健・健康センター整備	18 体育施設整備	19 消防・防災センター整備	20 その他	21 文化・スポーツ・その他イベントの開催	22 講座・講演会・教室の開催への支援	23 調査・研究・計画策定支援	24 情報提供・情報システム開発	25 人材派遣・人材育成・人件費助成	26 その他
財政企画	74	地域総合整備資金貸付事業（ふるさと融資）						○	○				○					○				○						
財政企画	75	ふるさと創造貸付金																										○
医療保健	76	埼玉県国民健康保険広域化等支援基金																										○

第4編　人的支援制度

企画財政	77	住民基本台帳ネットワークシステム運営事業費																										○
企画財政	77	地域づくりサポーター派遣事業																						○		○	○
企画財政	78	地域づくりアドバイザー事業																						○	○	○	○
企画財政	78	新分野進出等アドバイザー派遣事業																						○	○	○	○
企画財政	79	まちなか再生支援専門家派遣事業																						○	○	○	○
企画財政	79	まちなか再生総合プロデュース事業																						○	○	○	○
企画財政	80	総合助言制度（地域づくりサポーター派遣事業の1つ）																						○		○	
企画財政	81	PFIアドバイザー派遣制度																						○		○	
企画財政	81	県と市町村との人事交流（職員の派遣）																								○	
企画財政	82	県と市町村との人事交流（「実務研修職員の受入」）																								○	
企画財政	82	選挙事務合理化研究会																									○
企画財政	83	市町村明るい選挙推進協議会組織・活動活性化事業																									○
総務	84	県税務職員の短期派遣																								○	
総務	84	徴収に係る実務研修生受入れ																								○	
総務	84	県による個人住民税の直接徴収（地方税法第48条）																									○
総務	84	個人住民税市町村表彰																									○
総務	84	徴収実務アドバイザーの設置																								○	
総務	84	県と市町村の臨時捜索チームによる滞納整理																								○	
県民生活	85	市町村相談担当者研修																								○	
県民生活	85	市町村巡回相談																								○	
県民生活	86	NPOと市町村の協働促進事業																								○	
県民生活	86	ユニバーサルデザイン推進アドバイザーの派遣																								○	
県民生活	87	外国人総合相談センター埼玉																									○
県民生活	87	外国人児童生徒日本語学習支援事業																								○	
県民生活	88	市町村の取組支援																								○	
県民生活	88	市町村・地域における人材の育成																								○	○
県民生活	89	消費生活相談緊急相談アドバイザー制度																									○
県民生活	89	市町村消費者行政職員研修																								○	
危機管理防災	90	埼玉県防災ヘリコプター応援事業																									○

目次／該当事業早見表

第4編　人的支援制度（続き）

部局	ページ	制度名称	ハード事業																				ソフト事業					
			基盤整備事業											その他施設整備事業														
			1 市街地整備、景観形成事業	2 道路、街路、農道、歩道、林道、緑道の整備	3 公園緑地整備、保全林の整備、広場整備（駅前広場等）	4 親水護岸、親水緑地整備	5 駐車場、駐輪場整備（付帯施設として整備される場合を含む）	6 スポーツ・レクリエーション施設整備	7 情報通信施設整備	8 休憩所・トイレ等の整備（付帯施設として整備される場合を含む）	9 排水・下水道施設、下水道類似施設、上水施設整備	10 火災予防・災害回避基盤整備	11 その他	12 コミュニティーセンター、生涯学習センター、公民館、集会所整備	13 文化会館、劇場、音楽ホール整備	14 図書館、情報センター整備	15 美術館、博物館、資料館整備	16 社会福祉施設（老人福祉施設、児童福祉施設等）整備	17 保健・健康センター整備	18 体育施設整備	19 消防・防災センター整備	20 その他	21 文化・スポーツ・その他イベントの開催	22 講座・講演会・教室の開催への支援	23 調査・研究・計画策定支援	24 情報提供・情報システム開発	25 人材派遣・人材育成・人件費助成	26 その他
環境	91	ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050推進事業																							○			
	92	環境学習推進事業																									○	
	92	みどりの園庭・校庭促進事業費（みどりのアドバイザー派遣制度）																										○
福祉	93	高齢者虐待対応研修事業																									○	
	93	介護認定調査員等研修																									○	
	94	ワークライフバランス水先案内人																									○	
	94	お父さん応援講座																									○	
保健医療	95	地域保健福祉関係職員研修																									○	
	95	保健師相互派遣																									○	
産業労働	96	中心市街地活性化等市町村支援事業																							○	○	○	
県土整備	97	市町村職員土木技術研修																									○	
	97	県内全市町村での総合評価方式の導入																										○
	98	市町村工事検査技術研修																									○	

目次／該当事業早見表

第5編　参考

建設費補助金制度

部局	ページ	制度名称	ハード事業 基盤整備事業 1 市街地整備、景観形成事業	2 道路の整備、街路、農道、歩道、林道、緑道	3 公園緑地整備（駅前広場等）、保全林の整備、広場整備	4 親水護岸、親水緑地整備	5 駐車場、駐輪場整備（付帯施設として整備される場合を含む）	6 スポーツ・レクリエーション施設整備	7 情報通信施設整備	8 休憩所・トイレ等の整備（付帯施設として整備される場合を含む）	9 排水・下水道施設、下水道類似施設、上水施設整備	10 火災予防・災害回避基盤整備	11 その他	その他施設整備事業 12 コミュニティセンター、生涯学習センター、公民館、集会所整備	13 文化会館、劇場、音楽ホール整備	14 図書館、情報センター整備	15 美術館、博物館、資料館整備	16 社会福祉施設（老人福祉施設、児童福祉施設等）整備	17 保健・健康センター整備	18 体育施設整備	19 消防・防災センター整備	20 その他	ソフト事業 21 文化・スポーツ・その他イベントの開催	22 講座・講演会・教室の開催への支援	23 調査・研究・計画策定支援	24 情報提供・情報システム開発	25 人材派遣・人材育成・人件費助成	26 その他
企画財政	99	魅力ある商店街づくり助成事業	○		○		○			○																		
県民生活	100	コミュニティ助成事業												○									○					

運営費補助金制度

企画財政	101	新技術・地域資源開発補助事業																						○				○
	101	地域再生環境整備事業																					○	○	○	○	○	○
	102	e-地域資源活用事業																							○			○
	102	地域共創ビジネス支援事業																						○		○		○
	103	活力ある地域づくり支援事業（広域連携推進助成事業）																				○	○					○
	103	活力ある地域づくり支援事業（活力ある商店街づくり助成事業）																				○	○					○
	104	活力ある地域づくり支援事業（地域資源活用助成事業）																				○	○					○
	104	地域イベント助成事業																				○	○					○
	105	公共スポーツ施設等活性化助成事業						○												○			○	○				○
	106	スポーツ拠点づくり推進事業																					○					
	106	移住・交流推進支援事業																							○	○		○
	107	合併市町村住民組織等活性化支援事業																										
	107	シンポジウム助成事業																				○	○					○
県民生活	108	地域の文化・芸術活動支援事業																				○	○	○				
	108	宝くじ文化公演																				○	○					
	109	宝くじふるさとワクワク劇場																				○						
	109	宝くじまちの音楽会																				○						
	110	宝くじおしゃべり音楽館																				○						
福祉	110	長寿社会づくりソフト事業費交付金交付事業（特定事業）																										○
広域連合 人づくり	111	市町村職員交流・市町村職員民間企業派遣事業費補助																									○	

人的支援制度（彩の国さいたま人づくり広域連合）

人づくり広域連合	112	市町村職員研修																									○	
	113	政策課題共同研究																									○	
	113	市町村政策課題研究支援事業																									○	
	114	政策情報ライブラリー																									○	
	114	研修講師等人材バンク																									○	
	115	人材確保事業																									○	
	116	人材交流事業																									○	

第１編　　建設費補助金制度
（ハード整備事業等）

【企画財政部】

携帯電話等エリア整備事業

制度区分　国庫補助金・県補助金
所管省庁　総務省 総合通信基盤局移動通信課
県担当課　情報企画課　企画･広域担当(内線 2269)

支援目的

携帯電話の利用可能な地域を拡大し、地域間の電気通信格差解消を図り、大雨、大雪などの災害時や戸外での病気・事故の際の連絡手段の確保のため、過疎地等において、市町村による携帯電話等の基地局施設（鉄塔、無線設備等）の整備を支援する。

支援内容

〔対象事業〕
過疎地、辺地、山村又は特定農山村において、市町村が国の制度を活用して行う携帯電話等の無線通信が行えない状態の解消を図るための施設及び設備の設置事業。

〔対象経費（事業者独自事業に要する経費を除く）〕
・　無線通信に必要な施設・設備の設置に要する費用とその附帯工事費
・　施設・設備の設置を行うために必要な用地及び道路の整備に要する経費とその附帯工事費。
　　ただし、伝送路整備事業（国庫補助事業）のみを活用する場合は除く。

〔支援金額（率）〕
1　国庫補助事業のうち基地局整備事業を活用する場合
　　対象経費の４／５以内（うち、国庫補助金が対象経費の２／３以内）
2　国庫補助事業のうち伝送路整備事業のみを活用する場合
　　対象経費の９／２０以内（ただし、事業総額の１／５を限度）

〔対象団体〕
市町村

〔予　　算　　額〕２２年度　９６，４１５千円、２１年度　２８，３６６千円

〔採択件数・採択例〕
２２年度（予定）　１３件
２１年度　　４件（ときがわ町堂平地区・舟の沢地区、小鹿野町両神薄塩沢地区・浦島地区）

〔根拠法令・要綱等〕
埼玉県携帯電話等エリア整備事業補助金交付要綱

〔事業期間・採択期限〕
事業期間　１年
新規採択期限　特になし

〔組合せ出来る他制度〕
過疎債、辺地債、無線システム普及支援事業費等補助金（総務省）

例１　国庫補助事業のうち基地局整備事業を活用する場合

例２　国庫補助事業のうち伝送路整備事業のみを活用する場合

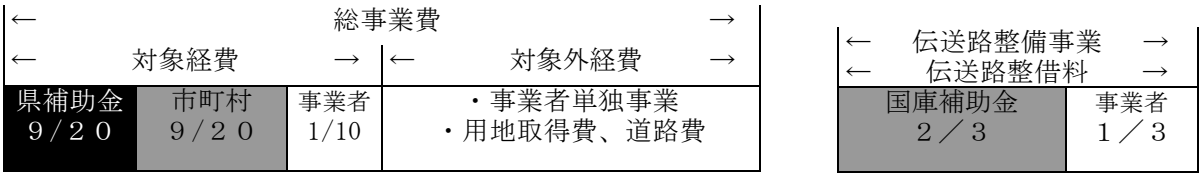

※県補助金は総事業費の５分の１に相当する額を限度とする。

【企画財政部】

地域づくり提案事業
（ふるさと創造資金　地域づくり支援枠）

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　地域政策課　地域振興担当（内線２７６８）

支援目的

自立を目指す市町村の主体的な地域づくりを支援するため、明確な目標設定と成果検証を行うことにより、魅力ある地域づくりに取り組む市町村等に対し補助金を交付する。

支援内容

〔対象事業〕
地域資源や市町村の強み等を活かした魅力ある地域づくりに資する事業で、成果指標の設定及び成果検証を行う以下の事業
（１）市町村が主体的に取り組む提案事業
（２）地域団体等と協働する全員参加の取組のうち、市町村が実施する事業

※補助対象外事業
・国庫補助事業
・県費補助対象事業
・公用施設（庁舎等）の整備、維持管理等に係る事業
・その他、この補助金の趣旨に合致しない事業

〔対象経費〕
対象事業に要する経費から制度上充てられる地方債等の特定財源を控除して得た補助事業者の一般財源に係る経費

※補助対象外経費
・用地取得費（環境保全のための計画的な緑地取得事業等を除く）
・施設等の解体撤去費用
・基本設計に係る費用
・備品購入費（１品の取得価格が１００万円以上のものを除く）
・報償費（講師等の謝金を除く）、旅費（講師等の費用弁償を除く）、食料費、交際費

〔支援金額（率）〕
対象経費の１／２以内。ただし、前年度における普通交付税不交付団体については、補助率１／３以内

補助限度額　・原則として１市町村につき単年度あたり５，０００万円
※（１）の事業については２，５００万円
・２ヵ年にわたる継続事業については計画全体で１億円
※（１）の事業については計画全体で５，０００万円

〔対象団体〕
市町村（政令指定都市を除く）、実行委員会等（商工会、観光協会、地域づくり団体等が市町村とともに設置する組織で、事務局が市町村に置かれているものに限る）

〔予　　算　　額〕２２年度　１，３２０，０００千円のうち一部
２１年度　１，２００，０００千円のうち一部

〔採択件数・採択例〕２２年度　未定
２１年度　６７件　　戸田ヶ原自然再生事業（戸田市）
イメージアップ戦略推進事業（横瀬町）

〔根拠法令・要綱等〕地域づくり提案事業補助金交付要綱

〔事業期間・採択期限〕
事業期間　原則として２か年度以内
新規採択期間　特になし

〔組合せ出来る他制度〕
地方債等（埼玉県ふるさと創造貸付金を含む）　※国庫支出金及び他の県補助金は除く。

【企画財政部】

市町村緊急支援事業
（ふるさと創造資金　緊急重点事業推進枠）

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　地域政策課　地域振興担当（内線２７６８）

支援目的

緊急又は不測の事態に対応するために市町村が実施する事業に対して財政支援を行う。

支援内容

〔対象事業〕
災害、事件、事故等により、緊急又は不測の事態（災害、事件、事故等により、緊急又は不測の事態が生じるおそれが極めて高いと認められる場合を含む。）に対応するために実施され、特に支援が必要と認められる事業

〔対象経費〕
対象事業に要する経費から制度上充てられる地方債等の特定財源を控除して得た補助事業者の一般財源に係る経費

〔支援金額（率）〕
対象経費の範囲内で補助事業の目的、規模、補助事業者の財政力その他の事情を勘案して知事が定める額

〔対象団体〕
市町村、一部事務組合

〔予　　算　　額〕２２年度　１３６，６００千円
２１年度　１７０，１００千円

〔採択件数・採択例〕　２２年度　１件（H22.5月末現在）　不発弾処理事業（鳩ヶ谷市）
２１年度　１件　不発弾処理事業（鳩ヶ谷市）

〔根拠法令・要綱等〕
市町村緊急支援事業費補助金交付要綱

〔事業期間・採択期限〕
特になし

〔組合せ出来る他制度〕
地方債等（埼玉県ふるさと創造貸付金を含む）

【企画財政部】

みんなに親しまれる駅づくり事業補助金
（ふるさと創造資金 緊急重点事業推進枠）

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　交通政策課 鉄道担当（内線２２２７）

支援目的

年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが快適に安心して鉄道駅を利用できるように駅のバリアフリー化を進める。

支援内容

〔対象事業〕
原則として、エレベーター、スロープ、障害者対応型トイレなど、駅のバリアフリー化に資する施設の整備（市町村または鉄道事業者が事業主体として設置するもの）

〔対象経費〕
施設の整備に係る経費及び関連付帯工事に係る経費（設計費を除く）のうち市町村が補助・負担する額（鉄道事業者が負担する額、国庫補助金、地方債等（埼玉県ふるさと創造貸付金制度により貸付を受けた額を除く）を控除した経費）

〔支援金額（率）〕
対象経費の１／２以内（前年度普通交付税不交付団体は１／３以内）
補助限度額は１つの施設につき２０，０００千円

〔対象団体〕
市町村

〔予　　算　　額〕２２年度　４５１，４００千円　、　２１年度　　６２２，４００千円

〔採択件数・採択例〕
２２年度　　未定
２１年度　　２４市町２５駅７１施設
春日部市：東武野田線　豊春駅　改札内・改札外エレベーター、改札内障害者対応型トイレ
狭 山 市：西武新宿線　狭山市駅　改札内エレベーター、改札内障害者対応型トイレ
上 尾 市：ＪＲ高崎線　上尾駅　改札内エレベーター、改札内・改札外西口障害者対応型トイレ　等

〔根拠法令・要綱等〕
みんなに親しまれる駅づくり事業補助金交付要綱
平成２２年度みんなに親しまれる駅づくり事業補助金取扱要領

〔事業期間・採択期限〕
事業期間　　１年
新規採択期限　特になし

〔組合せ出来る他制度〕
地方債、埼玉県ふるさと創造貸付金
国土交通省所管の国庫補助制度の一部
・交通施設バリアフリー化等設備整備費補助金
・鉄道駅総合改善事業
・社会資本整備総合交付金

【企画財政部】

埼玉県つくばエクスプレス建設費無利子貸付資金利子補助金

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　交通政策課　三セク線調整担当

支援目的

　つくばエクスプレスの建設を促進するため、八潮市、三郷市が首都圏新都市鉄道株式会社に行った無利子貸付に係る起債利子償還額について予算の範囲内において補助を行い、両市の財政負担の軽減を図る。

支援内容

〔対象事業〕
　大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法に基づくつくばエクスプレス建設事業に対して、市が行った無利子貸付事業

〔対象経費〕
　首都圏新都市鉄道株式会社に対して市が行った無利子貸付のために、当該市が地方債措置により資金を調達した場合の利子償還額

〔支援金額（率）〕
　起債利子償還額の１０分の２の範囲内で知事が定める額

〔対象団体〕
　八潮市、三郷市

〔予　　算　　額〕　２２年度　１５，０３３　千円
　　２１年度　１７，５２１　千円
〔採択件数・採択例〕　２２年度　２件　八潮市、三郷市
　　２１年度　２件　八潮市、三郷市

〔根拠法令・要綱等〕
　大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法
　埼玉県つくばエクスプレス建設費無利子貸付資金利子補助金交付要綱

〔事業期間・採択期限〕
　事業期間　１年間
　新規採択期間　特になし

〔組合せ出来る他制度〕
　特になし

建設費補助金制度

【県民生活部】

コミュニティ施設特別整備事業補助金
（ふるさと創造資金　地域づくり支援枠）

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　NPO活動推進課地域コミュニティ担当（内線２８１９）

支援目的

県内各地で展開されているコミュニティ活動を促進するため、地域住民の心のふれあいの場や身近な生活環境施設などのコミュニティ施設の整備事業を推進し、自治と連帯に根ざした地域社会の実現と豊かな彩の国づくりに資するものとする。

支援内容

〔対象事業〕
①集会所建設　②小公園整備　③体育施設整備　④学校開放施設整備
・事業の要件
1　地域住民の意向が十分反映され、地域住民の総意を得たものであること。
2　既存のコミュニティ関連施設との調整を図り、その機能が最大限に活用されるものであること。
3　維持管理については、地域住民が行うもの又は地域住民の協力が得られるものであること。
4　新規に整備するものであること。
5　実施基準に適合するものであること。

〔対象経費〕
・市町村事業　　整備事業に要する経費
・地区団体事業　　整備事業を実施する地区団体に対して市町村が交付する補助金に要する経費

〔支援金額（率）〕
1　補助限度額
①集会所建設事業
・大規模集会所建設　　１，０００万円
（整備事業費４，０００万円以上かつ延床面積３００㎡以上、他にも受益戸数等の要件あり）
・文化性付加集会所建設　　６００万円
（通常集会所に文化性の創造に寄与するデザインを付加する場合）
・通常集会所建設　　５００万円
②～④に掲げる対象事業　　１５０万円
2　補助率
（1）事業主体が市町村の場合
整備事業に要する経費の１／２以内
ただし、前年度の普通交付税不交付団体に対しては、１／３以内
（2）事業主体が地区団体の場合（④学校開放施設整備は市町村事業に限る）
市町村が地区団体に交付する補助金の１／２以内
ただし、前年度の普通交付税不交付団体に対しては、１／３以内

〔対象団体〕
市町村、市町村→地区団体

〔予　　算　　額〕２２年度１，３２０，０００千円のうち一部
２１年度１，２００，０００千円のうち一部

〔採択件数・採択例〕
２２年度　未　定
２１年度　２２件
集　会　所　：16件（川口市他）
小　公　園　：４件（行田市、秩父市、毛呂山町、北川辺町）
体 育 施 設　：１件（横瀬町）
学校開放施設　：１件（志木市）

〔根拠法令・要綱等〕
埼玉県コミュニティ施設特別整備事業実施要綱

〔事業期間・採択期限〕
事業期間　　１年
新規採択期限　特になし

〔組合せ出来る他制度〕
特になし

【環境部】

埼玉県地域グリーンニューディール基金市町村補助金

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　温暖化対策課 総務・貸付担当（内線：３０４３）

支援目的	地球温暖化対策等喫緊な環境問題を解決するために不可欠な市町村の取組を一層進めるため、市町村が行う地球温暖化対策等の事業に対して、「さいたま環境創造基金」のうち「地域グリーンニューディール基金」分を財源とする「埼玉県地域グリーンニューディール基金市町村補助金」を交付する。
支援内容	〔対象事業〕 市町村が基金を活用して実施する地球温暖化対策等の事業 〔対象経費〕 ○民間への支援に対する経費 ・一般住宅への省エネ・新エネ設備の複合的な導入に対する補助金 ○公共施設の省エネ化に対する経費 ・太陽光発電、LED 照明、遮熱性塗装、ペアガラスなどの複合的又は一体的整備に係る経費 ○その他 ・不法投棄の監視に対する経費 〔支援金額（率）〕 補助率：１０／１０以内 ２億６００万円（平成21～23年度の３年間） 〔対象団体〕 平成２１年度において、環境省により採択された２１市町の２３事業 ※　新規募集は行わない。

〔予　　算　　額〕
２２年度　１０８，０００千円
２１年度　　３６，０００千円

〔採択件数・採択例〕
２２年度（予定）　１４団体
２１年度　　５団体

〔根拠法令・要綱等〕
埼玉県地域グリーンニューディール基金市町村補助金交付要綱

〔事業期間・採択期限〕
事業期間　３年
新規採択期限　平成２１年度

〔組合せ出来る他制度〕
特になし

【環境部】

浄化槽整備・普及啓発事業費奨励交付金

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　水環境課里川再生担当（内線３０８３）

支援目的

生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止及び浄化槽の処理能力の向上により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とし、浄化槽の設置費等の補助を行う市町村への補助。

支援内容

〔対象事業〕
○　対象地域
下水道法第４条第１項または同法第２５条の３第１項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域外の地域

○　事業内容
１　浄化槽設置整備事業
専用住宅に、処理対象人員１０人以下で「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」に適合する浄化槽を設置しようとする者に対し、その設置に要する費用を助成する事業
２　浄化槽市町村整備推進事業
市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）が設置主体となる浄化槽の設置に係る付帯工事に要する費用を助成する事業

〔対象経費〕
１　浄化槽の設置者に対する市町村の補助金
２　市町村が設置主体となる浄化槽の設置に係る付帯工事の使用者負担分に対する市町村の補助金
３　市町村が普及啓発に要した経費（需用費、委託料等）

〔支援金額（率）〕
１　浄化槽設置整備事業
（設置費）
既設単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換を伴わない一般型浄化槽の設置については、人槽区分にかかわらず、浄化槽１基当たり４０千円を上限額とする。その他の場合は、下記基準額の１／３の額と市町村の総事業費の１／３とを比べて少ない方の額。

	一般型			高度処理型			
人槽区分（人槽）	5	6－7	8－10		5	6－7	8－10
基準額　（千円）	３３２	４１４	５４８	（ＢＯＤ除去型）	４８９	６５４	９０３

（転換費）
既存単独処理浄化槽又は汲取り方式から浄化槽に転換する際の処分費（清掃、消毒及び汚泥処理、撤去等）として、１基当たり６０千円を上限額とする。
２　浄化槽市町村整備推進事業
（付帯工事）
１基当たり１２０千円と対象経費の１／３とを比べて少ない方の額。

〔対象団体〕
市町村

〔予　　算　　額〕２２年度　１９４，７１１千円、２１年度　２０３，３８６千円
〔採択件数・採択例〕
２２年度　４８市町村　２，３３３基
２１年度　５３市町村　２，５９７基
〔根拠法令・要綱等〕
浄化槽法、浄化槽整備・普及啓発事業費奨励交付金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕
事業期間　　１年
新規採択期限　特になし
〔組合せ出来る他制度〕
循環型社会形成推進交付金、汚水処理施設整備交付金

国庫補助等	県費補助	市町村
１／３	１／３	１／３

←　総事業費　→

【環境部】

みどりの埼玉づくり県民提案事業費
（市町村みどり保全・創出支援事業）

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　みどり再生課（内線３１４７）

支援目的	市町村が実施するみどりの保全・創出の取組に対して、適当と認められる事業に補助金を交付する。
支援内容	〔対象事業〕 森林・緑地の保全整備、街路樹の植樹、動植物の植生保護、記念植樹など 〔対象経費〕 上記対象事業に係る経費 〔支援金額（率）〕 限度額：３，０００千円 補助率：１／２ 〔対象団体〕 市町村（さいたま市を除く）、一部事務組合等の特別地方公共団体など

〔予　　算　　額〕２２年度　６，０００千円　、　２１年度　０千円
〔採択件数・採択例〕
２２年度（予定）　２件
２１年度　０件
〔根拠法令・要綱等〕
みどりの埼玉づくり県民提案事業補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕
事業期間　１年
新規採択期限　各年度
〔組合せ出来る他制度〕
特になし

【環境部】

みどりの園庭・校庭促進事業費

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　みどり再生課（内線３１４７）

支援目的

園庭・校庭の芝生化等を進めることにより、ヒートアイランド現象の緩和を含む地球温暖化対策に資するとともに、児童がみどりにふれあうことでみどりの大切さを知り、将来に向けての環境意識の醸成を図る。

支援内容

〔対象事業〕
芝生化事業費、植樹事業費

〔対象経費〕
上記対象事業に係る経費

〔支援金額（率）〕
１　県内公立幼稚園・保育所、公立・私立小・中・高等学校等の場合
　限度額：６，０００千円
　補助率：１／２

２　県内私立幼稚園・保育所の場合
　限度額：６００千円
　補助率：１０／１０

〔対象団体〕
市町村（さいたま市を除く）、学校法人、社会福祉法人等

〔予　　算　　額〕２２年度　１５０，０００千円　、　２１年度　１８０，０００千円
〔採択件数・採択例〕
２２年度（予定）　２０５件
２１年度　　２０９件（２１年度は私立幼稚園・保育所のみ対象）
〔根拠法令・要綱等〕
埼玉県みどりの園庭・校庭促進事業補助金交付要綱（仮称）
〔事業期間・採択期限〕
事業期間　１年
新規採択期限　各年度
〔組合せ出来る他制度〕
特になし

【福祉部】

保育サービス施設整備事業費（駅前等家庭保育室）

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　子育て支援課 保育施設担当 (内線3328)

支援目的

保育所待機児童を早期に解消するため、認可外保育施設の一つである家庭保育室の新たな設置を促進し、特に待機児童の多い低年齢児の受入枠拡大を図る。

支援内容

〔対象事業・対象経費〕
駅前等の既存建物の小さなスペースを活用して行う家庭保育室の設置を促進し、特に待機児童の多い低年齢児の受入枠拡大を図る。
家庭保育室設置者が、家庭保育室を設置（又は既存家庭保育室の定員増）するために必要な改修費及び初度備品費を助成する。

〔支援金額（率）〕

区　分	補助基準額	補助率（負担区分）
改　修	3,000千円（※）	１０／１０　（県１／２、市町村１／２）

※１施設当たり。

〔対象団体〕
市町村→家庭保育室設置者

〔予　　算　　額〕２２年度７，５００千円、２１年度７，５００千円
〔採択件数・採択例〕
２２年度　（予定）　５件
２１年度　（実績）　４件（所沢市、草加市、吉川市、富士見市）
〔根拠法令・要綱等〕
駅前等家庭保育室開設準備費補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕
事業期間　２２．４．１～２３．３．３１
新規採択期限　特になし
〔組合せ出来る他制度〕
特になし

補助金額＝対象事業費 (市町村補助対象額)
×1/2

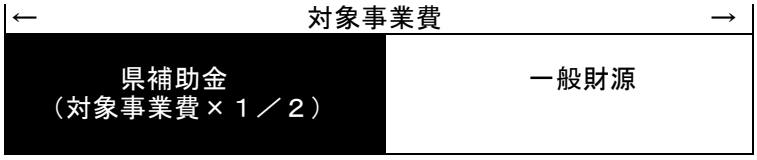

【保健医療部】

山間山添い地域水道水源開発施設整備費償還金補助

制度区分　国庫補助金・県補助金
所管省庁　厚生労働省 健康局 水道課
県担当課　生活衛生課　水道担当（内線 3616）

支援目的

山間山添い地域で水道水源を確保するため、市町村が水道水源開発施設の整備費として借り入れた企業債（公的資金補償金免除繰上償還等による借換企業債を含む）の元利償還金（独立行政法人水資源機構への償還金を含む）に対して、県費補助金を交付し地元負担の軽減を図る。

支援内容

〔対象事業〕
市町村が独自に水道水源開発を実施する場合で水道水源開発施設整備費国庫補助の対象となった事業。

〔対象経費〕
水道水源開発施設整備費国庫補助対象事業として実施する水源開発施設の建設費の企業債（公的資金補償金免除繰上償還等による借換企業債を含む）に係る元利償還金（水資源開発公団の割賦金を含む）

〔支援金額（率）〕
県補助金　補助率　１／３（国庫補助率１／２の場合）
１／２（国庫補助率１／３の場合）
0.39278（国庫補助率0.45106の場合）

〔対象団体〕
飯能市、寄居町、深谷市（旧川本町）、小鹿野町、秩父市

〔予算額〕２２年度　１２７，０８７千円　、　２１年度　１３０，１３６千円

〔採択件数・採択例〕
２２年度　（予定）５件　有間ダム（飯能市）、合角ダム（寄居町、深谷市、小鹿野町）
浦山ダム（秩父市）
２１年度　５件　有間ダム（飯能市）、合角ダム（寄居町、深谷市、小鹿野町）
浦山ダム（秩父市）

〔根拠法令・要綱等〕
山間山添い地域水道水源開発施設整備費償還金補助金交付要綱

〔事業期間・採択期限〕
事業期間　償還金に対応する年数
新規採択期限　なし

〔組合せ出来る他制度〕
（建設事業費については、国庫補助金（水道水源開発等施設整備費補助）が対象となるが、県費補助は元利償還金に対する補助である。）

【保健医療部】

安全な飲料水確保緊急対策事業費

制度区分　国庫補助金・県補助金
所管省庁　厚生労働省 健康局 水道課
県担当課　生活衛生課　水道担当（内線 3616）

支援目的

水質悪化等に対応し、安全な飲料水を確保するために、緊急に水道未普及解消事業に取り組む水道事業体に対して補助金を交付し、事業の促進を支援することにより生活環境の改善、公衆衛生の向上を図る。

支援内容

〔対象事業〕
水源地域対策にかかる助成制度の適用外であり、水道料金（家庭用１ヶ月10㎥）が県平均以上である水道事業体が実施している、又は、平成１５年までに着手する予定である水道未普及解消事業

〔対象経費〕
水道未普及解消事業を実施するための整備として借り入れた企業債の元利償還金

〔支援金額（率）〕
県補助金　　補助率　　１／２

〔対象団体〕
東秩父村

〔予　　算　　額〕２２年度　７，１８３千円　、　２１年度　７，１８３千円

〔採択件数・採択例〕
２２年度　（予定）　　１件　東秩父村
２１年度　　１件　東秩父村

〔根拠法令・要綱等〕
安全な飲料水確保緊急対策費交付要綱

〔事業期間・採択期限〕
事業期間　　企業債の償還開始から１０年間
新規採択期限　平成１５年度

〔組合せ出来る他制度〕
（建設事業費については、国庫補助金（簡易水道等施設整備費補助）が対象となるが、県費補助は元利償還金に対する補助である。）

【産業労働部】

商店街施設整備事業補助

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　商業支援課　商業振興担当（内線 3761）

支援目的	商店街の賑わい等を創出するための新たな施設の整備に係る事業に補助する。
支援内容	〔対象事業〕 商店街等が行う新たな施設整備事業 〔対象経費〕 施設建設、取得費用（土地又は権利の取得に係る経費を除く。） 〔支援金額（率）〕 市町村補助額と同額又は補助対象経費の1/3(街路灯1/4)以内　【下限】50万円　【上限】1,000万円 （ＡＥＤは下限なし） 〔対象団体〕 市町村→商店街、商工会議所、商工会

〔予　　算　　額〕２２年度　１９，０００千円　、　２１年度　２０，０００千円
〔採択件数・採択例〕
２２年度　（予定）　８件
２１年度　８件（街路灯設置事業　川口市、ポイントカード機器設置事業　草加市等）
〔根拠法令・要綱等〕
商店街施設整備事業補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕
事業期間　１年
新規採択期限　特になし
〔組合せ出来る他制度〕

【産業労働部】

商店街ＣＯ２削減・省エネ促進事業

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　商業支援課　商業振興担当（内線 3761）

支援目的	ＣＯ２削減・省エネ対策（ソフト）に取り組む商店街が既存の街路灯に改修する取組に対し補助する。
支援内容	〔対象事業〕 省エネ街路灯（ＬＥＤ照明）への改修 〔対象経費〕 改修費用 〔支援金額（率）〕 市町村補助額と同額又は補助対象経費の1/4以内　【下限】25万円　【上限】250万円 〔対象団体〕 市町村→商店街

〔予　　算　　額〕
２２年度　１２，０００千円
２１年度　１５，０００千円
〔採択件数・採択例〕
２２年度　（予定）　７件
２１年度　１１件（ＬＥＤ街路灯への改修　川口市、三郷市等）
〔根拠法令・要綱等〕
商店街施設整備事業補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕
事業期間　１年
新規採択期限　特になし
〔組合せ出来る他制度〕

【産業労働部】

観光資源魅力アップ事業
（ふるさと創造資金　地域づくり支援枠）

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　観光課　観光・物産振興担当(内線 3955)

支援目的

自然や文化など多彩な観光資源の魅力を高めるため、市町村が行う観光資源等の整備を支援し、魅力ある観光地を形成する。

支援内容

〔対象事業〕
1　施設整備事業（ハード）
(1) 観光施設の新設
(2) 観光施設の改装、復元、移築
(3) 観光施設の魅力強化設備の設置
(4) 観光基盤の整備
(5) 観光サインの設置
(6) その他観光地の魅力を高める観光資源等の整備で知事が特に認めたもの
2　観光振興戦略事業（ソフト）
(1) 広域的な観光振興計画の策定
(2) 実践的な誘客促進事業

〔対象経費〕
1　施設整備事業（ハード）に係る工事費等
2　観光振興戦略事業（ソフト）に係る経費等

〔支援金額（率）〕
1　施設整備事業（ハード）
補助率　　１／３以内（前年度の財政力指数０．４２以下の団体に対しては１／２以内、前年度の普通交付税不交付団体に対しては１／４以内）
補助限度額　１０，０００千円
2　観光振興戦略事業（ソフト）
補助率　　１／２以内（前年度の普通交付税不交付団体に対しては１／３以内）
補助限度額　１，０００千円

〔対象団体〕
市町村（観光協会や第三セクターに補助する場合を含む）
（政令市は除く）

〔予　　算　　額〕２２年度　１，３２０，０００千円のうち一部
２１年度　１，２００，０００千円のうち一部

〔採択件数・採択例〕
２２年度　未定
２１年度　２３件　　川　越　市　「ＮＨＫ連続テレビ小説「つばさ」プロジェクト事業」ほか
秩　父　市　「外国人向け観光パンフレット作成事業」ほか
長　瀞　町　「花の里観光トイレ建設事業」ほか
飯　能　市　「芦苅場観光公衆トイレ新築工事」
日　高　市　「巾着田公衆トイレ整備事業」
行　田　市　「古代蓮の里案内看板事業」ほか

〔根拠法令・要綱等〕
埼玉県観光資源魅力アップ事業補助金交付要綱

〔事業期間・採択期限〕
事業期間　１年
新規採択期限　特になし

〔組合せ出来る他制度〕
ハード整備事業については地方債（ふるさと創造貸付金）

【農林部】

茶小規模条件整備事業費補助金

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　生産振興課　園芸・特産担当　(内線4116)

支援目的	防霜施設等の整備により、気象災害の影響を回避し、高品質茶の安定生産を図る。
支援内容	〔対象事業〕 １　市町村、農業協同組合又は農家集団が行う防霜施設等の整備 ２　事業要件 栽培面積がおおむね４ｈａ以上の地区であり、事業規模については、次に掲げるとおりとする。 （１）防霜施設 受益面積がおおむね４０ａ以上とする。 （２）生産安定施設 組織的な利用が行われること。 〔対象経費〕 防霜施設等の整備に要する経費 〔支援金額（率）〕 標準事業費　２，２００千円 補　助　率　３／１０以内 〔対象団体〕 市町村、農業協同組合、農家集団

〔予　　算　　額〕　２２年度　１，３２０千円　、　２１年度　２，４００千円

〔採択件数・採択例〕
２２年度（予定）　２件
２１年度　　２件

〔根拠法令・要綱等〕
茶小規模条件整備事業費補助金交付要綱

〔事業期間・採択期限〕
事業期間　　１年間
新規採択期限　特になし

〔組合せ出来る他制度〕

【農林部】

県単独治山事業補助金

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　森づくり課　治山・森林管理道担当（内線 4316）

支援目的	小規模な治山施設の整備を行い、山地災害の発生の予防、または、山地災害の拡大の防止を図る。
支援内容	〔対象事業〕 地域防災計画に掲載されている山地災害危険地区における、山地災害の予防または災害拡大の防止 〔対象経費〕 施設整備に要する工事費、委託料及び事務費 〔支援金額（率）〕 事業費の１／２以内 〔対象団体〕 市町村

〔予　　算　　額〕２２年度　　５，０００千円　、　２１年度　　１２，０００千円
〔採択件数・採択例〕
２２年度　（予定）２件（横瀬町）他
２１年度　　７件（秩父市）他
〔根拠法令・要綱等〕
（県）林業関係補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕
事業期間　１年
新規採択期限　特になし
〔組合せ出来る他制度〕
地方債　　自然災害防止事業債
補助金額＝総事業費×１／２

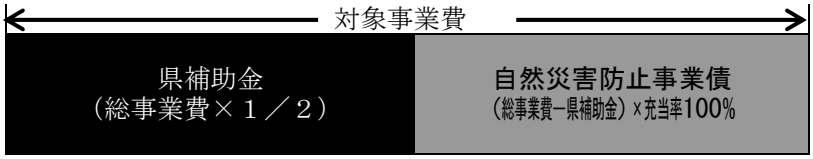

【農林部】

県単独森林管理道整備事業費補助金

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　森づくり課　治山・森林管理道担当　(内線４３１４)

支援目的

適切な森林整備の推進や林業経営の効率化及び山村生活環境の改善などを図るため、その基盤となる森林管理道の整備に必要な費用の一部を補助する。

支援内容

〔対象事業〕
埼玉地域森林計画書に計画されている森林管理道（林道）の改良・舗装

〔対象経費〕
施設整備に要する本工事費、付帯工事費、測量費=

〔支援金額（率）〕
事業費の３／１０以内

〔対象団体〕
市町村

〔予　　算　　額〕２２年度　６００千円　、　２１年度　１，２６９千円

〔採択件数・採択例〕
２２年度　（予定）　１件（小鹿野町）
２１年度　　２件（ときがわ町、東秩父村）

〔根拠法令・要綱等〕
（県）林業関係補助金交付要綱

〔事業期間・採択期限〕
事業期間　１年
新規採択期限　特になし

〔組合せ出来る他制度〕
地方債　　一般単独事業債
｛総事業費－県補助金（対象事業費×補助率）｝×充当率７５％

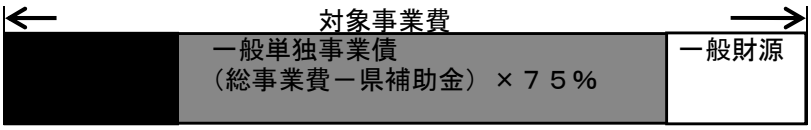

【農林部】

美しい森づくり事業費補助金
（森林整備促進事業費補助金）

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　森づくり課　間伐・森林循環担当（内線 4321）

支援目的

国庫補助事業の採択基準に満たない、植栽から保育にいたる一貫した森林整備を促進し、森林の持つ水源かん養機能及び二酸化炭素の吸収・貯蔵機能などの公益的機能の増進を図る。

支援内容

〔対象事業〕
地域森林計画の対象森林の区域内で行う１施行地の面積が０．０５ｈａ以上の植栽・保育等の森林整備

〔対象経費〕
上記に要する経費

〔支援金額（率）〕
対象経費の３／１０

〔対象団体〕
市町村 、森林組合等

〔予　　算　　額〕　２２年度　２，４９１千円、　２１年度　２，１２０千円

〔採択件数・採択例〕　２２年度　未定
２１年度　８件（秩父市他）

〔根拠法令・要綱等〕
（県）林業関係補助金交付要綱

〔事業期間・採択期限〕
事業期間　　１年間
新規採択期限　特になし

〔組合せ出来る他制度〕
地方債

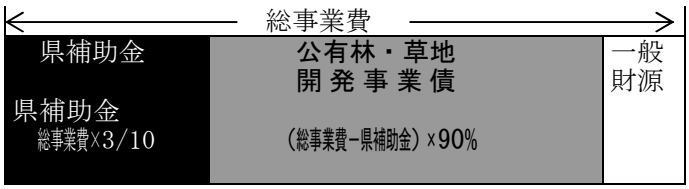

【農林部】

美しい森づくり事業費補助金
（予防薬剤注入事業費補助金）

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　森づくり課　間伐･森林循環担当（内線 4321）

支援目的	松くい虫被害のまん延を防止し、健全な森林を保全する。
支援内容	〔対象事業〕 健全な松林へ予防薬剤の注入による松くい虫被害の防止 〔対象経費〕 上記に要する経費 〔支援金額（率）〕 対象経費の３／１０ 〔対象団体〕 市町村

〔予　　算　　額〕　２２年度　　４２６千円、　　２１年度　　４４６千円

〔採択件数・採択例〕　２２年度　　３件（予定）
２１年度　　３件（吉見町、神川町、長瀞町）

〔根拠法令・要綱等〕
（県）林業関係補助金交付要綱

〔事業期間・採択期限〕
事業期間　　１年間
新規採択期限　特になし

〔組合せ出来る他制度〕
特になし

【農林部】

美しい森づくり事業費補助金
（間伐材利用促進事業費補助金）

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　森づくり課　間伐・森林循環担当（内線 4321）

支援目的

間伐材による流出・滑落などによる災害を防ぐため、国庫補助事業の対象とならない小径木や形質不良木の搬出・運搬に係る経費に対し支援する。

支援内容

〔対象事業〕
間伐材を林内から木材加工・製材工場等への搬出・運搬

〔対象経費〕
上記に要する経費

〔支援金額（率）〕
定額

〔対象団体〕
市町村、森林組合等

〔予　　算　　額〕　２２年度　６，０００千円、　２１年度　９，０００千円
〔採択件数・採択例〕　２２年度　未定
２１年度　６件（飯能市）他

〔根拠法令・要綱等〕
（県）林業関係補助金交付要綱

〔事業期間・採択期限〕
事業期間　１年間
新規採択期限　特になし

〔組合せ出来る他制度〕
特になし

【農林部】

団体営農地防災事業費補助金

制度区分　国庫補助金・県補助金
所管省庁　農林水産省　防災課
県担当課　農村整備課水利施設整備担当（内線 4347）

支援目的

老朽化したため池等の農業用用排水施設を整備して、農用地・農業用施設及び公共施設の災害を未然に防止する。

支援内容

〔対象事業〕
１　災害発生の防止等が必要な小規模な農業用ため池の改修又は廃止を行うもので、その受益面積が10ha未満であり、総事業費８百万円以上となる事業（ため池）
２　構造が不十分又は適当でない農業用河川工作物を改修するもので、総事業費が８百万円以上５０百万円未満となる事業（河川応急）

〔対象経費〕
整備に要する工事費及び事務費

〔支援金額（率）〕
工事費：1　た め 池　60%以内［国50%・県①公的被害あり10%以内、②公的被害なし1%以内］
2　河川応急　75%以内［国50%・県25%以内］

事務費：　国0%・県0%

〔対象団体〕
市町村、土地改良区

〔予　　算　　額〕　２２年度　－　円　　２１年度　－　円
〔採択件数・採択例〕　２２年度　－　件　　２１年度　－　件

〔根拠法令・要綱等〕
埼玉県農地防災事業補助金交付要綱

〔事業期間・採択期限〕
事業期間　５年以内
新規採択期限　特になし

〔組合せ出来る他制度〕
一般公共事業債（災害関連(1)一般分……農地防災）対象事業の１のみ対象
…… 充当率９０％（本来分３０％、財源対策債分６０％）
財源対策債相当額の元利償還分について５０％が基準財政需要額に算入

地方債額＝市町村負担額（対象事業費－補助金等）×充当率９０％〔30%（本来分）＋60%（財源対策債分）〕

【農林部】

団体営基盤整備促進事業費補助金

制度区分　国庫補助金・県補助金
所管省庁　農林水産省　農地整備課
県担当課　農村整備課　低コスト農地整備担当（内線 4351）

支援目的

多様化・高度化する食糧需要に対応しつつ地域農業の振興を図るため、地域の実情に応じて必要な土地改良事業を総合的・一体的に実施することにより耕地の汎用化を促進し農用地の高度利用による効率的な複合経営の確立を図る。

支援内容

〔対象事業〕
①農業用用排水施設　②農業用道路　③暗きょ排水　④客土　⑤区画整理　⑥農地造成
⑦交換分合　⑧農用地保全　⑨土地改良施設保全　⑩農業用集落道　⑪営農飲雑用水施設
⑫防災安全施設

１　土地基盤整備
（１）①～⑤までのいずれか、又は二以上を併せ行うものであって、これらの受益面積の合計がおおむね５ｈａ以上であるもの。
（２）（１）に掲げる施策と併せ行う⑥～⑧に掲げるもの。

２　生活環境施設整備
（１）１（１）に掲げる施策と併せ行う⑨～⑫に掲げるもの。

〔対象経費〕
整備に要する工事費及び事務費

〔支援金額（率）〕
工事費：　60%以内［国50%・県10%以内］

事務費：　50%［国50%・県0%］

※　国からの支援（国交付金）は、対象団体へ直接補助となる。

〔対象団体〕
市町村、土地改良区

〔予　　算　　額〕　２２年度　２，２７０千円
２１年度　４７，３７５千円

〔採択件数・採択例〕　２２年度　０件
２１年度　０件

〔根拠法令・要綱等〕
埼玉県土地改良事業関係補助金交付要綱

〔事業期間・採択期限〕
事業期間　５年以内
新規採択期限　特になし

〔組合せ出来る他制度〕
特になし

【農林部】

彩の国ゆたかなむらづくり整備事業
（農業集落排水事業費補助金）

制度区分　国庫補助金・県補助金
所管省庁　農林水産省　農村整備課
県担当課　農村整備課　農村環境担当（内線 4348）

支援目的

農村社会における混住化の進展、生活様式の高度化等、農業及び農村を取り巻く状況の変化により、農業用用排水の汚濁が進行し、農作物の育成障害、土地改良施設の維持管理費の増大、悪臭の発生等、農業生産環境及び農村生活環境の両面に大きな問題が生じている。

このため、農業用用排水の水質保全、農業用用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は、雨水を処理する施設を整備し、もって生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することを目的とする。

支援内容

〔対象事業〕
汚水、汚泥又は雨水を処理する施設及びこれに付帯する施設の整備又は改築
１　対象地区は、原則として農業振興地域とする。
２　受益戸数がおおむね２０戸以上の施設を補助対象とする。また排水路末端の受益戸数は２戸以上とする。
３　汚水処理施設は、原則として処理対象人口おおむね１，０００人程度に相当する規模以下を単位として計画、施行する。

〔対象経費〕
建設に要する本工事費及び付帯事務費（汚水処理施設周辺の門、柵、ヘイを除く）

〔支援金額（率）〕
工事費：平成１２～１４年度採択地区　　国　５／１０以内、県　１．５／１０以内
　　平成１５年度以降採択地区(一般)　国　５／１０以内、県　１．５／１０以内 (対象は処理場のみ)
　　〃　　(機能強化)　国　５／１０以内
事務費：国　５／１０以内

〔対象団体〕
市町村、土地改良区、農業協同組合、農業者等が組織する団体

〔予　　算　　額〕２２年度　７８８，０９７千円　、　２１年度　１，０７６，１０９千円

〔採択件数・採択例〕
２２年度　（予定）０件
２１年度　　０件

〔根拠法令・要綱等〕
農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱、農山漁村地域整備交付金実施要綱、
村づくり交付金実施要綱、汚水処理施設整備交付金交付要綱、
埼玉県農村総合整備事業補助金交付要綱、埼玉県農業集落排水整備推進交付金交付要綱

〔事業期間・採択期限〕
事業期間　　平成１４年度以降採択地区　６年以内
新規採択期限　特になし

〔組合せ出来る他制度〕
下水道事業債　……　地方債額の約５０％を後年度交付税措置

地方債額＝（対象事業費－国庫補助金－受益者負担金）×充当率１００％－県補助金

【農林部】

県費単独土地改良事業費補助金

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　農村整備課　農村環境担当（内線 4348）

支援目的

農業水利施設を有効に活用し、地域（施設管理者、地域住民、ＮＰＯ、市町村等）と連携・協働。

支援内容

〔対象事業・支援金額（率）〕

事　業　名	採択基準	補 助 率
かんがい排水事業	2ha（山村丘陵地域1ha）以上 畑地かんがい5ha以内 危険個所への安全施設 都市排水と共用する施設 山間地域の農地保全施設	33%以内 （暗渠、客土のみ30%以内）
ほ場整備事業	5ha以内 暗渠排水、客土等単独事業	
農道整備事業	2ha（山村丘陵地域1ha）以上 延長1,000m以内 有効幅員2m（山村丘陵地域 幅員1m）以上5m以内	
防災事業	1ha以上 ため池	
特認事業	採択基準に定める基準により難いものについて特に知事の承認を受けたもの。	

〔対象経費〕
整備に要する工事費

〔対象団体〕
市町村、土地改良区

〔予　　算　　額〕　２２年度　８８，４４９千円　　２１年度　１３７，２４２千円
〔採択件数・採択例〕　２２年度（予定）　３９地区　　２１年度　４４地区

〔根拠法令・要綱等〕
埼玉県土地改良事業関係補助金交付要綱

〔事業期間・採択期限〕
事業期間　１年（原則）
新規採択期限　特になし

〔組合せ出来る他制度〕
一般単独事業債（１一般事業……(20)その他事業……④産業経済施設（ふるさと農道緊急整備事業）

農道整備事業のみ対象（ふるさと農道緊急整備事業）……地方債額の３０～５０％を後年度交付税措置

地方債額＝市町村負担額（対象事業費－補助金等）×充当率９０％

ふるさと農道緊急整備事業と組み合わせて農道整備をした場合(補助残を全額市町村が負担する場合)

←　対　象　事　業　費　→		
臨時地方道整備事業債　50.25%分 財源対策債　10.05%分 （総事業費×６０．３%）	県補助金 （３３%）	一般財源 (6.7%)

※地方債の後年度交付税措置
臨時地方道整備事業債 30%
財源対策債 50%

【農林部】

水と緑の田園都市・水辺再生事業
（水と緑の田園都市・水辺再生事業費）

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　農村整備課　農村環境担当（内線 4348）

支援目的

農業用水路などを有効に活用し、地域と連携・協働を図りながら、県民誰もが水辺に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国　埼玉」を実現する。

支援内容

〔対象事業〕
農業水利施設を有効に活用して管理者（土地改良区、市町村）が、地域（地域住民、ＮＰＯ、学校など）と連携・協働を図りながら、景観、親水性及び生態系に配慮した整備を実施

〔対象経費〕
整備に要する工事費及び事務費

〔支援金額（率）〕
工事費：県　１／２以内

事務費：県　工事費の３％以内

〔対象団体〕
市町村、土地改良区

〔予　　算　　額〕２２年度　２３２，５００千円　　２１年度　２２１，７５０千円

〔採択件数・採択例〕
２２年度　４箇所　長楽用水（川島町）、柿沼堀支線用水路（大里用水土地改良区）
小針・下沼排水路（行田市）、東京葛西用水路（越谷市、草加市、八潮市）
２１年度　６箇所　鹿台堰（日高市）、八丁湖（吉見町）、別府沼（熊谷市）
東大場川（葛西用水路土地改良区）、山ノ神沼（蓮田市）
安戸落（庄内古川悪水路土地改良区）

〔根拠法令・要綱等〕
水と緑の田園都市・水辺再生事業実施要領、水と緑の田園都市・水辺再生事業補助金交付要綱

〔事業期間・採択期限〕
事業期間　平成２０年度から平成２３年度まで
新規採択期限　平成２２年度まで

〔組合せ出来る他制度〕
なし

【県土整備部】

市町村道路整備事業費補助金
（ふるさと創造資金　地域づくり支援枠）

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　道路街路課 市町村道担当（内線 5086）

支援目的

市町村道の整備を促進するため、市町村が行う道路整備事業に対し、当該事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

支援内容

〔対象事業〕
市町村道として認定されている道路の整備で、国庫補助対象事業を除く次に掲げる事業とする。
ただし、当該路線が幹線市町村道であること、新設もしくは改築の計画が道路構造令に基づくものであること及び当該年度の事業費が５００万円以上であることを要件とする。

1　道路改築事業
2　橋りょう整備事業
3　踏切構造改良事業
4　道路震災対策事業
5　その他知事が必要と認めたもの

〔対象経費〕
本工事費のみ

〔支援金額（率）〕
補助対象事業費から地方債等の特定財源を控除した一般財源の３分の１以内。ただし、前年度の普通交付税不交付団体に対しては４分の１以内とする。

〔対象団体〕
市町村（政令指定都市を除く）

〔予　　算　　額〕２２年度　1,320,000千円の一部　、　２１年度　1,200,000千円の一部

〔採択件数・採択例〕
２２年度　　未定
２１年度　　８件
道路改良工事（桶川市、滑川町）ほか

〔根拠法令・要綱等〕
市町村道路整備事業費補助金交付要綱

〔事業期間・採択期限〕
事業期間　　道路改築事業　　３か年以内
橋りょう整備事業　３か年以内
新規採択期限　特になし

〔組合せ出来る他制度〕
埼玉県ふるさと創造貸付金　等

【県土整備部】

市町村治水事業費等補助金
（ふるさと創造資金　地域づくり支援枠）

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　河川砂防課 防災担当（内線 5137）

支援目的

洪水または内水による浸水被害の防止、軽減を図る治水対策及び良好な水辺空間の形成を図る親水、浄化対策を推進するため、河川管理施設等の整備を推進しようとする市町村等に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

支援内容

〔対象事業〕
同一河川１回限りを原則とし、次に掲げる整備とする。ただし、国庫補助対象事業及び用地買収を除く。
１．準用河川及び普通河川改修事業
総事業費が概ね１，０００万円以上３億円未満で、次に掲げるいずれかの条件に該当する事業。
（１）氾濫被害が防止される区域内に１０ｈａ以上の農地、１５戸以上の家屋または５ｈａ以上の宅地が存じ、かつ過去３箇年間に氾濫被害が１回以上発生した区域に係わる河川の整備事業。
（２）良好な水辺空間の整備を図る必要がある市町村のシンボル的河川で、親水性を高めるための整備事業。
（３）汚濁の進んだ河川の水質浄化施設に係る整備事業。
２．ポンプ場整備事業
総事業費が概ね１，０００万円以上３億円未満で、内水排除を必要とする箇所でのポンプ場の新設または既存施設の増改築を行う整備事業。
なお、氾濫が防止される区域内に１５戸以上の家屋または１．５ｈａ以上の宅地が存じ、かつ過去３箇年間に氾濫被害が１回以上発生した区域に係わる河川の整備事業であることを要件とする。
３．河川防災関連施設整備事業
総事業費が概ね５００万円以上３，０００万円未満で、次に掲げる事業に要する費用の補助。
（１）水防活動用資機材（排水ポンプ等）
（２）水防拠点の新設及び増改築
（３）防災情報の収集、伝達機器（水位、雨量観測施設でテレメータ化を伴うもの）

〔対象経費〕
工事費、備品購入費

〔支援金額（率）〕
補助対象事業費から地方債等の特定財源を控除した一般財源の３分の１以内。ただし、前年度の普通交付税不交付団体に対しては４分の１以内とする。

〔対象団体〕
市町村、一部事務組合、水害予防組合

〔予　　算　　額〕２２年度　１，３２０，０００千円のうち一部
２１年度　１，２００，０００千円のうち一部

〔採択件数・採択例〕
２２年度　　未定
２１年度　　７件　河川改修事業（本庄市、東松山市、加須市）ほか

〔根拠法令・要綱等〕
市町村治水事業補助金交付要綱

〔事業期間・採択期限〕
事業期間　　事業着手後５年以内
新規採択期限　特になし

〔組合せ出来る他制度〕
・一般単独事業債（臨時河川等整備事業・・・・一般分）
地方債対象：河川事業、その他治山治水事業等
地方債額　：（単独事業として当該年度に実施する河川整備事業費総額－前年度の同事業費の一般財源－控除財源（当該補助金等））×充当率９５％
・一般単独事業債（一般事業のうち、その他事業の土木施設）
地方債対象：河川事業、排水施設事業
地方債額　：対象事業費×充当率７５％

【都市整備部】

埼玉県公共団体土地区画整理事業県道整備費

制度区分　国庫補助金・県補助金
所管省庁　国土交通省　都市・地域整備局　市街地整備課
国土交通省　住宅局　住宅整備課
県担当課　市街地整備課　区画整理担当（内線５３８３）

支援目的

市町村が土地区画整理事業により都市計画決定された県道を整備する場合に、その整備に要する費用の一部を負担することにより、県道及び沿線市街地の整備促進を図るものである。

支援内容

〔対象事業〕
当該年度に国庫補助金等を充当して実施する公共団体土地区画整理事業であって、その施行区域内に、都市計画決定済みの県道等（県道及び県へ移管することについて市町村長と知事との間に協議が成立している道路）を含むもの。

〔対象経費〕
土地区画整理事業に要する道路築造費、物件移転補償費、調査設計費等

〔支援金額（率）〕
・国庫補助率　５．５／１０

・県補助率

$$\frac{1}{3} \times \text{県道等整備費に係る国庫補助事業等の当該年度の事業費}$$

上式により算出した額を限度として、知事の定める額とする。

〔対象団体〕
市町村

〔予算額〕２２年度　３２０，２００千円　、　２１年度　３９２，３０２千円
〔採択件数・採択例〕
２２年度　（予定）６市　７地区　（川口市石神西立野地区、鳩ヶ谷市里地区　等）
２１年度　７市　９地区　（川口市石神西立野地区、鳩ヶ谷市里地区　等）
〔根拠法令・要綱等〕
埼玉県公共団体土地区画整理事業県道整備費交付要綱
〔事業期間・採択期限〕
事業期間　１年（原則）
新規採択期限　特になし
〔組合わせ出来る他制度〕
①一般公共事業債（都市計画……道路特会……土地区画整理）
｛国庫補助基本額－特定財源（当該補助金等）｝
×充当率55％＝地方債額

②公営企業債
｛総事業費－（国庫補助基本額＋保留地処分金以外の特定財源（当該補助金等））｝×充当率100％

＝地方債額

①

←　補助対象事業費　→			
国庫補助金 補助対象事業費×5.5/10	県補助金 県道整備費 ×1/3	一般公共事業債 （国庫補助基本額 −特定財源）×55%	一般財源

②

←　総事業費　→			
←　補助対象事業費　→			
国庫補助金 補助対象事業費 ×5.5/10	県補助金 県道整備費 ×1/3	一般財源	地域開発事業債 ｛総事業費−（国庫補助基本額+保留地処分金以外の特定財源）｝×100%

【都市整備部】

埼玉県市街地再開発促進事業費補助

制度区分　国庫補助金・県補助金
所管省庁　国土交通省　都市・地域整備局　市街地整備課
　　国土交通省　住宅局　　市街地建築課
県担当課　市街地整備課　再開発担当

支援目的

市街地再開発事業を促進し、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る

支援内容

〔対象事業〕
　埼玉県市街地再開発促進事業制度要綱（平成９年４月１日付都整第３２９号）に規定する組合等施行の市街地再開発事業

事業要件
　市町村が施行者に対して当該市街地再開発事業に要する費用の一部を補助する事業で、埼玉県市街地再開発事業等に係る県費補助採択基準により採択された事業であること。

〔対象経費〕
　市街地再開発事業に要する調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費及び附帯事務費

〔補助金額（率）〕
・国庫補助率　１／３
・県補助率　　１／６（一部１／９）以内

〔対象団体〕
　市町村

〔予　　算　　額〕　２２年度　　５１７，５５８千円　　２１年度　　６０３，９５０千円
〔採択件数・採択例〕　２２年度　　５市　５地区（越谷市　越谷駅東口地区　等）
　　２１年度　　６市　６地区（所沢市　所沢元町北地区　等）

〔根拠法令・要綱等〕
・埼玉県市街地再開発促進事業費補助金交付要綱
・埼玉県市街地再開発促進事業制度要綱

〔事業期間・採択期限〕
事業期間　　１年
新規採択期限　なし

〔組合わせ出来る他制度〕（平成２１年度まで）
・国土交通省都市・地域整備局所管市街地再開発事業費補助（一般会計）
・国土交通省住宅局所管市街地再開発事業費補助
・国土交通省都市・地域整備局所管まちづくり交付金
・国土交通省住宅局所管地域住宅交付金
・国土交通省都市・地域整備局所管暮らし・にぎわい再生事業
・国土交通省住宅局所管暮らし・にぎわい再生事業

【都市整備部】

埼玉県市街地再開発事業等公共施設整備費補助

制度区分　国庫補助金・県補助金
所管省庁　国土交通省　都市・地域整備局　市街地整備課
県担当課　市街地整備課　再開発担当

支援目的

公共施設（道路、駅前交通広場等）の整備を行う市街地再開発事業等を推進し、都市基盤の整備を図る

支援内容

〔対象事業〕

次に掲げる公共施設の整備を行う市街地再開発事業等

1　施行地区内の都市施設として計画決定された駅前交通広場又は道路で計画幅員が８ｍ以上のもの
2　都市計画法第１１条第１項第２号に掲げる都市施設のうち計画決定された公園、緑地及び広場
3　施行区域から、鉄道若しくはバス路線の最寄りの駅若しくは停留所までの歩道のバリアフリー化事業で次に掲げるもの
（１）視覚障害者を誘導するためのブロック敷設
（２）歩道の切り下げ

事業要件

市町村が施行する市街地再開発事業等及び市町村が負担する公共施設が整備される市街地再開発等で、埼玉県市街地再開発事業等に係る県費補助採択基準（平成９年４月１日付都整第３２９号）により採択された事業であること。

〔対象経費〕

用地買収方式で都市計画道路を整備した場合に必要な工事費、付帯工事費、測量及び試験費、用地費　及び補償費（対象事業３を除く）、機械器具費

〔補助金額（率）〕

	国庫補助率	県補助率
市街地再開発事業等公共施設整備費補助（従来型） （対象：市街地再開発事業により整備される公共施設）	１／２ （５．５／１０）	１／１０ （１／１０）

〔対象団体〕

市町村、再開発組合等

〔予　　算　　額〕　２２年度　４，０００千円　　２１年度　１４，０００千円
〔採択件数・採択例〕　２２年度　１市１地区（蓮田市蓮田駅西口地区）
２１年度　１市１地区（蓮田市蓮田駅西口地区）

〔根拠法令・要綱等〕

・埼玉県市街地再開発事業等公共施設管理者負担金交付要綱

〔事業期間・採択期限〕

事業期間　１年
新規採択期限　なし

〔組合わせ出来る他制度〕（平成２１年度まで）

・国土交通省都市・地域整備局所管市街地再開発事業等管理者負担金補助
・国土交通省都市・地域整備局所管地域活力基盤創造交付金
・国土交通省住宅局所管住宅宅地関連公共施設整備促進事業費補助
・国土交通省住宅局所管住宅市街地総合整備事業
・国土交通省都市・地域整備局所管まちづくり交付金

【教　育　局】

文化財保存事業費補助金

制度区分　国庫補助金・県補助金
所管省庁　文化庁　伝統文化課
県担当課　生涯学習文化財課（内線６９８６）

支援目的

国指定文化財及び国登録文化財並びに県指定文化財の所有者等が実施する文化財保存事業に対し、補助金を交付し、所有者等の負担を軽減することにより、適切な保護・管理事業を促し、文化財の保存を図る。

支援内容

〔対象事業〕
国指定文化財もしくは国登録文化財、県指定文化財に対する文化財保存事業

〔対象経費〕
文化財の管理工事、修理工事、土地買収、その他保存に必要な事業

〔支援金額（率）〕
１　県指定文化財
　県補助金　　保存事業費の１／２以内

２　国指定文化財・国登録文化財（原則）
　国庫補助金　保存事業費の１／２以内
　県補助金　　国庫補助事業の場合は、保存事業費から国庫補助金を差し引いた残額の１／２以内の額

〔対象団体〕
文化財の所有者、管理者等（含む市町村）

〔予　　算　　額〕２２年度　４１，３６２千円　、　２１年度　４１，１６８千円

〔採択件数・採択例〕
２２年度　（予定）　６件　川越城本丸御殿及び家老詰所（川越市）
　　滝の城跡（所沢市）他
２１年度　　８件　権現山古墳群（ふじみ野市）
　　日本赤十字社埼玉県支部旧社屋（嵐山町）他

〔根拠法令・要綱等〕
文化財保護法、文化芸術振興基本法、埼玉県文化財保護条例
文化財保存事業費補助金交付要綱、民俗芸能の振興事業費補助金交付要綱

〔事業期間・採択期限〕
事業期間　　１年
新規採択期限　なし

〔組合せ出来る他制度〕
国庫補助金（国指定文化財・国登録文化財のみ）
・国宝重要文化財等保存整備費補助金
・史跡等購入費補助金

地方債
・地域資源活用促進事業（地域活性化事業債化）

第２編　　運営費補助金制度
（ソフト事業等）

【企画財政部】

地域元気アップ協働事業

（ふるさと創造資金　地域づくり支援枠）

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　地域政策課　地域振興担当（内線2768）

支援目的	地域の活力を活かした全員参加の地域づくりを支援するため、市町村と地域団体等が連携して地域の共通課題の解決を目指す取組を支援する。
支援内容	〔対象事業〕 ① 市町村と地域団体等からなる実行委員会が、その構成団体の連携のもと実施する地域の共通課題の解決に資するソフト事業。 ② 実行委員会が地域の共通課題の抽出のためにその構成団体等である大学と共同で行う政策研究 〔対象経費〕 補助対象事業に要する経費。ただし以下の経費を控除する。 ①経常的な維持管理等にかかる経費 ②備品購入費（専ら当該ソフト事業に使用する備品でリース等による対応が困難な場合を除く） ③報償費（講師等謝金を除く）、旅費（講師等費用弁償を除く）、食糧費、交際費。 〔支援金額（率）〕 補助対象経費の１／２以内で実行委員会あたり１，０００万円以内。 ※「大学と共同で行う政策研究」については５０万円以内（実行委員会あたり） 〔対象団体〕 市町村に事務局を置く実行委員会 ※ただし事業の実施上、特に必要と認める団体等に事務局を置く必要がある場合には別途協議する

〔予　　算　　額〕２２年度　１，３２０，０００千円のうち一部
２１年度　１，２００，０００千円のうち一部
〔採択件数・採択例〕２２年度　未定
２１年度　１４件（川淵三郎塾実行委員会、比企地域元気アップ実行委員会　等）

〔根拠法令・要綱等〕地域元気アップ協働事業補助金交付要綱

〔事業期間・採択期限〕事業期間　単年度　採択期限　特になし
〔組合せ出来る他制度〕特になし

【企画財政部】

広域連携支援事業
（ふるさと創造資金　地域づくり支援枠）

制度区分 県補助金
所管省庁
県担当課 地域政策課　地域振興担当（内線２７６８）

支援目的

基礎自治体である市町村の効率的・効果的な行政運営に資するため、市町村等が広域的に連携して取り組む事業を支援するものである。

支援内容

〔対象事業〕

地域の実情に応じ、補助事業者が自主的かつ主体的に取り組む事業で、次のいずれかに該当する事業

〔事業種別〕	〔対象団体〕	〔補助事業費〕
１　広域的な行政課題の解決に資する事業	(1) 複数市町村*1 (2) 広域行政機構、まちづくり協議会、任意協議会、一部事務組合、法定合併協議会	補助事業に要する経費のうち一般財源に係る経費
２　市町村間の連携事業で知事が特に必要と認める事業	同上	同上
３　合併協議会が実施する基本計画の作成。調査等の事業	法定合併協議会	補助事業費を協議会への負担金割合に按分し特定財源及び人件費を控除した経費
４　合併市町村が行う合併後のまちづくりに資する事業	合併市町村	合併後５年間に実施される補助事業のうち一般財源に係る経費

〔支援金額（率）〕
- 上記事業１，２：１，０００万円（補助率１／２以内）
- 上記事業３：　　２００万円（補助率１／４以内）
- 上記事業４：　５，０００万円+１，０００万円×（合併関係市町村数－２）（補助率１／２）
  ※合併年度を含めて５年間

〔予　　算　　額〕２２年度　１，３２０，０００千円のうち一部
２１年度　１，２００，０００千円のうち一部
〔採択件数・採択例〕２２年度　未定
２１年度　５件　地域子育て支援拠点アップ作成事業　等
〔根拠法令・要綱等〕広域連携支援事業費補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕
〔組合せ出来る他制度〕特になし

運営費補助金制度

【企画財政部】

バス路線維持対策補助金

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　交通政策課　総合交通体系・バス・航空担当

支援目的	乗合バスの規制緩和後、生活交通として県民の日常生活を支えるバス路線の維持、確保を図る。
支援内容	**〔対象事業〕** 補助対象市町村が民営路線バス事業に対して行う補助事業及び廃止代替バスとして市町村が自らバス輸送を行う事業 **〔事業要件〕** １　埼玉県生活交通確保対策地域協議会において、地域の生活交通としての維持・確保が必要と認められた民営バス路線 （過疎地域等のバス路線も含む） ２　埼玉県生活交通確保対策地域協議会において、地域の生活交通としての維持・確保が必要と認められた、廃止代替バスとして市町村が自ら運行または民間事業者への依頼により実施しているバス路線 （過疎地域等のバス路線も含む） **〔対象経費〕** 市町村が補助・負担する運行費の赤字分 **〔支援金額（率）〕** 対象経費の１／２以内 **〔対象団体〕** 市町村

〔予算額〕２２年度　８１，６２５千円、２１年度　１０２，８０５千円、
〔採択件数・採択例〕２２年度　１０件（予定）
２１年度　１０件　秩父市、横瀬町、皆野町、ときがわ町他
〔根拠法令・要綱等〕埼玉県生活維持路線確保対策費補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕特になし
〔組合せできる他制度〕特になし

【総務部】

個人住民税納税率アップ事業補助金
（ふるさと創造資金　緊急重点事業推進枠）

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　特別徴収課税調査課（内線 2647）
個人県民税・高額事案担当

支援目的	個人住民税の賦課徴収を行っている市町村が、納税率向上に向けた対策を検討しても、財政的な理由から実施が困難な場合がある。 このため、市町村における効果的、効率的な個人住民税の納税率向上に向けた取組を財政面から支援する。
支援内容	**〔対象経費〕** 個人住民税の納税率向上に係る取組で、初期投資に要する経費 ・初期滞納者に電話催告を行う「納税催告センター」の設置経費 ・滞納整理支援用の電算システム整備経費等 **〔支援金額（率）〕** 補助率：１/２以内 補助額：５００万円／団体（上限） **〔対象団体〕** 市町村、複数市町村による広域的な団体

〔予算額〕２２年度　１５，０００千円　２１年度　１５，０００千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　８件　１５，０００千円
２１年度　５件　８，８５６千円
〔根拠法令・要綱等〕　埼玉県個人住民税納税率アップ事業補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕事業期間　一年度以内・新規採択期限　平成２３年度
〔組合せ出来る他制度〕特になし

運営費補助金制度

【県民生活部】

隣保館運営事業等県費補助金

制度区分　国庫補助金・県補助金
所管省庁　厚生労働省　地域福祉課
県担当課　人権推進課調整担当（内線 2258）

支援目的	人権課題の解決のために実施されている隣保事業に対して補助を行い、地域社会全体の福祉の向上及び人権意識の向上を図る。
支援内容	**〔対象経費〕** 隣保館が行う生活上の各種相談事業や人権課題解決のための各種事業の実施に要する経費（運営費、周辺地域巡回事業、社会調査及び研究事業の充実、隣保館デイサービス事業、地域交流促進事業）及び広域隣保活動 **〔支援金額（率）〕** 国２／４、県１／４、市町村１／４ **〔対象団体〕** 市町村

〔予　　算　　額〕２２年度　　５６，６７９千円　、　２１年度　　５９，６６１千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　（予定）１２市町（熊谷市ほか１１市町）
２１年度　　１４市町（熊谷市ほか１３市町）
〔根拠法令・要綱等〕隣保館運営事業等県費補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕事業期間　１年　新規採択期限　特になし
〔組合せ出来る他制度〕特になし

【県民生活部】

埼玉県子どもたちを地域で育む事業補助金
（ふるさと創造資金　緊急重点事業推進枠）

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　青少年課　　（内線２９１１）

支援目的	未来を担う青少年の育成を図るため、市町村や市町村と連携した地域団体等が実施する子どもたちを地域で育む事業に対して、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。
支援内容	**〔対象事業〕** 地域の特性や人材を生かし、自主的かつ主体的に取り組む事業で次に該当する事業 １　非行防止重点支援事業 ２　青少年夢サポート事業 ３　子ども体験・地域交流事業 **〔対象経費〕** 報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、その他知事が認める経費 **〔支援金額（率）〕** 補助対象経費の１／２以内（補助上限額５０万円） **〔対象団体〕** 市町村（政令指定都市は除く。）、複数市町村、市町村が中心となって構成されている実行委員会等（青少年育成市町村民会議、市町村青少年育成推進員協議会及び市町村青少年相談員協議会を含む。）

〔予　　算　　額〕２２年度　　５，０００千円　、　２１年度　　５，０００千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　（予定）２０件
２１年度　　１２件　ヨコゼ音楽祭ふれあいコンサート（横瀬町）、
子ども自然体験村(川口市）他
〔根拠法令・要綱等〕埼玉県子どもたちを地域で育む事業補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕事業期間１年　新規採択期限　平成２３年度
〔組合せ出来る他制度〕特になし

【県民生活部】

埼玉県消費者行政活性化補助金

制度区分　県補助金
所管省庁　消費者庁
県担当課　消費生活課　（内線　2935　）

支援目的	埼玉県消費者行政活性化基金を財源に、消費生活相談窓口の機能強化等、市町村が行う消費者行政活性化のための事業に補助を行うことにより、市町村消費者行政の充実・強化を図る。
支援内容	〔対象事業〕 ・消費生活センター等の新規設置や機能拡充のための事業 ・消費生活相談員等に対する研修開催や研修参加支援のための事業 ・消費者への教育・啓発のための事業 ・その他市町村が行う消費者行政強化のための事業 〔対象経費〕 ・消費生活センター等の機能拡充のための備品等の購入に要する経費 ・消費生活相談員等に対する研修実施や研修参加支援に要する経費 ・消費者への教育・啓発のための備品購入、印刷物作成等に要する経費 ・消費生活センター等の相談日・相談時間拡充に要する人件費　等 〔支援金額（率）〕 県　１０／１０ 〔対象団体〕 消費生活相談窓口を設置する市町村

〔予　　算　　額〕２２年度（予定）１６０，０００　千円、２１年度（当初）１４４，０００　千円
〔採択件数・採択例〕２２年度（予定）５７件
２１年度　　４６件
〔根拠法令・要綱等〕埼玉県消費者行政活性化補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕事業期間　単年度　新規採択期限　特になし
〔組合せ出来る他制度〕－

【県民生活部】

市町村交通事故防止特別対策事業

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　防犯・交通安全課　安全教育・指導担当（内線 2960）

支援目的	交通死亡事故が多発している市町村を「交通事故防止特別対策地域」に指定し、交通事故防止のための緊急対策を３か月間行うこととし、県・教育委員会・警察本部が当該市町村を支援して総合的な交通安全対策を実施する。
支援内容	〔対象事業〕 交通安全広報啓発事業、交通安全教育事業、交通安全街頭指導事業等及びその他、特別対策の実施にあたって必要と認められる事業とする。 〔対象経費〕 補助対象事業に要する経費 〔支援金額（率）〕 補助対象事業に要する経費の１／２以内とし、市については８０万円、町村については４０万円を限度額とする。 〔対象団体〕 補助事業実施団体　市町村（政令市、中核市、特例市は除く。）

〔予　　算　　額〕２２年度　　２，０００千円　　２１年度　　２，４００千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　　未定　　２１年度　　０件（指定のみ１市）
〔根拠法令・要綱等〕　埼玉県市町村交通事故防止特別対策推進要綱、埼玉県市町村交通事故防止特別対策事業費補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕事業期間　１年　　新規採択期限　３か月
〔組合せ出来る他制度〕特になし

【県民生活部】

防犯のまちづくり支援事業
（ふるさと創造資金緊急重点事業推進枠）

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　防犯・交通安全課 普及事業・推進担当（内線 2943）

支援目的

犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを推進するため、市町村が実施する「防犯のまちづくり」のための事業にその経費の一部を補助する。

支援内容

〔対象事業・対象経費・支援金額（率）〕

対象事業	対象経費 （以下の事業に係る経費）	補助額及び補助限度額 （補助額は千円未満切捨て）
1　ソフト事業	(1)自主防犯活動ｸﾞﾙｰﾌﾟの育成 (2)防犯意識の啓発	補助対象経費の3分の2以内とし400万円を限度とする
2　ハード事業	(1)防犯機器の整備 (2)自主防犯ﾊﾟﾄﾛｰﾙ拠点の整備 (3)子どもの安全に係る防犯用具の整備	補助対象経費の3分の1以内とし400万円を限度とする
3　市町村緊急重点対策事業	(1)市町村が地域の犯罪情勢等に合わせて緊急的・重点的に取り組む対策	補助対象経費の3分の2以内とし300万円を限度とする

〔対象団体〕市町村（政令市は除く。）

〔予　　算　　額〕　２２年度　１２０，０００千円
２１年度　１７０，０００千円
〔採択件数・採択例〕　２１年度　４８市町
〔根拠法令・要綱等〕　埼玉県防犯のまちづくり支援事業補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕事業期間　１年　　新規採択期限　平成２３年度
〔組合せ出来る他制度〕特になし

運営費補助金制度

【危機管理防災部】

自主防災組織結成・活動費補助金

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　消防防災課（内線３１７２）

支援目的	自主防災組織の結成・活動の活性化に取り組む市町村へ助成し、自主防災組織の育成・強化を図る。
支援内容	〔対象経費〕 自主防災組織結成費補助：新たに結成された自主防災組織に対し、結成時にかかる経費の補助を行った市町村へ助成を行う。（資機材費、資料印刷費、講師謝金など） 自主防災組織活動費補助：自主防災組織に対し、訓練等にかかる経費の補助を行った市町村へ助成を行う。（防災訓練に係る経費、研修会にかかる経費など） 〔支援金額（率）〕 結成費：補助基準額　２００千円 補　助　率　１／２以内 活動費：補助基準額　１００千円 補　助　率　１／２以内 〔対象団体〕 自主防災組織に対し、結成・活動への補助を行っている市町村（政令指定都市を除く）

〔予　　算　　額〕２２年度　８，０００千円、２１年度１０，０００千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　結成費：５０件　活動費：６０件（予定）
２１年度　結成費：８４件、活動費：１７件
〔根拠法令・要綱等〕埼玉県自主防災組織結成・活動支援事業補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕事業期間　１年　（平成２３年度で終了の予定）
〔組合せ出来る他制度〕特になし

【危機管理防災部】

震災に強いまちづくり支援事業
（ふるさと創造資金　緊急重点事業推進枠）

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　消防防災課　（内線　３１８１）

支援目的	県民に身近な市町村施設は、大規模地震発生時に小中学校が避難所となるなど、地域の防災拠点として重要な役割を果たす。 そこで、市町村施設の多数を占める小中学校施設の耐震診断について助成し、市町村施設の耐震化を促進する。
支援内容	〔対象事業〕 防災上重要な小中学校施設の耐震診断 〔対象経費〕 補助対象事業の実施に要する経費（ただし、市町村の一般財源に係る経費） 〔支援金額（率）〕 補助対象事業の実施に要する経費の１／２以内において知事が定める額（ただし、前年度普通交付税不交付団体は１／３以内） 上限額：小中学校施設１棟あたり１，５００千円（前年度普通交付税不交付団体は１，０００千円） 〔対象団体〕 市町村（政令指定都市は除く）

〔予　　算　　額〕２２年度　７２，０００千円　、　２１年度２０２，５００千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　未定
２１年度　１３件
〔根拠法令・要綱等〕埼玉県震災予防のまちづくり条例、埼玉県ふるさと創造資金大綱、埼玉県震災に強いまちづくり支援事業補助金交付要綱、埼玉県震災に強いまちづくり支援事業実施要領
〔事業期間・採択期限〕事業期間　１年　（平成２３年度で終了の予定）
〔組合せ出来る他制度〕特になし

【危機管理防災部】

埼玉県消防広域化検討組織設立・運営支援事業費補助金

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　消防防災課　消防広域担当　（内線　3167）

支援目的	消防の広域化を検討する協議組織の設立や運営等に関する経費の一部を助成することにより、広域化の検討が円滑に進むよう支援するものである。
支援内容	〔対象経費〕 事務室料や初度備品の整備など、協議会設立及び運営全般に係る経費 〔支援金額（率）〕 補助対象経費の３分の１、限度額５０万円 ※１広域化対象市町村の協議会に対して、協議会の設置期間の間に１回限りの助成 〔対象団体〕 埼玉県消防広域化推進計画に定めた広域対象市町村の組合せブロックに従い、広域消防運営計画作成などの協議を行う協議会、または協議会の事務局を務める市町村もしくは一部事務組合

〔予　　算　　額〕２２年度　　１，５００千円、２１年度　－
〔採択件数・採択例〕２２年度　　未定
２１年度　　－　件
〔根拠法令・要綱等〕　埼玉県消防広域化検討組織設立・運営支援事業費補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕協議会の設置期間の間に１回限り
〔組合せ出来る他制度〕

【環境部】

地域エコマネー導入促進事業費

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　温暖化対策課（内線　3038）

支援目的	実行委員会等が、地域におけるエコマネー制度を実施する場合に必要な経費を補助するとともに、各地域の取組の相互交流を推進する。
支援内容	**〔対象経費〕** 地域エコマネー制度の導入に要する経費（エコマネー交換の原資を除く） **〔支援金額（率）〕** 補助率：１／２ 限度額：６００千円 **〔対象団体〕** 商店街、商工団体、ＮＰＯ、実行委員会等

〔予　　算　　額〕２２年度　２，４００千円　、　２１年度　－　千円
〔採択件数・採択例〕２２年度（予定）　４件
２１年度　－件
〔根拠法令・要綱等〕地域エコマネー導入促進事業補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕事業期間　１年　新規採択期限　特になし
〔組合せ出来る他制度〕特になし

運営費補助金制度

【環境部】

地球にいいこと学習推進事業費

（地球にいいことチャレンジ活動への助成）

制度区分　県補助金
所管官庁
県担当課　温暖化対策課　（内線　3033）

支援目的	環境学習に関するモデル事業を募集し、その活動経費を助成する。
支援内容	〔対象事業〕 「地球にいいこと学習推進事業」のうち「地球にいいことチャレンジ活動への助成」 〔対象経費〕 小・中学校やこどもエコクラブを対象に、環境学習に関するモデル事業を募集し、その活動経費を助成する。 〔支援金額（率）〕 小・中学校：上限８０万円（事業規模が４０万円までは１０／１０、４０万円を超える部分は２／３）　８団体 エコクラブ：上限３０万円（助成率は１０／１０）　１２団体 〔対象団体〕 市町村→小・中学校 こどもエコクラブ

〔予　　算　　額〕２２年度　１０，０００千円　、　２１年度　１０，０００千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　（予定）２０　件
２１年度　２６件
〔根拠法令・要綱等〕環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律
〔事業期間・採択期限〕事業期間　１年　　新規採択期限　特になし
〔組合せ出来る他制度〕特になし

地球にいいこと学習推進事業費

【環境部】

（森林とふれあい体験活動推進事業）

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　森づくり課（内線　４３２５）

支援目的	環境学習に関するモデル事業を募集し、その活動経費を助成する。
支援内容	〔対象事業〕 「地球にいいこと学習推進事業」のうち「森林とのふれあい体験活動推進事業」 〔対象経費〕 県民の森やみどりの村などの「森林とのふれあい施設」において、学習プログラムに基づき森林・林業体験を実施する小・中学校に活動費を助成。 〔支援金額（率）〕 １校あたり２７５，０００円を上限として助成。１７校 〔対象団体〕 市町村→小・中学校

〔予　　算　　額〕　２２年度　４，６７５千円　、　２１年度　４，１２５千円
〔採択件数・採択例〕　２２年度　（予定）１７件
２１年度　１５件
〔根拠法令・要綱等〕　環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律
〔事業期間・採択期限〕　事業期間　１年　　新規採択期限　特になし
〔組合せ出来る他制度〕　特になし

【福祉部】

支え合いまちづくり推進事業費補助金

制度区分　国庫補助金・県補助金
所管省庁　厚生労働省社会・援護局地域福祉課
県担当課　福祉政策課　地域支え合い推進担当（内線 3223）

支援目的	身近な地域において、住民相互の支え合い活動を促進し、地域において支援を必要とする人々に対し、見守り・声かけをはじめとする福祉活動を活性化するため、地域福祉活動を調整する役割を担う者を配置するとともに、拠点づくり・見守り活動等の事業を支援することを目的とする。
支援内容	〔対象事業〕 以下の事業を総合的・一体的に実施する。 （１）「拠り所」づくり事業 （２）専任の担当者の配置 （３）小地域ネットワーク活動の実施 （４）相談ネットワーク会議の開催 （５）ケース支援調整会議の開催 〔対象経費〕 上記対象事業の実施に要する経費 〔支援金額（率）〕 １事業当たり６，６００千円以内（国：１／２、県１／４、市町村１／４） 〔対象団体〕 市町村（指定都市及び中核市は除く）

〔予　　算　　額〕　２２年度　１４，８５０千円　、　２１年度　３９，６００千円
〔採択件数・採択例〕　２２年度　３件（予定）
　　２１年度　３件
〔根拠法令・要綱等〕　支え合いまちづくり推進事業補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕特になし
〔組合せ出来る他制度〕特になし

【福祉部】

民生委員・児童委員活動費等補助金

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　社会福祉課　社会福祉担当（内線 3221）

支援目的	民生委員・児童委員の活動を推進し、地域福祉の増進を図るため、活動に要する経費等を市町村に補助する。
支援内容	〔対象事業〕 民生委員･児童委員の相談･支援活動や市町村に設置されている民生委員児童委員協議会が行う研究　協議会の開催等 〔対象経費〕 １　民生委員・児童委員の活動に要する経費 ２　民生委員協議会への委員の出席に要する経費 ３　民生委員協議会の活動旅費に要する経費 ４　民生委員協議会活動の推進に要する経費 〔支援金額（率）〕 １　民生委員・児童委員　１人年額　５８，２００円 ２　民生委員・児童委員　１人年額　５４２円 ３　民生委員・児童委員協議会会長　１人年額　１１，９２０円 ４　民生委員・児童委員協議会　１協議会年額　２００，０００円 〔対象団体〕 市町村

〔予　　算　　額〕　２２年度　５７６，９０２千円　、　２１年度　５７６，９０２千円
〔採択件数・採択例〕　２２年度　（予定）６２件
　　２１年度　６８件
〔根拠法令・要綱等〕　民生委員及び児童委員活動費等補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕特になし
〔組合せ出来る他制度〕特になし

運営費補助金制度

【福祉部】

緊急雇用創出基金市町村補助事業（住まい対策関係）

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　社会福祉課　保護担当（内線3280）

支援目的	求職中の貧困・困窮者等に対して、生活、就労、住宅等の必要な支援を行うために市町村が実施する事業を支援する。
支援内容	〔対象事業〕 １．住宅手当緊急特別措置事業 ２．ホームレス対策事業 ３．公営住宅の間仕切り等実施事業 ４．生活保護受給者就労支援事業 〔対象経費〕 住宅手当、報酬、需用費、役務費、委託料等、その他事業の実施に必要な経費 〔支援金額（率）〕 補助対象経費　１０／１０ 〔対象団体〕 市町村

〔予　　算　　額〕２２年度　２，６８９，９９１千円　、　２１年度　　－　　千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　４０市（予定）
２１年度　　－　　件
〔根拠法令・要綱等〕緊急雇用創出基金市町村事業費（住まい対策関係）補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕事業期間　　１年　新規採択期限　平成２２年度
〔組合せ出来る他制度〕

【福祉部】

重度障害者居宅改善整備費補助金

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　障害者福祉推進課　障害福祉担当（内線3315）

支援目的	重度の身体障害者が障害に応じて住宅改造を行う場合に助成を行う市町村に対し、補助金を交付することにより、身体障害者の日常生活の環境改善と自立の促進を図る。
支援内容	〔対象事業〕 埼玉県障害者福祉施設等支援事業補助金交付要綱に基づき実施する事業 〔対象経費〕 上記要綱に基づき、市町村が対象者に助成した経費 〔支援金額（率）〕 補助基準額　　１件につき３６０，０００円 補助率　　１／３（生活保護世帯は１／２） 〔対象団体〕 市町村

〔予　　算　　額〕２２年度　　４，５９０千円　、　２１年度　　５，１００千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　（予定）３８件
２１年度　（予定）４２件
〔根拠法令・要綱等〕埼玉県障害者福祉施設等支援事業補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕　事業期間　４／１～３／３１　　新規採択期限　特になし
〔組合せ出来る他制度〕　特になし

【福祉部】

在宅重度心身障害者手当支給費補助金

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　障害者福祉推進課　障害福祉担当（内線３３１５）

支援目的

在宅の重度心身障害者に手当を支給する市町村に対して助成することによって、在宅重度心身障害者の経済的、精神的負担の軽減を図り、福祉の増進を図る。

支援内容

〔対象事業〕
障害者生活支援事業補助金交付要綱に基づき、在宅の重度心身障害者の経済的・精神的負担を軽減するため、その者に手当を支給する市町村事業

〔対象経費〕
在宅の重度心身障害者に対し、手当を支給した額

対象者
・身体障害者手帳１、２級
・療育手帳Ⓐ、Ａ
・精神障害者保健福祉手帳１級（平成２２年１月から）
・超重症心身障害児（平成２２年１月から）
・特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表１に定める程度の障害の状態

支給制限
・特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当を受給している場合
・施設に入所している場合
・前年の所得により、住民税を課税されている場合
・６５歳以上で新たに障害者手帳を取得した者（６５歳未満で支給開始した者には引き続き支給する）（平成２２年１月から）

〔支援金額（率）〕
基準額　月額５，０００円
補助率　１／２

〔対象団体〕
市町村

〔予算額〕　２２年度　１，９６１，３４０千円　　２１年度　２，０００，５２０千円
〔採択件数・採択例〕　２２年度（予定）６４市町村
２１年度　７０市町村
〔根拠法令・要綱等〕　埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕４／１～３／３１　　新規採択期限　特になし
〔組合せ出来る他制度〕　特になし

【福祉部】

精神障害者小規模作業所運営費補助金

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　障害者自立支援課　施設支援担当　（内線３３１４）

支援目的

市町村が行う地域活動支援センター事業又は小規模作業所運営費補助事業若しくは市町村の設置する小規模作業所運営に要する経費に対して補助を行う。

支援内容

〔対象事業〕　市町村の地域活動支援センター及び小規模作業所

〔対象経費〕　指導員及び嘱託医に要する人件費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、その他運営に要する経費

〔支援金額（率）〕

	補助基準額	補助率
地域活動支援センター	２，１０２千円	１／２
小規模作業所（Ａタイプ）	５，２５５千円	１／２
小規模作業所（Ｂタイプ）	４，４１４千円	１／２

※国の報酬単価改定に伴い、補助単価を変更する予定

〔対象団体〕　市町村、市町村→地域活動支援センター、小規模作業所

〔予算額〕　２２年度　８５，１２２千円　、　２１年度　１２７，３８１千円
〔採択件数・採択例〕　２２年度　未定
２１年度　３３件
〔根拠法令・要綱等〕　埼玉県精神障害者小規模作業所運営費補助金交付要綱
埼玉県地域活動支援センター（精神小規模型）運営費補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕事業期間／単年度　　採択期限／特になし
〔組合せできる他制度〕特になし

運営費補助金制度

心身障害者地域デイケア施設助成費

制度区分　県補助金　【福祉部】
所管省庁
県担当課　障害者自立支援課　施設支援担当（内線３３１４）

支援目的	心身障害者が身近な地域において通所利用する多目的な施設について育成を図るため、その運営又は補助を行う市町村に対し、運営費等を助成することを目的とする。
支援内容	〔対象事業〕 ・市町村が実施（委託による実施を含む。）する地域活動支援センター及び心身障害者地域デイケア事業 ・社会福祉法人又は障害者の福祉に関する団体が設置・運営する地域活動支援センター及び心身障害者地域デイケア事業に対する補助事業 〔対象経費〕 ・運　営　費　地域活動支援センター（地域デイケア型）（Ａ）　８，４０８千円 地域活動支援センター（地域デイケア型）（Ｂ）　６，３０８千円 重度加算（Ａ）　１，０５１～８，４０８千円 重度加算（Ｂ）　５２５．５～４，２０４千円 就労支援加算　２，１０２千円 （地域活動支援センターに移行できない施設は、定員に応じて従来の９５～１００％の単価を保証） ※国の報酬単価改定に伴い、補助単価を変更する予定 ・初度設備費又は建物改修費　１か所　５００千円 ・送迎車購入費　１台　１，８００千円 〔支援金額（率）〕 補助基準額の１／２以内 〔対象団体〕 市町村、市町村→社会福祉法人若しくは特定非営利活動法人等

〔予算額〕　２２年度　１，１５１，２７６千円　　２１年度　１，２８７，００２千円
〔採択件数・採択例〕　２２年度　未定
２１年度　１４６施設
〔根拠法令・要綱等〕埼玉県地域活動支援センター（地域デイケア型）事業実施要綱、心身障害者地域デイケア事業実施要綱、埼玉県障害福祉施設等支援事業補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕特になし
〔組合せできる他制度〕特になし

運営費補助金制度

【福祉部】

グループホーム等事業費補助金

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　障害者自立支援課　地域生活支援担当（内線３３１７）

支援目的

自立した地域生活を希望する障害者に対してグループホーム等（知的障害者）、生活ホーム（身体障害者、知的障害者）のサービスを提供し、社会的自立の助長を図ることを目的とする。

支援内容

〔対象事業〕
・グループホームサービス費負担金
・グループホーム運営費補助
・生活ホーム運営費補助
・障害者暮らし体験事業

〔対象経費〕
・グループホーム(国庫負担基準額)　ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ（１人日額）　1,200円又は2,870円
　ｹｱﾎｰﾑ（１人日額）2,100円（区分２）～6,750円（区分６）
・グループホーム運営費補助金　１人日額 690円　他
・生活ホーム（補助基準額）　運営費（１人日額）　２，５２０円
　建物改修費又は初度設備費（１か所）　３００，０００円
・暮らし体験事業　運営費（１人日額）2,400円

〔支援金額（率）〕
・グループホームサービス費負担金　国庫負担基準の国1/2･(県1/4)･市町村1/4
・グループホーム運営費補助金 ①生活ホーム補助基準額からｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ国庫負担基準額を引いた差額
　②夜間支援体制加算、入院時支援加算に対する上乗せ補助(小規模のみ)
・生活ホーム　補助基準額の１／２
・暮らし体験事業　補助基準額の１／２

〔対象団体〕
市町村→グループホーム・ケアホーム、生活ホーム

〔予　　算　　額〕２２年度　５０８，７９９千円　、　２１年度　６８７，８０３千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　（予定）（グ)352件、(生) 55件
　２1年度　(グ)293件、(生)64件
〔根拠法令・要綱等〕埼玉県障害福祉施設等支援事業補助金交付要綱、障害者自立支援法第９４条第１項
〔事業期間・採択期限〕特になし
〔組合せ出来る他制度〕特になし

【福祉部】

障害者地域生活サポート事業

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　障害者自立支援課　地域生活支援担当（内線３３１７）

支援目的

在宅障害者の社会活動等を支援するため､障害者のニーズやそれぞれの地域特性等に応じた福祉サービスを実施する市町村に対して補助を行うことにより、市町村における在宅福祉サービスを充実し、もって障害者の自立を推進する。

支援内容

〔対象事業〕
障害児・者生活サポート事業

〔対象経費〕
事業に要する費用

〔支援金額（率）〕
補助基準額　（登録団体の１時間あたりの利用料×２）×利用時間数×１／２
　補助基準額の上限(人口30万人以上:5,000千円～5万人未満:1,000千円)

〔対象団体〕
市町村

〔予　　算　　額〕２２年度　９７，６５０千円　、　２１年度　９８，０２５千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　（予定）５９市町村
　２１年度　６４市町村
〔根拠法令・要綱等〕埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕特になし
〔組合せ出来る他制度〕特になし

【福祉部】

全身性障害者介助人派遣事業

制度区分 県補助金
所管省庁
県担当課 障害者自立支援課　地域生活支援担当（内線３３１７）

支援目的	障害福祉サービスの利用が困難な全身性障害者が自ら推薦する介助人を市町村に登録･派遣することによって、全身性障害者の自立した地域生活を支援する。
支援内容	**〔対象事業〕** 全身性障害者介助人派遣事業 **〔対象経費〕** 介助人に対する報酬（１時間当たり９００円） **〔支援金額（率）〕** 利用時間数×９００円×１／２ **〔対象団体〕** 市町村

〔予　　算　　額〕 ２２年度　２９，９６１ 千円　、　２１年度　３３，２９２ 千円
〔採択件数・採択例〕 ２２年度（予定）１０件
２１年度　１０件
〔根拠法令・要綱等〕 埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕 特になし
〔組合せ出来る他制度〕 特になし

【福祉部】

超重症心身障害児短期入所等促進事業

制度区分 県補助金
所管省庁
県担当課 障害者自立支援課　地域生活支援担当（内線３３１７）

支援目的	人工呼吸器を使用する等、医療的ケアを必要とする重症心身障害児（在宅の「超重症心身障害児」）を介助する家族の精神的、身体的負担が非常に重い状況にある。 このため、短期入所事業及び日中一時支援事業を拡大することにより、超重症心身障害児を介助する家族の精神的、身体的負担の軽減を図る。
支援内容	**〔対象事業〕** 短期入所促進事業、日中一時支援促進事業 **〔対象経費〕** （１）短期入所促進事業 事業に要する費用 （２）日中一時支援促進事業 事業に要する費用 **〔支援金額（率）〕** 補助基準額の１／２ **〔対象団体〕** 市町村

〔予　　算　　額〕 ２２年度　９，６００ 千円　２１年度　９，６００千円
〔採択件数・採択例〕 ２２年度　未定
２１年度　０件
〔根拠法令・要綱等〕 埼玉県超重症心身障害児短期入所等促進事業補助金交付要綱（仮称）
〔事業期間・採択期限〕 特になし
〔組合せ出来る他制度〕 特になし

運営費補助金制度

【福祉部】

「赤ちゃんの駅」設置事業

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　少子政策課　総務・少子政策担当（内線　3320）

支援目的

乳幼児を持つ子育て家庭がよく利用する公共施設や民間施設に、おむつ替えや授乳ができる「赤ちゃんの駅」を設置し、子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを進める。

支援内容

〔対象事業〕
子育て家庭がよく利用する県施設や市町村施設、民間商業施設などに、おむつ交換台やベビーチェア等を整備した「赤ちゃんの駅」を４，０００か所設置する（県施設・市町村施設２，５００か所、民間施設１，５００か所）。
一部の「赤ちゃんの駅」には、休憩用イス、ユニバーサルシート、子育て情報提供用ラック等を設置し、障害者や高齢者などとの共同利用も可能とする。

〔対象経費〕
設置にかかる備品購入費及び設置費

〔支援金額（率）〕
負担割合　　県（安心こども基金）１０／１０
補助限度額、補助基準額等　　未定

〔対象団体〕
市町村

〔予算額〕　２２年度　２６０，２５０千円　（新規）
〔採択件数・採択例〕　２２年度（予定）　未定
〔根拠法令・要綱等〕　未定
〔事業期間・採択期限〕　事業期間　１年　　新規採択期限　平成２２年度
〔組合せ出来る他制度〕　特になし

【福祉部】

放課後児童健全育成事業費補助金

制度区分　国庫補助金・県補助金
所管省庁　厚生労働省　育成環境課
県担当課　少子政策課　子育て環境整備担当（内線３３２２）

支援目的

親の就労などで昼間保護者のいない小学校低学年児童（放課後児童）等の健全育成を図るため、市町村に対し、放課後児童健全育成事業に要する経費を助成する。

支援内容

〔対象事業・対象経費・支援金額（率）〕
１　放課後児童健全育成事業費補助
（１）放課後児童の育成に適当なクラブ室を有すること。
（２）放課後児童指導員(児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。)を配置していること。
（３）おおむね１０歳未満の児童１０人以上を対象としていること。

区分	対象経費	補助基準額	補助率 国	補助率 県
1 運営費基本額（国庫補助対象分）	放課後児童指導員1人分人件費を含めた事業経費（飲食物費を除く）	1,885千円／年（児童数20～35人）	1／3	1／3
2 運営費基本額（県単補助対象分）	放課後児童指導員加算分人件費	民営クラブの規模に応じた額		1／3
3 長時間開設加算	平日：1日6時間を超え、かつ18時を超えて開設 長期休業等：1日8時間を超えて開設	215千円×18時を超える時間数 97千円×8時間を超える時間数	1／3	1／3
4 開設日数加算	250日を超える開設日数に対する加算	13千円×日数	1／3	1／3
5 障害児指導員加算	障害児1人以上で1人分の指導員人件費加算	1,472千円／年	1／3	1／3

〔対象団体〕
市町村、市町村→放課後児童クラブ

〔予算額〕　２２年度　２，１８１，２３９千円　　２０年度　１，８４３，２８０千円
〔採択件数・採択例〕　２２年度（予定）　６８市町村　　７９８クラブ
２１年度　６８市町村（熊谷市ほか）７１６クラブ
〔根拠法令・要綱等〕　埼玉県放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕特になし　　**〔組合せできる他制度〕**特になし

【福祉部】

特別支援学校放課後児童対策事業費補助金

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　少子政策課　子育て環境整備担当（内線３３２２）

支援目的

特別支援学校等の放課後や夏休み等長期休校時における障害児童の集団生活と健全育成の場を確保するための放課後児童対策を行う特別支援学校放課後児童クラブを運営又はその運営に要する経費を助成する市町村に対し助成する。

支援内容

〔対象事業〕
特別支援学校放課後児童対策事業費補助
１　特別支援学校放課後児童の育成に適当なクラブ室を有すること。
２　基準以上の指導員（保母、児童指導員若しくは特別支援学校教諭等教職員の資格を有する者又は障害児の指導に知識経験を有する者）を配置すること。
※基準指導員数＝（重度障害児数×２＋その他の障害児数）÷６
３　県内の特別支援学校等に通学する障害児がおおむね１０人以上いること。

〔対象経費・支援金額（率）〕
指導員人件費及び賠償責任保険料

区　　分	補助基準額	補助率
１　重度障害児（１人当たり）	47,000円／月	１／３
２　その他の障害児（１人当たり）	23,500円／月	１／３

※　重度障害児の定義　ア　療育手帳 Ⓐ 又はＡの交付を受けている児童
イ　身体障害者手帳１級の交付を受けている児童
ウ　療育手帳Ｂ及び身体障害者手帳２級の交付を重複して受けている児童

〔対象団体〕
市町村、市町村→特別支援学校放課後児童クラブ

〔予　　算　　額〕　２２年度　９３，５３０千円　　２１年度　９３，３４２千円
〔採択件数・採択例〕　２２年度（予定）５４市町村　　２９クラブ
２１年度　５４市町（熊谷市ほか）　２９クラブ
〔根拠法令・要綱等〕　埼玉県特別支援学校放課後児童対策事業費補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕特になし
〔組合せできる他制度〕特になし

【福祉部】

地域子育て支援拠点事業費補助金

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　少子政策課　子育て環境整備担当（内線３３２２）

支援目的

子育て中の保護者の抱える不安や孤立感を軽減するため、子どもをつれて気軽に立ち寄れる交流・相談の場である「地域子育て支援拠点」のうち、国庫補助（次世代育成支援対策交付金）対象に満たない「サロン型」の事業運営に要する市町村の経費を助成する。

支援内容

〔対象事業・対象経費〕
地域子育て支援拠点事業（サロン型）の運営に要する経費
開設要件：専任職員１名以上、１日３時間以上・年間１５０日以上開設
基本事業：①交流の場の提供と交流促進　②子育て等に関する相談・援助　③地域の子育て関連情報の提供

〔支援金額（率）〕

区　分	補助基準額	県補助率
週３日型	1,500千円／年	1/2
週５日型	2,300千円／年	

〔対象団体〕
市町村、市町村→拠点運営団体

〔予　　算　　額〕２２年度　５８，６４７千円、２１年度　２８，５００千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　７０件（予定）
２１年度　３３件
〔根拠法令・要綱等〕埼玉県地域子育て支援拠点事業費補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕特になし　〔組合せ出来る他制度〕特になし

【福祉部】

放課後児童クラブ等施設環境向上事業費

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　少子政策課　子育て環境整備担当（内線３３２２）

支援目的

放課後児童クラブ及び地域子育て支援拠点の設置促進や安全の確保並びに生活環境等の改善向上を図るため、市町村に対し経費を助成する

支援内容

〔対象事業・対象経費・支援金額（率）〕

１　放課後児童クラブ設置促進事業費
放課後児童クラブの設置促進のため、新たにクラブを設置するための開設準備経費
補助基準額：10,000千円　　補助率：10/10

２　特別支援学校放課後児童クラブ安全対策事業費
安全・安心な施設の実現を図るとともに、生活環境等の改善を図るための修繕費や備品等の整備費
補助基準額：　1,000千円　　補助率：10/10

３　地域子育て支援拠点開設準備等支援事業費
地域子育て支援拠点の設置促進のため、新たに拠点を設置するための開設準備経費
《施設改修等》
補助基準額：10,000千円　　補助率：10/10
《備品整備》
補助基準額：　1,000千円　　補助率：10/10

４　児童館環境改善事業費
児童館において、地域の幅広い年代の児童に健全で良質な遊びの指導・提供を図るための備品整備費
補助基準額：　1,000千円　　補助率：10/10

〔対象団体〕
市町村、市町村→放課後児童クラブ・特別支援学校放課後児童クラブ・子育て支援拠点・児童館

〔予　　算　　額〕２２年度　５４１，０００千円、２１年度　３７５，０００千円（９月補正）
〔採択件数・採択例〕２２年度（予定）１８１件
２１年度（実績）　６１件
〔根拠法令・要綱等〕埼玉県地域子育て創生事業費補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕特になし
〔組合せ出来る他制度〕特になし

【福祉部】

市町村地域子育て支援推進事業費

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　少子政策課　子育て環境整備担当（内線３３２２）

支援目的

すべての家庭が安心して子どもを育てることができる環境を整備するため、地域の実情に応じた創意工夫のある子育て支援活動に関する取組を実施する市町村に対し、事業費を助成する

支援内容

〔対象事業〕
市町村が実施する地域の実情に応じた創意工夫のある取組を対象とし、県が採択した事業に対して助成する。

〔対象経費・支援金額（率）〕
採択１事業あたり　上限３，０００千円（県（基金）１０／１０）

ただし、次に掲げる費用は対象としない。
①個人に金銭給付を行い、又は保育料等個人の負担を直接に軽減する事業
②既に実施している事業について、単に当該市町村等の負担を軽減するための事業
③国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付対象となる事業
④今までに一般財源化された事業
⑤認可外保育施設の運営に係る経費の一部を負担、又は補助している事業
⑥施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地、職員宿舎の設置等を含む）

〔対象団体〕
市町村

〔予　　算　　額〕　２２年度　３８４，０００千円　　２１年度　１５，０００千円（９月補正）
〔採択件数・採択例〕　２２年度（予定）　１市町村あたり採択事業　上限３事業
２１年度（実績）　１０件（１０市町村）
〔根拠法令・要綱等〕　埼玉県地域子育て創生事業費補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕　２２．４．１～２３．３．３１　新規採択期限　特になし
〔組合せできる他制度〕特になし

運営費補助金制度

【福祉部】

安心・元気！保育サービス支援事業費補助金

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　子育て支援課 保育運営・幼保連携担当　（内線 3330）

支援目的

私立の認可保育所において低年齢児や障害児、アレルギー児の受け入れや一歳児保育を手厚く行うための保育士加配に伴う経費を助成することで、職員の処遇改善及び児童の健全育成の向上を図り、埼玉県子育て応援行動計画を効果的に推進する。

支援内容

〔対象事業・対象経費・支援金額（率）〕

対象事業	対象経費	補助基準額	率
一歳児担当保育士雇用費	一歳児の担当保育士を一歳児：保育士＝４：１まで加配する場合の人件費	児童１人月額　２０，０００円	
乳児途中入所促進事業費	乳児の年度途中入所に対応できる保育士配置に必要な人件費	児童１人月額　８０，０００円	
障害児保育事業費	中・軽度の障害児の担当保育士を障害児：保育士＝３：１まで加配する場合の人件費	児童１人月額　４０，０００円	１／２
アレルギー等対応特別給食提供事業費	アレルギー、障害等により給食等処遇に特別の配慮を要する児童への対処等給食の充実を図るために必要な調理員等を加配する場合の経費	１所月額　５０，０００円	

〔対象団体〕
市町村、市町村→保育所

〔予　算　額〕２２年度　６００，４６０千円、２１年度　５６４，９８０千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　未定
２１年度　６４市町村　熊谷市　他
〔根拠法令・要綱等〕　安心・元気！保育サービス支援事業費補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕事業期間　１年　新規採択期限　特になし
〔組合せ出来る他制度〕特になし

【福祉部】

家庭保育室等運営事業費補助金

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　子育て支援課 保育運営・幼保連携担当　（内線 3330）

支援目的

家庭保育室(企業等が設置する企業内保育施設で従業員の児童に加えて地域の児童を受け入れる施設等を含む）に対し、０～２歳児の保育に必要な経費（運営費、長時間保育推進費、障害児保育推進費）を助成することにより、待機児童の多い低年齢児の受入拡大を促進し、待機児童の解消を図ることで、埼玉県子育て応援行動計画を効果的に推進する。

支援内容

〔対象事業〕
家庭保育室等運営費補助事業

〔対象経費〕
良質な認可外保育施設として市町村の指定を受けた家庭保育室(企業等が設置する企業内保育施設で従業員の児童に加えて地域の児童を受け入れる施設等を含む）に対し、０～２歳児の保育に必要な経費（運営費、長時間保育推進費、障害児保育推進費）を助成する。

〔支援金額（率）〕
１／２

〔対象団体〕
市町村、市町村→家庭保育室

〔予　算　額〕２２年度　２００，０７０千円、２１年度　１７７，８７３千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　未定　　２１年度　４８市町村　熊谷市　他
〔根拠法令・要綱等〕　家庭保育室等運営事業費補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕事業期間　１年　新規採択期限　特になし　〔組合せ出来る他制度〕特になし

運営費補助金制度

【福祉部】

保育所・幼稚園の親支援事業

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　子育て支援課 保育運営・幼保連携担当　（内線 3330）

支援目的

保育所・幼稚園における親の養育力向上のための支援を強化し、豊かな子育て・親育ちを実現する。

支援内容

〔対象事業・対象経費・支援金額（率）〕

すべての保育所・幼稚園で、親支援への取り組みが導入されるように、各私立保育所・私立幼稚園に親支援推進員を置く。親支援推進員は、各保育所・幼稚園の主任保育士・副園長級の職員をもって充てることとする。

親支援推進員が保護者の保育参加など親支援に関する業務を行うための経費の一部を初年度に限り助成する。

２１～２３年度の３か年で全私立保育所・私立幼稚園（約９８０か所）を対象とする。

補助単価　基本事業及び選択事業を１事業以上実施　１００千円
負担割合　県　１０／１０
対象経費　事業を実施するのに必要な事業費

〔対象団体〕

市町村、市町村→保育所
※保育所には市町村を通じての間接補助だが、幼稚園は県から直接補助。

〔予算額〕２２年度　１６，５００千円、２１年度　１２，０００千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　（予定）１６５か所（幼稚園　２００か所）
２１年度　９０か所（幼稚園　１３６か所）
〔根拠法令・要綱等〕　保育所親支援推進事業費補助金交付要綱（保育所分）
〔事業期間・採択期限〕事業期間　１年　新規採択期限　特になし
〔組合せ出来る他制度〕特になし

【福祉部】

保育サービス施設整備事業費（駅前等保育サービス）

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　子育て支援課 保育施設担当（内線3328）

支援目的

保育所待機児童を早期に解消するため、駅前等の利便性に着目した保育施設の整備を促進する。

支援内容

〔対象事業・対象経費〕

駅前等の既存建物を活用した保育所等の整備を促進するため、事業開始初年度の建物賃借料を助成する。

〔支援金額（率）〕

補助基準額	補助率（負担区分）
4,500千円（※）	１０／１０　（県１／２、市町村１／２）

※１施設当たり。

〔対象団体〕

市町村→保育所等設置者

〔予算額〕２２年度６，７５０千円、２１年度６，７５０千円
〔採択件数・採択例〕
２２年度　（予定）　３件
２１年度　（実績）　２件（川口市、朝霞市　２件）
〔根拠法令・要綱等〕
駅前等保育サービス提供施設等賃借料補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕
事業期間　H22.4.1～23.3.31　新規採択期限　特になし
〔組合せ出来る他制度〕
駅前等保育サービス提供
施設開設準備費補助
補助金額＝対象事業費×1/2
（市町村補助対象額）

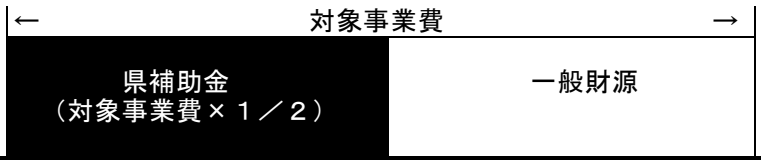

【福祉部】

埼玉県母子家庭等対策費補助金
（母子家庭等日常生活支援事業）

制度区分　国庫補助金・県補助金
所管省庁　厚生労働省
県担当課　こども安全課　（内線３３３７）

支援目的	市町村で実施するひとり親家庭のための支援事業について、その事業費の一部を補助し、各地域での支援策をより充実させることで、ひとり親家庭の一層の自立促進を図る。
支援内容	〔対象事業〕 ○母子家庭等日常生活支援事業 ひとり親家庭の親又は子の一時的な傷病や技能習得等のために、日常生活に支障が生じる場合、家庭生活支援員を派遣し、必要な家事や育児を行う。 〔対象経費〕 上記事業実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料 〔支援金額（率）〕 国1/2、県1/4 上限：派遣時間１時間あたり１，５３０円 〔対象団体〕 市町村（政令市、中核市除く）

〔予　　算　　額〕２２年度　　１，０９３千円　、　２１年度　　１，０９３千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　　３件（見込み）
２１年度　　２件
〔根拠法令・要綱等〕母子及び寡婦福祉法、母子及び寡婦福祉法施行令、埼玉県母子家庭等対策事業実施要綱、埼玉県母子家庭等対策費補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕特になし
〔組合せ出来る他制度〕

【福祉部】

埼玉県母子家庭等対策費補助金
（ひとり親家庭生活支援事業）

制度区分　国庫補助金・県補助金
所管省庁　厚生労働省
県担当課　こども安全課　（内線３３３７）

支援目的	市町村で実施するひとり親家庭のための支援事業について、その事業費の一部を補助し、各地域での支援策をより充実させることで、ひとり親家庭の一層の自立促進を図る。
支援内容	〔対象事業〕 ○ひとり親家庭生活支援事業 ひとり親家庭の生活基盤の安定を図るため、休日・夜間の電話相談、児童訪問、レクリエーション事業などを行う。 〔対象経費〕 上記事業実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 〔支援金額（率）〕 国1/2、県1/4 上限：１か所あたり２１３，０００円 〔対象団体〕 市町村（政令市、中核市除く）

〔予　　算　　額〕２２年度　　５７９千円　、　２１年度　　４４７千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　　１件（見込み）
２１年度　　１件
〔根拠法令・要綱等〕母子及び寡婦福祉法、母子及び寡婦福祉法施行令、埼玉県母子家庭等対策事業実施要綱、埼玉県母子家庭等対策費補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕特になし
〔組合せ出来る他制度〕

【保健医療部】

重度心身障害者医療対策助成費補助金

制度区分 県補助金
所管省庁
県担当課 国保医療課福祉医療担当(内線 3364)

支援目的	重度心身障害者やその家族の経済的負担を軽減し、重度心身障害者の福祉の増進を図る。
支援内容	〔対象事業〕 対象となる重度心身障害者にかかる医療費（各種医療保険の一部負担金）を助成する事業 〔対象経費〕 市町村が助成した重度心身障害者の医療費（各種医療保険の一部負担金） 〔支援金額（率）〕 対象経費の１／２ 財政力指数１を超える市町村は５／１２又は１／３ 〔対象団体〕 市町村

〔予　　算　　額〕 ２２年度　7,052,726千円、２１年度　6,720,273千円
〔採択件数・採択例〕 ２２年度　（予定）６４市町村
２１年度　７０市町村
〔根拠法令・要綱等〕重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕事業期間　１年　　新規採択期限　なし
〔組合せ出来る他制度〕

【保健医療部】

乳幼児医療対策助成費補助金

制度区分 県補助金
所管省庁
県担当課 国保医療課福祉医療担当(内線 3364)

支援目的	保護者の経済的負担を軽減し、乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図る。
支援内容	〔対象事業〕 対象となる乳幼児にかかる医療費（各種医療保険の一部負担金）を助成する事業 〔対象経費〕 市町村が助成した乳幼児の医療費（各種医療保険の一部負担金） 〔支援金額（率）〕 対象経費の１／２ 財政力指数１を超える市町村は５／１２又は１／３ 〔対象団体〕 市町村

〔予　　算　　額〕 ２２年度　2,390,745千円、２１年度　2,139,372千円
〔採択件数・採択例〕 ２２年度　（予定）６３市町村
２１年度　６９市町村
〔根拠法令・要綱等〕乳幼児医療費支給事業補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕事業期間　１年　　新規採択期限　なし
〔組合せ出来る他制度〕

【保健医療部】

ひとり親家庭等医療対策助成費補助金

制度区分 県補助金
所管省庁
県担当課 国保医療課福祉医療担当(内線 3364)

支援目的	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。
支援内容	〔対象事業〕 対象となるひとり親家庭の母（父）又は養育者及び子にかかる医療費（各種医療保険の一部負担金）を助成する事業 〔対象経費〕 市町村が助成したひとり親家庭等の母（父）又は養育者及び子の医療費（各種医療保険の一部負担金） 〔支援金額（率）〕 対象経費の１／２ 財政力指数１を超える市町村は５／１２又は１／３ 〔対象団体〕 市町村

〔予　　算　　額〕 ２２年度　877,221千円、２１年度　904,151千円
〔採択件数・採択例〕 ２２年度　（予定）６４市町村
２１年度　７０市町村
〔根拠法令・要綱等〕ひとり親家庭等医療費支給事業補助金交付要綱、ひとり親家庭等医療費支給事業実施要綱
〔事業期間・採択期限〕事業期間　１年　　新規採択期限　なし
〔組合せ出来る他制度〕

【保健医療部】

埼玉県外国人未払医療費対策事業補助金

制度区分 県補助金
所管省庁
県担当課 医療整備課　医療整備担当 (内線３５３８)

支援目的	外国人救急患者に係る医療機関の未回収金を、県と市町村が協力して補填することにより、医療機関の負担を軽減し、救急医療体制の円滑な運営の確保を図る。
支援内容	〔対象事業〕 外国人救急患者に係る県内医療機関の未回収金のうち、1年以上回収努力したにもかかわらず未回収となった金額に対し、市町村が補助する事業 〔対象経費〕 外国人救急患者に係る未回収金の実績額から１０万円控除した額の２／３ 〔支援金額（率）〕 補助率　１／２ 〔対象団体〕 市町村→医療機関

〔予　　算　　額〕 ２２年度　３，１３０千円
２１年度　３，６１０千円
〔採択件数・採択例〕 ２２年度（予定）　１９件
２１年度　１０件
〔根拠法令・要綱等〕 埼玉県外国人未払医療費対策事業補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕特になし
〔組合せできる他制度〕特になし

【保健医療部】

周産期医療施設運営費補助金

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　医療整備課　医療整備担当（内線３５３８）

支援目的	重篤な新生児患者の医療を確保するため、新生児センターの運営事業に対して経費の一部を助成する。
支援内容	〔対象事業〕 新生児センターの開設者が行う同センターの運営事業 〔対象経費〕 新生児センター運営費全般 （給与費、材料費、経費、委託費　等） 〔支援金額（率）〕 補助基準額　６，０００千円 補助率　　１／３ 〔対象団体〕 新生児センターを運営する医療機関（市町村立を含む）

〔予　　算　　額〕　２２年度　１４，０００千円
　　２１年度　　９，０００千円
〔採択件数・採択例〕　２２年度（予定）　　７か所
　　２１年度　　６か所（うち市立医療機関１か所：越谷市立病院）
〔根拠法令・要綱等〕　埼玉県周産期医療施設運営費補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕特になし
〔組合せできる他制度〕特になし

【保健医療部】

小児救急医療支援事業補助金

制度区分　国庫補助金・県補助金
所管省庁　厚生労働省 医政局 指導課
県担当課　医療整備課　医療整備担当（内線３５３８）

支援目的

救急医療圏を単位に、病院群輪番制により夜間や休日に小児救急患者への二次救急医療体制を確保する事業であり、その運営費の一部を補助する。

支容

〔対象事業〕
市町村が行う小児救急医療支援事業

〔対象経費〕
給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）
報償費（医師雇上謝金）

〔支援金額（率）〕
１　国庫補助基準額について

基 準 額	２６，３１０円/１診療日
小児救急電話相談実施加算	１４，８３８円/１診療日
夜間加算	１９，７８２円/１診療日

２　２２年度の補助基準額の適用について
２２年度は、小児救急電話相談実施加算（１４，８３８円）及び夜間加算（１９，７８２円）を適用する。

○平成２２年度夜間の１回当たり補助基準額

基準額等	割増賃金有り		割増賃金無し	
	金額	左記の計負担区分	金額	左記の計負担区分
国庫基準額 電話加算 夜間加算	26,310円 14,838円 19,782円	国 20,310円 県 20,310円 市 20,310円	26,310円 14,838円	国 13,716円 県 13,716円 市 13,716円
県単独上乗	0円	0円	8,852円	8,852円
合計	60,930円	県負担計 20,310円	50,000円	県負担計 22,568円

○平成２２年度休日昼間の１回当たり補助基準額

基準額等	金額	左記の計負担区分
国庫基準額 電話加算	26,310円 14,838円	国 13,716円 県 13,716円 市 13,716円
合計	41,148円	県負担計 13,716円

※国庫基準額、小児救急電話相談実施加算及び夜間加算の負担割合は、国・県・市町村で各３分の１。
※上記の補助単価は平成２１年度の額である。平成２２年度は、基準額が変更される可能性がある。

〔予　　算　　額〕　２２年度　１５６，９７８千円
２１年度　１４４，７９９千円
〔採択件数・採択例〕　２２年度　（予定）１０か所
２１年度　１２か所
〔根拠法令・要綱等〕　救急医療対策事業実施要綱
〔事業期間・採択期限〕特になし
〔組合せできる他制度〕特になし

【保健医療部】

エイズ母子感染防止事業費補助

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　健康づくり支援課　母子保健担当（内線３５６１）

支援目的	市町村が実施する妊婦健康診査事業のうち、妊婦ＨＩＶ抗体検査について補助を行うことにより、県全域での事業実施を確保し、もってＨＩＶ陽性妊婦からの母子感染を防止し、妊婦及び乳児の健康の保持増進を図る。
支援内容	〔対象経費〕 妊婦ＨＩＶ抗体検査事業実施に要する経費 〔支援金額（率）〕 補助基準額　１人当たり　３３０円 （検査委託料単価２，２２０円のうち自己負担額１，８９０円を控除した額） 補助率　　１／３ 〔対象団体〕 市町村（除く指定都市、中核市）

〔予　　算　　額〕２２年度　　４，８４６千円　、　２１年度　　７，２５６千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　（予定）県内６２市町村
２１年度　　県内６６市町村
〔根拠法令・要綱等〕　妊婦ＨＩＶ抗体検査費補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕なし
〔組合せ出来る他制度〕なし

【保健医療部】

日本スリーデーマーチ推進事業

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　健康づくり支援課　健康増進担当（内線３５７７）

支援目的	武蔵野・比企丘陵を舞台に国際ウオーキング大会を推進し、心と体の健康づくりに資する。
支援内容	〔対象事業〕 日本スリーデーマーチ 〔対象経費〕 開催経費全般 〔支援金額（率）〕 １，０００千円（定額） 〔対象団体〕 東松山市

〔予　　算　　額〕２２年度　　１，０００千円　、　２１年度　１，０００千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　　１　件
２１年度　　１　件
〔根拠法令・要綱等〕日本スリーデーマーチ推進事業補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕事業期間　１年　新規採択期限　なし
〔組合せ出来る他制度〕なし

運営費補助金制度

【保健医療部】

健康長寿推進事業

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　健康づくり支援課　健康増進担当（内線３５７７）

支援目的	小鹿野町の調査等から明らかになった健康長寿の取組が、他の地域でも適用可能で効果のあることを複数のモデル市町村において実地に検証する。
支援内容	〔対象事業〕 健康長寿推進事業 〔対象経費〕 訪問指導や健康づくりの場の創設に関する経費 〔支援金額（率）〕 １カ所　１，５００千円　（定額） 〔対象団体〕 鳩山町、ときがわ町 ・小鹿野町に地域環境や人口規模が類似する町 ・高齢化の進展が見込まれる町

〔予　　算　　額〕　２２年度　　３，０００千円
〔採択件数・採択例〕　２２年度　　２件
　　２１年度　　２件
〔根拠法令・要綱等〕　健康長寿実証事業費補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕事業期間　３年　　新規採択期限　なし
〔組合せ出来る他制度〕なし

【保健医療部】

感染症指定医療機関運営費補助金

制度区分　国庫補助金・県補助金
所管省庁　厚生労働省　健康局　結核感染症課
県担当課　疾病対策課　感染症対策担当（内線３５５７）

支援目的

一類感染症及び二類感染症患者の医療を確保するため、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の運営事業に対して、経費の一部を助成する。

支援内容

〔対象事業〕
第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の開設者が行う運営事業

〔対象経費〕
感染症指定医療機関の運営費全般
（需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、材料費、備品購入費）

〔支援金額（率）〕
補助基準額　第一種感染症指定医療機関：１床当たり４５０万円
　　第二種感染症指定医療機関：１床当たり１５０万円

〔対象団体〕
第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関に指定されている医療機関
（市町村立を含む）

〔予　　算　　額〕２２年度　２７，０００千円　、　２１年度　３４，４１８千円
〔採択件数・採択例〕２２年度（予定）６カ所
２１年度　５カ所
（うち市立医療機関２カ所：さいたま市立病院、東松山市立病院）
〔根拠法令・要綱等〕
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律：第３８条第２項
国の要綱：医療施設運営費等補助金、中毒情報基盤整備事業費補助金及び第三者病院機能評価支援事業費補助金交付要綱
県の要綱：感染症指定医療機関運営事業費補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕特になし
〔組合せ出来る他制度〕特になし

【保健医療部】

市町村計画献血者確保促進事業費補助金

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　薬務課　献血･温泉･薬事情報（内線3635）

支援目的

計画的な献血者の確保及び輸血用血液の円滑な供給体制の確立を目的として、市町村が実施する献血者確保事業に対し補助する。

支援内容

〔対象事業〕
献血の普及啓発、市町村献血組織の育成指導、大学・高校における献血促進などに関する事業

〔対象経費〕
当該事業に要する経費

〔支援金額（率）〕
人口規模による均等割　均等割（平成２２年１月１日の埼玉県推計人口による）
１　人口１０万人以上の市　６４，０００円
２　人口５万人以上１０万人未満の市　４８，０００円
３　人口２万人以上５万人未満の市　３２，０００円
４　人口２万人未満の町村　２８，０００円

〔対象団体〕　市町村

〔予　　算　　額〕２２年度　２，９４４　千円　、　２１年度　３，０８０　千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　（予定）６３市町村
２１年度　６９市町村
〔根拠法令・要綱等〕　市町村計画献血者確保促進事業費補助要綱
〔事業期間・採択期限〕事業期間；平成２２年度　採択期限；特になし
〔組合せ出来る他制度〕なし

【産業労働部】

夢チャレンジ事業
（夢チャレンジ型）

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　商業支援課　商業振興担当（内線３７６１）

支援目的	商店街活性化のためのソフト事業の実施に補助する。
支援内容	〔対象事業〕 商店街、大学、ＮＰＯ法人、商工会、商工会議所等が行う商店街活性化を目的としたソフト事業の実施 〔対象経費〕 物品購入費、委託費、賃金、謝礼金、印刷製本費、使用料及び賃借料、備品購入費 〔支援金額（率）〕 市町村補助額と同額又は補助対象経費の1/3以内で100万円以内 〔対象団体〕 市町村→商店街、大学、ＮＰＯ法人、商工会、商工会議所等

〔予　　算　　額〕２２年度　　２，０００千円　、　２１年度　　５，０００千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　（予定）　４件
２１年度　　６件
〔根拠法令・要綱等〕夢チャレンジ事業（夢チャレンジ型）補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕事業期間　１年　新規採択期限　特になし
〔組合せ出来る他制度〕

【産業労働部】

障害者就労支援センター設置促進事業

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　就業支援課 障害者就業支援担当（内線 4536）

支援目的	障害者に身近な地域で、相談から就労支援、職場定着まで、きめ細やかにサポートする市町村の障害者就労支援センターの設置を促進する。
支援内容	〔対象事業〕 市町村障害者就労支援センターの運営事業 〔対象経費〕 補助対象事業実施に必要な経費（支援センター事務局の運営に要する経費、就労支援員等に要する経費など） 〔支援金額（率）〕 対象経費の１／２　平成２０年度継続申請（上限：一市町村当たり２００万円） 平成２１年度継続・２２年度新規申請（上限：一市町村当たり１５０万円） 〔対象団体〕 市町村

〔予　　算　　額〕２２年度　２６，５００千円　、　２１年度　３２，５００千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　（予定）１６件
２１年度　１７件
〔根拠法令・要綱等〕埼玉県障害者就労支援センター等運営費補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕事業期間　平成２０年度継続申請３年、
平成２１年度継続申請・２２年度新規申請４年
新規採択期限　なし
〔組合せ出来る他制度〕なし

【農林部】

埼玉野菜生産力強化支援事業費補助金

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　経済流通課　野菜・地産地消担当（内線 4142）

支援目的	野菜の高品質・高付加価値化、低コスト化、軽労化など野菜産地の強化に資する取組を推進し、野菜経営の安定と県民への安定供給を図る。
支援内容	〔対象事業〕 野菜産地強化支援事業のうち生産拡大支援事業 野菜生産・出荷の省力化につながる機械の導入経費の助成 〔対象経費〕 機械の導入経費 〔支援金額（率）〕 事業費の１／３以内（予算の範囲内） 〔対象団体〕 １　市町村等→農業者集団 ２　農業者集団

〔予　　算　　額〕２２年度　２５，０００千円　、　２１年度　２５，０００千円
〔採択件数・採択例〕２２年度（予定）２５件
２１年度　　１９件（１０市町）
〔根拠法令・要綱等〕
〔事業期間・採択期限〕事業期間　１年　新規採択期限　平成　　年度
〔組合せ出来る他制度〕特になし

【農林部】

彩の国グリーンツーリズム総合対策事業

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　農地活用推進課　総務・農山村交流担当（内4093）

支援目的	農林産物、自然景観及び伝統文化など農山村の多様な資源を活用した都市と農山村の交流を通じて、地域農林業の振興と農山村の活性化を図るため、グリーンツーリズムを推進する。
支援内容	〔対象事業〕 地方自治体、特定非営利活動法人、農林業・商工業・教育等の多様な関係者が参画して、地域の農山村資源の再評価等を行うワークショップ活動等の地域の自発的な取組により、都市住民及び外国人旅行者等を受け入れる地域連携システムを整備する事業。 〔対象経費〕 推進体制の整備、ワークショップ活動 〔支援金額（率）〕 県　１／２ 〔対象団体〕 市町村、農業協同組合、農林業者等が組織する団体、第３セクター、NPO法人、PFI事業者

〔予　　算　　額〕２２年度　１，０００千円　　２１年度　３，５５０千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　（予定）２件
２１年度　７件（羽生市他６団体）
〔根拠法令・要綱等〕　彩の国グリーン・ツーリズム総合対策事業費補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕事業期間　１年～３年間　　新規採択期限　特になし
〔組合せ出来る他制度〕特になし

【農林部】

都市地域農業総合支援事業

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　農地活用推進課経営構造対策担当（内4095）

支援目的	都市地域の農業が有する多面的な機能を維持・発展させるため、農業者と地域住民との交流活動を通じた農業理解や直売農業の取組などを支援する。
支援内容	〔対象事業〕 市町村等が行う都市地域農業ビジョンの策定、都市地域農業支援活動、交流活動等 〔対象経費〕 ビジョンの策定等に係る会議の開催、農業理解の促進や交流活動等に要する経費 〔支援金額（率）〕 県　１／２ 〔対象団体〕 市町村、農業協同組合等

〔予　　算　　額〕２２年度　８００千円　　２１年度　１，２００千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　（予定）２件
２１年度　２件（所沢市他１市）
〔根拠法令・要綱等〕　都市地域農業総合支援事業費補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕事業期間　１年　　新規採択期限　特になし
〔組合せ出来る他制度〕特になし

【農林部】

中山間地域等支援事業

制度区分　国庫補助金・県補助金
所管省庁　農林水産省　地域整備課
県担当課　農地活用推進課総務・農山村交流担当（内４０９２）

支援目的	中山間地域は、多様な農林産物を供給するとともに、自然環境の提供、洪水調節機能等多くの公益的機能を有しているが、急傾斜等で営農条件が不利な上に、担い手の高齢化も進んでおり、農業の衰退に伴う多面的機能の維持が危惧されている。 このため、農業生産者等を支援し、活力ある中山間地域農業及び多面的機能の維持を図る。
支援内容	〔対象事業〕 １．中山間地域等直接支払推進事業 中山間地域等直接支払事業の趣旨の徹底、適正な対象地の指定、行為の確認等にかかる事務を行い、事業の円滑な実施を図る。 ２．中山間地域等直接支払事業 中山間地域の県土・環境保全機能を維持発揮するため、傾斜がきつく、条件の悪い農地等の管理行為に対して、耕作放棄地防止等を内容とする協定に基づき、５年以上継続される農業生産活動等について、平坦地との生産コスト格差内の一定額を農業者等に支払う。 〔対象経費〕 推進活動費、農業生産活動費等に要する経費 〔支援金額（率）〕 推進事業　国　１／２・県　０　・市町村１／２ 直接支払事業　国　１／２・県　１／４・市町村１／４ 〃（特認地域）国　１／３・県　１／３・市町村１／３ 〔対象団体〕 市町村、市町村→農業者等
〔予算額〕	２２年度　３１，４６７千円　　２１年度　３１，５３８千円
〔採択件数・採択例〕	２２年度　１５市町村（秩父市ほか１４市町村） ２１年度　１５市町村（秩父市ほか１４市町村）
〔根拠法令・要綱等〕	中山間地域等直接支払交付金等交付要綱
〔事業期間・採択期限〕	事業期間　５年　新規採択期限　平成２６年度
〔組合せ出来る他制度〕	特になし

【農林部】

みどりの学校ファーム推進事業

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　農地活用推進課農地活用・企業参入支援担当（内４０９７）

支援目的	学校を単位に周辺の遊休農地等を活用して、植え付けから収穫までの複数の生育過程を体験する「学校ファーム」の設置を支援する。
支援内容	〔対象事業〕 １．市町村推進協議会設置支援事業 県が推奨する学校ファームを、県内の全小中学校に設置するためには、市町村の推進体制及び地域における支援体制の確立が必要である。このため、市町村における学校ファーム推進体制の構築と地域住民、ＮＰＯ法人等による支援体制の確立を進める。 ２．学校ファーム実践事業 小中学校における農業体験の実施状況をみると、小学校における実施割合に比べ、中学校での実施割合は低い水準に止まっている。全小中学校に学校ファームを浸透させていくため、地域と一体となって学校ファームに取り組む小中学校に対して支援し、学校ファームの普及を図る。 〔対象経費〕 市町村推進体制の整備や学校ファームに取り組むために要する経費 〔支援金額（率）〕 県　１０／１０ 〔対象団体〕 市町村、市町村推進協議会
〔予算額〕	２２年度　１５，９６３千円　　２１年度　１４，３５０円
〔採択件数・採択例〕	２２年度　６０（市町村、市町村推進協議会） ２１年度　３５市町村
〔根拠法令・要綱等〕	みどりの学校ファーム推進事業補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕	事業期間　３年　新規採択期限　平成２３年度
〔組合せ出来る他制度〕	特になし

運営費補助金制度

【農林部】

農業団地整備促進モデル事業

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　農地活用推進課　農地活用企業参入支援担当（内線4033）

支援目的	遊休農地を活用して農地の団地化を図り、本県農業の新たな担い手となりうる企業等の参入促進を通じ、本県の農業生産力を一層強化する。
支援内容	〔対象事業〕 市町村等が行う、企業が参入可能な地区を把握するための意向調査や、参入を推進する地区での地域説明会の開催等 〔対象経費〕 １　地区で意向調査を行うための経費 ２　地区説明会を開催するために必要な経費 ３　その他　地元調整に必要な経費等 〔支援金額（率）〕 地域推進事業　定額 〔対象団体〕 市町村、農業委員会

〔予　　算　　額〕２２年度　　１，３５０千円　、　２１年度　　１，３２０千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　（予定）６件
２１年度　　３件
〔根拠法令・要綱等〕
〔事業期間・採択期限〕事業期間　３年　新規採択期限　平成２３年度
〔組合せ出来る他制度〕耕作放棄地等再生利用緊急対策交付金

【農林部】

埼玉県農業経営基盤強化資金利子助成補助金

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　農業支援課総務・農業資金・保険担当（内線4088）

支援目的	農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、低利資金の円滑な融通を図り、計画達成を支援することにより、効率的・安定的な経営体を育成する。
支援内容	〔対象事業〕 農業経営基盤強化資金を借り受けた認定農業者に対して市町村が行う利子助成事業 〔対象経費〕 利子助成事業に要する利子助成金であって、あらかじめ県の利子助成補助承認を受けたもの 〔支援金額（率）〕 市町村利子助成率　0.17～0.34%　（平成２２年４月２１日現在。金利改定に伴い変動あり。） うち県利子助成補助率　0.085～0.17%　（県は市町村利子助成金の２分の１を補助） 〔対象団体〕 農業経営基盤強化資金利子助成事業を実施している市町村

〔予　　算　　額〕２２年度　６，７３８千円　、　２１年度　４，５３６千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　－　件
２１年度　　１８件　深谷市農業経営基盤強化資金利子助成事業（深谷市）他
（平成２２年２月末日現在）
〔根拠法令・要綱等〕
〔事業期間・採択期限〕事業期間　２５年　新規採択期限　特になし
〔組合せ出来る他制度〕特になし

【農林部】

農作物災害緊急対策事業
農業災害資金利子補給補助金

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　農業支援課総務・農業資金・保険担当（内線 4088）
普及活動担当（内線 4047）

支援目的	降ひょう、降霜、低温、暴風雨、豪雨、干ばつ、降雪等の天災による災害によって損失を受けた農業を営む者に対し、農業生産力の維持及び農業経営の安定を図るために補助措置を講じる。
支援内容	**〔対象事業〕** 埼玉県農業災害対策特別措置条例の適用となり、その災害を知事が「特別災害」と指定した場合、市町村長が、「特別災害」で被害を被った農業者に対して「知事が定める助成措置」を講じる場合、県が市町村に対し、その経費の一部を補助金として交付する。 助成措置は以下の２事業である。 １　農作物災害緊急対策事業 災害による被害農業者を対象にした、農作物被害の軽減と農業生産力の早期回復を図るための補助。 ２　農業災害資金利子補給補助金（農業近代化資金等融通円滑化事業） 災害による被害農業者の経営の回復を図るため、農協等が融資する農業災害資金の利子補給。 **〔対象経費〕** １　農作物災害緊急対策事業 病害虫の防除用農薬購入費、樹勢又は草勢の回復用肥料購入費、代替策又は次期作用種苗及び肥料購入費、蚕種又は苗木の購入費、茶樹の樹勢更新のための中刈り若しくは台刈り経費、水稲の種苗又は桑葉の輸送費（「特別災害」の指定条件により対象経費の内容は異なる。） ２　農業災害資金利子補給補助金（農業近代化資金等融通円滑化事業） 農協等が融資する農業災害資金の利子補給経費。 **〔支援金額（率）〕** １　農作物災害緊急対策事業　補助対象経費の１／２以内の額 ２　農業災害資金利子補給補助金（農業近代化資金等融通円滑化事業） 貸付利率：０％（利子補給　県０．９％、市町村０．９％） 貸付限度額：５００万円（償還６年以内、据置１年）以内 **〔対象団体〕** 市町村

〔予　　算　　額〕２２年度　９，８５８千円（融資枠１億３千５百万円）、２１年度　８，５９９千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　－　件
２１年度　１町（農業災害資金利子補給補助金）、１市２町(農作物災害緊急対策事業)
〔根拠法令・要綱等〕埼玉県農業災害対策特別措置条例
〔事業期間・採択期限〕事業期間　－年　新規採択期限　特になし
〔組合せ出来る他制度〕特になし

【農林部】

生産振興総合支援事業

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　生産振興課　園芸・特産担当（内線 4146）

支援目的	食料の安定的な供給等を図るため、農産物の高品質・高付加価値化、生産性の向上など、地域における生産・経営から流通・消費までの対策を総合的に推進する。
支援内容	**〔対象事業〕** 産地強化推進事業 関係機関の連携のもと、各産地が抱える課題の明確化を図り、その課題の解決のための活動に対して助成する。 **〔対象経費〕** 産地強化推進事業 協議会の開催、行動計画の作成、調査の実施、実証・試験の実施等 **〔支援金額（率）〕** 補　助　率　１／２以内 **〔対象団体〕** 市町村、農業協同組合、営農集団等

〔予　　算　　額〕　２２年度　１，６９８千円　　２１年度　２，７０６千円

〔採択件数・採択例〕
２２年度　　６件（予定）
２１年度　　１０件

〔根拠法令・要綱等〕
埼玉県生産振興総合支援事業補助金交付要綱

〔事業期間・採択期限〕
事 業 期 間　　１年間
新規採択期限　　特になし

〔組合せ出来る他制度〕
なし

【農林部】

森をまもる活動支援事業

制度区分　国庫補助金・県補助金
所管省庁　林野庁　企画課

県担当課　森づくり課　森林活動支援担当（内 4310）

支援目的	適切な森林整備を通じて森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林施業及び集約化の実施に必要な地域活動等を支援する。
支援内容	**〔対象事業〕** ①森林整備地域活動支援事業 整備範囲の標示や作業歩道の草刈等の実施に対し一定額を交付する。 ②森林情報収集活動支援事業 森林整備の共同化に必要な林齢、樹種、作業道の有無等の現況調査に対し一定額を交付する。 ③森林被害状況把握活動支援事業 気象害・獣害の調査に対し一定額を交付する。 ④境界の明確化活動支援事業 森林整備に必要な測量等による森林境界の明確化実施に対し一定額を交付する。 **〔対象経費〕** 地域活動等に要する経費 **〔支援金額（率）〕** ①及び②　国　１／２・　県　１／４　・市町村　１／４ ③及び④　国　１０／１０ **〔対象団体〕** 森林組合、森林所有者等

〔予　　算　　額〕２２年度　　３２，１８１千円　、　２１年度　　４２，８９８千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　（予定）７市町村
２１年度　　７市町村
〔根拠法令・要綱等〕森林整備地域活動支援交付金実施要領
〔事業期間・採択期限〕事業期間　１～５年　新規採択期限　平成２３年度（③④は平成22年度）
〔組合せ出来る他制度〕特になし

【農林部】

先進的総合防除対策事業

制度区分　国庫補助金
所管省庁　農林水産省
県担当課　農産物安全課　有機・安全生産担当（内線４０５７）

支援目的	病害虫の発生予察の実施や天敵利用、フェロモン利用など各種の防除技術を総合的に組み合わせる先進的な防除体系を確立し、農薬使用量の削減を行う地域の取組を支援する。
支援内容	**〔対象事業〕** 農協、生産者団体の取り組む総合防除の実践に対する補助 **〔対象経費〕** 県の策定するＩＰＭ実践指標に基づいた防除の実践に係る掛かり増し経費 （研修会の開催、資材の購入等） **〔支援金額（率）〕** 先進的総合防除対策事業　　１／２以内 **〔対象団体〕** 農協、生産者団体等

〔予　　算　　額〕２２年度　２５０千円　、　２１年度　２５０千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　（予定）　１件
２１年度　　１件（深谷市）
〔根拠法令・要綱等〕
〔事業期間・採択期限〕事業期間　１年　新規採択期限　特になし
〔組合せ出来る他制度〕なし

【農林部】

安全安心農産物確保対策推進事業（ＧＡＰ実践事業）

制度区分　国庫補助金
所管省庁　農林水産省
県担当課　農産物安全課 有機・安全生産担当（内線 4057）

支援目的	ＧＡＰ（農産物の生産から出荷に至る全ての農作業の工程で安全性等をチェック・管理する手法）の普及推進を図る。
支援内容	〔対象事業〕 食品安全に係るリスク低減の指針等を反映した内容を有するＧＡＰの導入に対して助成する。 〔対象経費〕 ＧＡＰ導入のための研修会等の開催、調査等の実施ＧＡＰチェックリストの策定等、に係る経費 〔支援金額（率）〕 ＧＡＰ実践事業　　１／２以内 〔対象団体〕 市町村、農協、営農集団等

〔予　　算　　額〕２２年度　　２，０００千円　、　２１年度　　１，７５０千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　（予定）　４件
２１年度　　５件（本庄市ほか）
〔根拠法令・要綱等〕　ＧＡＰ実践事業費補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕事業期間　１年　新規採択期限　特になし
〔組合せ出来る他制度〕なし

【農林部】

安全安心農産物確保対策推進事業（トレーサビリティ確立事業）

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　農産物安全課 有機・安全生産担当（内線 4057）

支援目的	先端技術を活用したトレーサビリティシステムを確立し、食の安全及び消費者の信頼確保に向けた体制整備を支援する。
支援内容	〔対象事業〕 市町村、農協、営農集団（生産者）等が導入するトレーサビリティシステムの整備 〔対象経費〕 生産・流通情報の開示等を行うための機器類の整備等に係る経費 〔支援金額（率）〕 トレーサビリティ確立事業　　１／２以内 〔対象団体〕 市町村、農協、営農集団（生産者）等

〔予　　算　　額〕２２年度　　３００千円　、　２１年度　　３００千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　（予定）　１件
２１年度　　１件
〔根拠法令・要綱等〕　トレーサビリティシステム確立事業補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕事業期間　１年　新規採択期限　特になし
〔組合せ出来る他制度〕なし

【教育局】

学校教育に係る市町村総合助成金

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　義務教育指導課（内線 6777）

支援目的

学校教育に係る市町村の様々な取組を総合的に支援することにより、市町村の自主性・自立性を促進するとともに、地域に根ざした教育行政サービスの充実に寄与する。

支援内容

〔対象事業〕

1　確かな学力の育成
（1）学力向上支援員配置事業
→　確かな学力を育成するため、学力向上支援員の配置に対する支援
（2）学力向上支援員配置事業（理科実験ボランティア）
→　中学校における理科の実験等を補助する外部指導者の配置に対する支援
2　体力の向上と学校体育活動の推進
中学校スポーツエキスパート活用事業
→　運動部活動への外部指導者の派遣事業に対する支援
3　いじめ・不登校の防止
いじめ・不登校対策充実事業
（1）中学校配置相談員助成
相談員の中学校への配置事業に対する支援（さいたま市を除く全中学校対象）
（2）小中連携事業助成
小学校と中学校の連携事業に対する支援
4　キャリア教育・職業教育の推進
中学生職場体験推進事業
→　中学校における職場体験学習プログラムを活用した職場体験学習に対する支援

〔対象経費〕

事業ごとに定める、事業に直接必要とする経費

〔支援金額（率）〕

事業ごとの助成基準額と助成対象経費の支出額のいずれか少ない方の額に下記の補助率を乗じて得た額

1（1）→1／2、　1（2）→1／2
2　　→1／3
3（1）→2／3、　3（2）→1／2
4　　→1／2

〔対象団体〕

市町村（さいたま市を除く）

〔予　　算　　額〕２２年度　３４５，３６８千円、２１年度　３８１，１５２千円

〔採択件数・採択例〕２２年度　予定
1（1）　→１０市町村
1（2）　→３市町村
2　　→３５市町村
3（1）　→６３市町村（さいたま市除く）、3（2）→５市町村
4　　→６市町村
２１年度　1（1）８市町村
1（2）２市町村
2　　３６市町村
3（1）６９市町村、3（2）２市町村
4　　５市町村

〔根拠法令・要綱等〕学校教育に係る市町村総合助成金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕事業期間　１年　　新規採択期限　なし
〔組合せ出来る他制度〕なし

【教育局】

放課後子ども教室推進事業費補助金

制度区分　国庫補助金・県補助金
所管省庁　文部科学省　生涯学習推進課
県担当課　家庭地域連携課　（内線 6976）

支援目的

すべての子どもを対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。

支援内容

〔対象事業・対象経費〕

基　準　額	対　象　経　費
１ 放課後子ども教室推進事業 (1)放課後子ども教室運営費 １教室あたり　２，０３７千円を上限 (2)運営委員会経費 １市町村あたり　７７６千円を上限 (3)コーディネーター経費 １人あたり　９２５千円を上限	放課後子ども教室の運営に必要な経費 ・安全管理員　：1,330円/h を上限 ・学習ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ：1,480円/h を上限 ・ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ　：1,480円/h を上限
２ 放課後子ども教室備品整備事業 １教室あたり　２５４千円を上限（１回限り）	放課後子ども教室実施のための備品の整備に必要な経費

〔支援金額（率）〕
対象経費の２／３（国１／３、県１／３）

〔対象団体〕
市町村（政令指定都市、中核市を除く。）

〔予　算　額〕　２２年度　１５７，４４３千円　、　２１年度　１１４，７７３千円
〔採択件数・採択例〕　２２年度　（予定）３８市町村
２１年度　３８市町村
〔根拠法令・要綱等〕　埼玉県放課後子ども教室推進事業等補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕事業期間　１年、新規採択期限　なし
〔組合せ出来る他制度〕なし

【教育局】

市町村人権教育指導研修事業補助金

制度区分　県補助金
所管省庁
県担当課　人権教育課　（内線６８９５）

支援目的

市町村における人権教育の推進を図るため、人権教育に関する指導者の養成を行う市町村に対し補助金を交付する。

支援内容

〔対象事業〕
市町村人権教育指導研修事業

〔対象経費〕
事業に直接必要とする謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費及び使用料

〔支援金額（率）〕
補助率　補助対象経費の１／２以内で、年額１００，０００円を限度とする。

〔対象団体〕
市町村（さいたま市は除く）

〔予　算　額〕２２年度　１，０００千円　、　２１年度　１，４００千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　１０市町村
２１年度　１４市町村
〔根拠法令・要綱等〕市町村人権教育指導研修事業補助金交付要綱
〔事業期間・採択期限〕事業期間　１年　新規採択期限　なし
〔組合せ出来る他制度〕なし

第３編　　融　資　制　度

【企画財政部】

地域総合整備資金貸付事業
（ふるさと融資）

制度区分　その他融資
所管団体　地域総合整備財団（ふるさと財団）
県担当課　地域政策課　地域振興担当（内線２７７１）

融資目的

地方公共団体が金融機関などと共同して地域の振興、活性化を図るため、財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）の支援を得て、民間事業者等に無利子資金の貸付けを行う。
（地方公共団体が貸付原資を地方債で調達し、民間事業者等に転貸する）

融資内容

〔対象事業〕
地方公共団体が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置付けられた民間事業者等による事業で、つぎの項目全てに該当するものである。
(1)　公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの
(2)　貸付対象事業の営業開始に伴い、事業地域内において指定都市を除く市町村にあっては、５人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの
(3)　事業の貸付対象費用の総額（用地取得費を除く）が２，５００万円以上のもの
(4)　用地取得等契約後５年以内に事業の営業開始が行われるもの
ただし、①第三者に売却または分譲することを予定する施設、②風営法に規定する風俗営業等の用に供される施設は対象外である。

〔対象経費〕
(1)　設備の取得等に係る費用
(2)　試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用（人件費、賃借料、保険料等）

〔貸付額・充当率〕　（単位：億円）

地域区分	貸付割合	貸付限度額	
		通常施設	複合施設
通常地域	20%	6（7.5）	9(11.2)
過疎地域・みなし過疎地域	25%	7.5(9.3)	11.2(14)
定住自立圏	25%	9.3	14

（注）１　貸付割合は設備投資のための借入総額に対するふるさと融資の割合
２　貸付限度額における（　）は地域再生計画認定地域（地域再生支援利子補給金の支援措置）・地域力創造推進地域（「地域力創造対策」に基づき、特に地域経済の活性化を図る必要が必要と認められ、選定された地域）で事業を実施する場合の限度額
３　複合施設は事業が年度を超えて実施される場合であって、複数の施設を一体的・複合的に整備するものをいう。

平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日

〔財源措置〕
地方公共団体の貸付原資については、地方債（地域総合整備資金貸付事業債）による調達（充当率１００％）が認められ、その借入れに伴う後年度利子負担分に対し７５％（用地取得費に係る部分は５０％）が、地方交付税措置される。

〔対象団体〕　市町村　→　民間事業者等
（法人格を有する団体とする。第３セクターについても対象者となるが、国及び地方公共団体の出資が１００％を占める法人は対象とならない。その他、金融業を営む者についても対象外）

〔貸付期間〕　１５年以内（うち据置期間５年以内）

〔その他〕
地方公共団体が事業者から融資の利用を希望する旨の文書を受付する前に着手した案件は、融資の対象とはならない。

〔貸付実績〕　２２年度　未定
２１年度　０件

〔根拠法令・要綱等〕　地域総合整備資金貸付要綱
地域総合整備資金貸付（ふるさと融資）仕組み

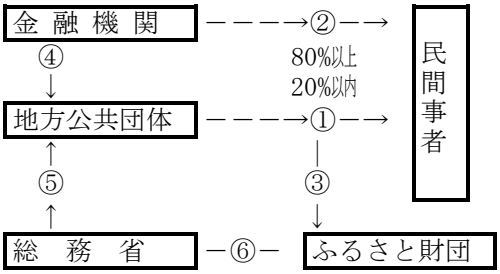

①２０％以内の無利子融資
②８０％以上の融資
③案件の調査・検討依頼、貸付・償還事務の委託
④ふるさと融資の保証，貸付原資の供給
⑤地方債の枠配分，利子負担の交付税措置
⑥制度の運営について連絡・調整

〔事業期間・採択期限〕
事業期間　１５年以内（うち据置期間５年以内）
採択期限　特になし

融資制度

【企画財政部】

ふるさと創造貸付金

制度区分　県融資
所管省庁
県担当課　市町村課地方債担当（内線２６９７）

支援目的

市町村等の主体的な地域づくりを促進するため、公共施設の整備事業等に対して低い利率で貸付を行う。

支援内容

〔対象事業〕
緊急性や重要度の高い公共施設などの社会基盤を整備する事業

〔対象経費〕
対象事業に要する経費

〔貸付額・充当額〕

	充当率	利率	貸付枠	償還期間及び償還方法
特定支援事業	１００％	財政融資資金利率－１．０％ （下限を０．５％とする）	３０億円	５年（うち据置１年） 又は １２年（うち据置２年）
一般事業	７５％	・合併市町村及び財政力指数の低い市町村(一部市町村(※)を除く) 財政融資資金利率－１．０％ （下限を０．５％とする）	３０億円	
		・行革努力をしている市町村及び一部市町村(※) 財政融資資金利率－０．５％ （下限を０．５％とする）	２０億円	元金均等年賦償還
		・上記以外の市町村 財政融資資金利率	１０億円	

※一部市町村…合併市町村及び財政力指数の低い市町村のうち、行革努力の基準を満たさない市町村の利率は、財政融資資金利率－０．５％

特定支援事業
・地域づくり提案事業等支援事業
・安心・安全まちづくり支援事業
一般事業
・国の交付税措置のない地方債を振り替える事業など

〔対象団体〕
市町村(政令指定都市を除く)及び一部事務組合(政令指定都市を除く市町村のみで構成する組合に限る)

〔予算額〕２２年度　６，０００，０００千円　、　２１年度　６，０００，０００千円
〔採択件数・採択例〕
２２年度　未定
２１年度　１７１件　　新清掃センター建設事業（川越市）、土地開発公社用地取得事業（鶴ヶ島市）　外
〔根拠法令・要綱等〕
埼玉県ふるさと創造貸付金貸付要綱
埼玉県市町村振興事業特別会計
〔事業期間・採択期限〕
事業期間　原則１年
新規採択期限　特になし
〔組合せ出来る他制度〕
国庫補助金、地方債、埼玉県ふるさと創造資金　等

貸付金額＝（総事業費－地方債等）×７５％

例　地方債（学校教育施設等整備事業債）と組み合わせて小中学校校舎の大規模改修（単独事業）をした場合

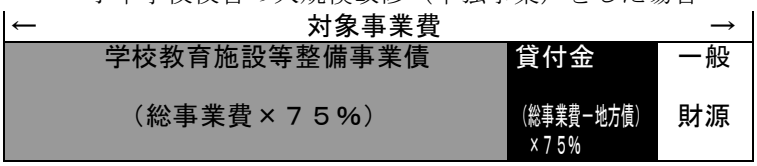

【保健医療部】

埼玉県国民健康保険広域化等支援基金

制度区分　県融資
所管省庁　厚生労働省　国民健康保険課
県担当課　国保医療課　国保事業担当（内線３３６０）

支援目的

市町村国民健康保険事業の運営の広域化と財政の安定化を図る。

支援内容

〔対象事業〕
（１）保険財政広域化支援
市町村国民健康保険事業の広域化等（市町村合併、広域連合等）に際し、保険料（税）の平準化等を支援するため、無利子貸付けを行う。

（２）保険財政自立支援
市町村の国民健康保険事業に財政赤字が生じると見込まれる場合について、その財政赤字を一時的に補填するため、無利子貸付けを行う。

〔対象経費〕
広域化等にともなう国民健康保険税平準化等又は財政赤字改善のため必要な額

〔貸付額・充当額〕
（１）保険財政広域化支援
広域化等による平準化後の保険料賦課総額が平準化前の賦課総額を上回る構成市町村の当該増加見込み額の範囲内で知事が認める額

（２）保険財政自立支援
財政不足見込額の３／４の範囲内で知事が認める額

〔対象団体〕
（１）保険財政広域化支援
広域化等を行う市町村

（２）保険財政自立支援
社会経済情勢の急激な変化その他の要因により保険料（税）の収入不足や給付費の増大等が見込まれる市町村

〔予　　算　　額〕　２２年度　８，８５６千円　　２１年度　１２，２８８千円
（基金残高：２１年度末　１，２１３，０８４千円）

〔採択件数・採択例〕
２２年度　未定
２１年度　０件

〔根拠法令・要綱等〕
埼玉県国民健康保険広域化等支援基金条例
埼玉県国民健康保険広域化等支援基金運営要綱

〔事業期間・採択期限〕
事業期間　　特になし
新規採択期限　特になし

〔組合せ出来る他制度〕
なし

第４編　　人 的 支 援 制 度

【企画財政部】

住民基本台帳ネットワークシステム運営事業費

制度区分　県支援・その他支援
所管省庁　総務省
県担当課　情報企画課 住基ネット・電子申請推進担当（内線 2686）

支援目的	住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の強化を推進し、個人情報の保護を徹底することにより、県民の安心の確保を図る。
支援内容	〔支援内容〕 ① 担当者研修会の実施（県・総務省・LASDEC） ② セキュリティアドバイザー派遣（県） ③ セキュリティ点検（県） ④ システム運営監査（総務省・LASDEC） 〔対象団体〕 市町村
〔予算額〕	２２年度　２，２００千円　、　２１年度　２，２００千円
〔採択件数・採択例〕	２２年度　未定 ２１年度　②３件　③５件　④３件
〔根拠法令・要綱等〕	

【企画財政部】

地域づくりサポーター派遣事業

制度区分　県支援
所管団体
県担当課　地域政策課　地域振興担当（内線　2773）

支援目的	各市町村からの要請により県の各課所の専門知識を有する職員を市町村に派遣することにより、地域づくりの課題解決やアイディア実現を目指す市町村を実務的に支援し、もって個性を活かした夢のある地域づくりの推進を図ることを目的する。 県の職員が市町村に出向き、市町村職員などと様々な経験や専門知識を交え共に議論することにより、課題解決やアイディア実現を積極的に支援する。
支援内容	〔支援内容〕 県の担当課所の長は、所属職員の中からサポーターとして派遣する職員（１人又は複数人）を選任し、職務命令（旅行命令による出張）により、市町村に派遣する。 **・支援業務** （１）プロジェクト支援型 市町村が単独の課所室だけでは対応できない複合的な課題の解決やアイディアの実現を図るため、庁内の関係課所職員等からなるプロジェクトチームや委員会等を結成し、又は、結成しようとする場合、課題等に対応する県の担当課所の職員を派遣して支援する。 （２）個別業務支援型 市町村の各課所室の個別の業務課題等に対して、県の担当課所の職員を派遣して支援する。 **・派遣期間** 市町村の地域づくりの課題解決やアイディア実現のため、県の担当課所長が必要と認める一定の期間 プロジェクト支援型：地域政策課が具体的な派遣の期間、日時等について庁内調整を行い、県の担当課所が最終的に決定する。 個別業務支援型：各業務の県担当課所が具体的な派遣の期間、日時等を調整して決定する。 **・費用負担** 旅費：県の担当課所 派遣に伴うその他一切の経費（会場借上費、印刷製本費等）：市町村 〔対象団体〕 市町村
〔予算額〕	なし　〔申請期間〕　随時
〔採択件数・採択例〕	２２年度　未定　２１年度　のべ６件（５市１町）
〔根拠法令・要綱等〕	地域づくりサポーター派遣事業実施要領

人的支援制度

【企画財政部】

地域づくりアドバイザー事業

制度区分　その他支援
所管団体　（財）地域活性化センター
県担当課　地域政策課地域振興担当(内線　2768)

支援目的

（財）地域活性化センターは、各市町村等が行う自主的主体的な地域づくりに対する支援の一環として、地域の活性化を推進するため適切な助言を行う各分野の専門家等（アドバイザー）の紹介を行い、その受入れにつき、財団法人全国市町村振興協会の協力を得て当該経費の助成を行う。

支援内容

〔支援内容〕

地域活性化を推進する次の分野について行う自主的主体的な取組であって、テーマに具体性があるものを対象とする。多数の聴講者を対象とする地域づくり全般についての講演会等は、助成対象外となる。

1　地域の総合的な振興に関する分野　市町村基本構想・基本計画、広域市町村圏計画等の策定、広域市町村の連携推進、市町村合併、地域の総合診断、市民活動支援等
2　地域経済の振興に関する分野　観光資源の整備、特産品の開発、商店街の活性化、コミュニティビジネス等
3　地域文化の振興に関する分野　イベントの実施、文化施設の整備等
4　情報化対策に関する分野　CATV事業の基本構想・基本計画、IT等
5　その他　健康増進・福祉計画、国際交流、環境エネルギー対策、過疎地域対策、第3セクター施設の管理・運営等

・支援方法

アドバイザー受入れのために市町村が支出した経費のうち、以下のものを助成する。受入れの人数及び回数については、問わない。

（1）謝　金：実費分（アドバイザー１人１回につき１０万円まで。）
（2）交通費：実費分（日当及びグリーン料金等は助成対象に含まれない。）
（3）宿泊費：実費分

なお、助成限度額は（1）、（2）及び（3）の合計で３０万円とする。

〔対象団体〕

市町村、広域行政機構である広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会（ただし、前年度に採択された団体は対象外とする）

〔予算額〕　２２年度　－　２１年度　－　〔申請期間〕毎年１１月下旬～１月中旬
〔採択件数・採択例〕　２２年度　２件（新座市・狭山市）　２１年度　２件（上尾市・入間市）
〔根拠法令・要綱等〕　地域づくりアドバイザー事業実施要綱

【企画財政部】

新分野進出等アドバイザー派遣事業

制度区分　その他支援
所管団体　地域総合整備財団（ふるさと財団）
県担当課　地域政策課地域振興担当（内線　2768）

支援目的

地域の中小企業・ベンチャー企業等が行う、地域の振興につながる新分野進出・新事業展開などの取組に対して、（財）地域総合整備財団が専門家をアドバイザーとして派遣するもの

支援内容

〔支援内容〕

・アドバイスの内容

次に掲げる民間事業に関わるもので、地方公共団体がアドバイザーの派遣を適当と認める事業。

1　中小企業・ベンチャー企業等が行う、新分野進出・新事業展開に係る新商品・新サービスの開発や、その販路開拓などへの取組（民間単独事業）
2　地域振興のために地方公共団体が民間事業者等が共同で新規事業の事業化に取り組んでいるもの（共同事業）

・支援方法

1　ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ選定
2　派遣回数・・・・・１件につき、５人・回まで
3　派遣日数・・・・・１回につき１～２日間
4　費用負担・・・・・アドバイザーの派遣に要する経費（旅費相当額及び謝金）は、原則として財団が全額負担する

〔対象団体〕

市町村及び民間事業者

〔予算額〕　２２年度　－　２１年度　－　〔申請期間〕１月～５月（２回募集）
〔採択件数・採択例〕　２２年度　０件
２１年度　０件
〔根拠法令・要綱等〕　新分野進出等アドバイザー派遣事業実施要綱

人的支援制度

まちなか再生総合プロデュース事業　【企画財政部】

制度区分　その他支援
所管省庁　地域総合整備財団（ふるさと財団）
県担当課　地域政策課地域振興担当(内線　2768)

支援目的

まちなか再生に取り組む市町村の個々のケースに即して、具体的・実務的ノウハウを有する専門家をコーディネートし、専門家に業務の委託等をする費用の一部を補助することにより、まちなか再生を居住機能・商業機能等総合的な側面から促進し、もって活力と魅力ある地域づくりに寄与するもの。

支援内容

〔支援内容〕

・助成対象事業（次の全てに該当する事業）

① 市町村が、まちなか再生事業の推進を目的として、まちなか再生支援専門家と業務の委託等契約を締結するもの
② まちなか再生の観点から、事業実施に係る実質的成果が期待できるもの
③ 市町村とまちなか再生支援専門家チームとの連携を円滑に行う体制の整備等、効果的に実施されるような仕組みを有するもの
④ 市町村が、継続的なまちなか再生を推進するために行うもの
⑤ 補助対象業務に係る補助金等を国、独立行政法人等の公益法人から受けないもの

・支援事業

① まちなか再生支援専門家チームのコーディネート及び情報提供
② まちなか再生専門家チームとの業務委託契約費用に係る補助
※人件費、旅費、交際費、社会保険料、一般管理費、物件費、事務所賃借料等、契約の履行に必要な一切の経費（消費税を含む）を含み、成功報酬部分を除く
※当該助成対象事業期間分の補助率２／３以内（補助限度額：1,000万円以内／団体）

〔対象団体〕
市町村

〔予　算　額〕　２２年度　－　　２１年度　－　　〔申請期間〕１月～２月
〔採択件数・採択例〕　２２年度　０件　　２１年度　０件
〔根拠法令・要綱等〕　まちなか再生総合プロデュース事業実施要綱

まちなか再生支援専門家派遣事業　【企画財政部】

制度区分　その他支援
所管省庁　地域総合整備財団（ふるさと財団）
県担当課　地域政策課地域振興担当(内線　2768)

支援目的

市町村のまちなか再生を目的とする取り組みに対し、個々の状況に即して、具体的・実務的ノウハウ等を有する専門家「まちなか再生支援専門家」を派遣し、まちなか再生に関する助言等を行うことにより、まちなか再生の初動期の事業に対するスタートアップ支援、または「まちなか再生総合プロデュース事業」を実施した事業など、進行中のまちなか再生事業に対する個別課題のフォローアップを行うもの

支援内容

〔支援内容〕

・派遣内容

（１）まちなか再生スタートアップ派遣
まちなか再生の取り組みに対する、現地調査、課題整理、アドバイス・提言、情報提供等
（２）まちなか再生フォローアップ派遣
「まちなか再生総合プロデュース事業」を実施した事業など、進行中のまちなか再生事業の個別課題をフォローアップする、具体的アドバイス、情報提供等

・支援方法

１　ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ選定
２　派遣回数・・・・・１件につき、４人・回まで
３　派遣日数・・・・・１回につき１～２日間
４　費用負担・・・・・アドバイザーの派遣に要する経費（旅費相当額及び謝金）は、原則として財団が全額負担する

〔対象団体〕
市町村

〔予　算　額〕　２２年度　－
〔申請期間〕１月～２月
〔採択件数・採択例〕　２２年度　０件　※２２年度新規事業
〔根拠法令・要綱等〕　まちなか再生総合プロデュース事業実施要綱

【企画財政部】

総合助言制度
（地域づくりサポーター派遣事業の１つ）

制度区分　県支援
所管省庁　－
県担当課　市町村課財政担当（内線 2684）

支援目的	市町村が抱える行財政上の様々な課題に対し、県が市町村の立場に立って実践的な助言を行うことにより、市町村行財政の円滑な推進に資することを目的とする。
支援内容	〔支援内容〕 ①トータルサポート ～市町村からの要望により、市町村の行財政上の課題を抽出・分析し、改善策を提示 ②個別助言・支援 ～市町村が抱える行税財政上の課題について助言・支援 ○課題別重点助言 ～市町村から支援要望が多い行税財政上の課題について、あらかじめ県が具体的なテーマを提示 一　行政上の課題　　二　財政上の課題 三　税政上の課題　　四　その他行財政運営に係る総合的な課題 ③課題別講師派遣 ～市町村から研修講師派遣の要望が多い行財政上の課題について、あらかじめ県が具体的な研修テーマを提示 〔対象団体〕 市町村等

〔予　　算　　額〕２２年度　　－　千円　、　２１年度　　－　千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　（予定）３０件程度
２１年度　３２件
〔根拠法令・要綱等〕市町村に対する総合助言制度実施要綱

人的支援制度

【企画財政部】

ＰＦＩアドバイザー派遣制度

制度区分　その他支援
所管省庁　地域総合整備財団（ふるさと財団）
県担当課　市町村課財政担当（内線 2684）

支援目的	ＰＦＩ等による公共施設等の整備、運営・管理等を推進する地方公共団体に対して、シンクタンク等の専門家又は（財）地域総合整備財団の担当職員をアドバイザー又は研修講師として必要な助言・指導又は研修を行い、ＰＦＩ等による公共施設等の整備、維持管理及び運営を推進する地方公共団体を支援する。
支援内容	〔支援内容〕 シンクタンク等の専門家又は（財）地域総合整備財団の担当職員をアドバイザー又は研修講師として派遣 ・アドバイスの内容 （１）ＰＦＩ等の基礎的な事項に関すること （２）ＰＦＩ等の具体的な検討事業に関すること ・研修の内容は、アドバイスの内容に準じる。 〔対象団体〕 市町村等

〔予　　算　　額〕２１年度　不明、２０年度　不明　（原則として財団が全額負担）
〔採択件数・採択例〕２１年度　０件
２０年度　２件（埼玉県内のみの件数）
〔根拠法令・要綱等〕ＰＦＩアドバイザー派遣事業実施要綱

【企画財政部】

県と市町村との人事交流
（職員の派遣）

制度区分　県支援
所管省庁
県担当課　市町村課　総務・調整担当　（内線 2675）

支援目的	地方自治法第２５２条の１７の規定に基づき、県が市町村に、又は、市町村が県にその職員を派遣することにより、県又は市町村における行政運営の円滑化、能率化等に資する。
支援内容	〔支援内容〕 県又は市町村における行政運営の円滑化、能率化に資する場合のほか、県と市町村が協力し、地域における行政を自主的かつ総合的に推進することに資する場合や、専門的知識又は技術の修得など、県又は市町村職員の資質向上、人材育成に資する場合などに、県又は市町村は、その要請に応じ職員を派遣する。 〔対象団体〕 市町村及び一部事務組合

〔予　　算　　額〕２２年度　－　千円　、　２１年度　－　千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　市町村等→県　２６名　県→市町村等　７０名（平成22年4月1日現在）
２１年度　市町村等→県　２６名　県→市町村等　８１名（平成21年4月1日現在）
〔根拠法令・要綱等〕県及び市町村職員の派遣に関する要綱

【企画財政部】

県と市町村との人事交流
（「実務研修職員の受入れ」）

制度区分　県支援
所管省庁
県担当課　市町村課　総務・調整担当　（内線 2675）

支援目的	地方公務員法第３９条の規定に基づき、市町村が研修のため県に職員を派遣することにより、県の様々な行政分野の実務を通じて、事務又は技術の習得に資する。
支援内容	〔支援内容〕 市町村職員が、県の様々な行政分野の実務を通じて、事務又は技術の習得に資する場合のほか、権限移譲等の地方分権の推進に資する分野に従事する場合などに、県は、市町村からの要請に基づき、研修職員を受け入れ、受入課（所）における実務を通じて研修を行う。 〔対象団体〕 市町村及び一部事務組合

〔予　　算　　額〕２２年度　　－　千円、　　２１年度　　－　千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　８３名（平成22年4月1日現在）
　　２１年度　８１名（平成21年4月1日現在）
〔根拠法令・要綱等〕埼玉県市町村職員実務研修要綱

【企画財政部】

選挙事務合理化研究会

制度区分　県支援・その他支援
所管省庁
県担当課　市町村課　選挙管理担当（内線 2693）

支援目的	市町村の選挙事務に関する調査・研究を行い、選挙事務の合理化を図る。
支援内容	〔支援内容〕 市町村の選挙事務の実情に応じて研究テーマを設定し、当該テーマに関する調査・研究を行い、その成果を報告書等にまとめるとともに、市町村に周知し、市町村選挙事務の合理化を支援する。 〔構成員〕 県内８支会（北足立、入間、比企、秩父、児玉、大里、北埼玉、埼葛）から推薦された市町村選挙管理委員会職員（１２名）及びさいたま市職員（２名） 〔対象団体〕 市町村 （過去５年間の研究テーマ） 平成１７年度　選挙人名簿の閲覧等に関する事務処理の見直しについて 平成１８年度　在外選挙事務について 平成１９年度　在外選挙事務について 平成２０年度　「選挙事務危機管理マニュアル」の策定について 平成２１年度　「選挙事務における留意点及び管理執行上問題となった事例集」の作成について 「障害者の投票環境向上に関する報告書」の作成について 「選挙人名簿及び在外選挙人名簿等の抄本の閲覧等に関する事務処理要領（案）」の作成について

〔予　　算　　額〕２２年度　－　　千円　、２１年度　－　　千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　未定
　　２１年度　６　　件
〔根拠法令・要綱等〕

【企画財政部】

市町村明るい選挙推進協議会組織・活動活性化事業

制度区分　県支援・その他支援
所管省庁
県担当課　市町村課　政治団体・選挙啓発担当（内線 2694）

支援目的	地域における啓発リーダーの育成を図るため、市町村明るい選挙推進員等を対象とした研修会を開催する。 また、市町村明るい選挙推進協議会等に対して、選挙啓発ビデオの貸出し等を行う。
支援内容	〔支援内容〕 研修会を開催し、外部講師による講演及び県からの情報提供を行う。 また、県が所有している選挙啓発用ビデオの貸出を行う。 〔対象団体〕 市町村明るい選挙推進協議会及び市町村 （平成２１年度研修会） 「民主党政権の誕生と参議院選挙に向けた今後の政局について」（講師：朝日新聞社編集委員）

〔予　　算　　額〕２２年度　２５７　千円　、２１年度　２７０　千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　　１　　件　他未定
　　２１年度　　１　　件
〔根拠法令・要綱等〕公職選挙法

【総　務　部】

税務部門市町村支援事業

制度区分　県支援
所管省庁
県担当課　特別徴収課税調査課（内線 2649）

支援目的	市町村における個人住民税の納税率の向上及び徴収職員の徴収技術向上に資すること。
支援内容	〔支援内容〕 1　県税務職員の短期派遣 ・概　　要　県税務職員を市町村へ短期に派遣する。 ・目　　的　市町村職員の身分を併任し、個人住民税を中心に、市町村税に係る徴収事務の特定重要課題を解決するため、実務支援を行う。 ・派遣期間　次の種類に応じて１年を超えない期間で、取組内容に応じて設定する。 ・種　　類　集中型派遣、随時型派遣 ・開始年度　平成16年度（全面改正：類似制度は平成11年度～） ・派遣実績　平成21年度　33市町（川口市、上尾市、新座市　ほか） 〔対象団体〕徴収事務上の特定重要課題解決への取組支援を希望する市町村 2　徴収に係る実務研修生の受入れ ・概　　要　市町村徴収職員を特別徴収課税調査課に実務研修生として受け入れる。 ・目　　的　県職員の身分を併任し、県税務職員と共同して滞納整理を行うことにより、市町村徴収職員の滞納整理手法の向上を図る。 ・派遣期間　６か月以内で取組の内容に応じて設定する。 ・開始年度　平成14年度〔一部改正：平成19年度～） ・受入実績　平成21年度　3市（川越市、春日部市、草加市） 〔対象団体〕実務研修生の派遣を希望する市町村 3　県による個人住民税の直接徴収（地方税法第48条） ・概　　要　県が市町村に代わって個人住民税の直接徴収を行う。 ・期　　間　1年を超えない期間 ・実施団体　平成21年度　49市町（川口市、上尾市、新座市　ほか） 〔対象団体〕県が行う直接徴収に同意した市町村 4　個人住民税市町村表彰 ・概　　要　前年度の個人住民税の税収確保において優秀な成績を挙げた市町村を表彰する。表彰式に引き続き、受賞市町村の長と知事との意見交換会を開催し、その概要を埼玉新聞の中面一面に掲載する。 ・時　　期　10月下旬 ・表彰実績　平成２１年度から実施。納税率部門、納税率アップ率部門、収入未済額圧縮額部門、収入未済額圧縮率部門の4部門で、計12団体を表彰 〔対象団体〕県内全市町村 5　徴収実務アドバイザーの設置（新規） ・概　　要　市町村からの徴収に関するあらゆる質問・相談に即時に対応するため、国税の徴収職員ＯＢなど専門的な知識を有する者を非常勤職員として採用し、徴収実務アドバイザーを設置する。また、市町村徴収職員の徴収技術の向上を図るため、滞納整理マニュアル及び徴収に関するＱ&Ａなどを作成する。 〔対象団体〕県内全市町村 6　県と市町村の臨時捜索チームによる滞納整理（新規） ・概　　要　市町村における高額・困難事案の滞納整理を効果的に進めるため、税務局の徴収職員の中から高度な徴収技術を有する職員を選定し、市町村徴収職員とともに臨時捜索チームを編成する。 〔対象団体〕原則として、県税、個人市町村民税ともに滞納している者が居住する県内市町村

〔予　　算　　額〕２２年度　１３，９１７千円　　２１年度　１１，２４１千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　未定・21年度実績については上記記載のとおり
〔根拠法令・要綱等〕埼玉県税務職員の市町村短期派遣に関する要綱、市町村税務職員の実務研修生に関する要綱、地方税法第48条、個人住民税市町村表彰要領、埼玉県徴収実務アドバイザー設置要綱

【県民生活部】

市町村相談担当者研修

制度区分 県支援
所管省庁
県担当課 広聴広報課 県民相談担当（内線 2991）

支援目的	県内各市町村相談員の資質向上を図り、住民福祉に資するために研修を実施する。
支援内容	〔支援内容〕 各市町村の相談担当者を対象にした研修会を開催する。 市町村相談担当者研修会（年２回） ・民事・家庭問題に関する法律事案等について講義する。 〔対象団体〕 市町村
〔予算額〕 〔採択件数・採択例〕 〔根拠法令・要綱等〕	２２年度　１１６千円　、　２１年度　７０千円 ２２年度　（実施予定）年２回 ２１年度　年１回実施 特になし

【県民生活部】

市町村巡回相談

制度区分 県支援
所管省庁
県担当課 広聴広報課 県民相談担当（内線 2991）

支援目的	市町村の相談業務が円滑に行われるように、県として支援する。
支援内容	〔支援内容〕 住民相談を実施する市町村からの派遣要請により県相談員を派遣する。 〔対象団体〕 市町村
〔予算額〕 〔採択件数・採択例〕 〔根拠法令・要綱等〕	２２年度　２１６千円　２１年度　２１６千円 ２２年度　要請のあった市町村へ派遣 ２１年度　２５市町へ派遣 県民相談実施要領

【県民生活部】

ＮＰＯと市町村の協働促進事業

制度区分　県支援
所管省庁
県担当課　ＮＰＯ活動推進課（内線２８２８）

支援目的	地域で活動するＮＰＯと市町村との協働を促進し、ＮＰＯの有する企画力や行動力と市町村の有する信用力の相乗効果を発揮した地域づくりを行うための仕組みをつくる。
支援内容	〔支援内容〕 （１）ＮＰＯと市町村の協働実践力アップ ＮＰＯとの協働に対する理解を深め、ＮＰＯと市町村との協働を促進することを目的として「ＮＰＯと市町村の協働実践力アップ講座」を開催する。また、ＮＰＯからの協働アイデアを個別具体的に市町村へ取り次ぎ、ＮＰＯと市町村との協働を促進する。 （２）市民活動サポートセンター機能強化 市町村の市民活動担当者や市民活動サポートセンター運営者を対象に、市民活動サポートセンターの設置経緯や運営方法などを先進事例や有識者等から学ぶ事例研究会を開催する。 既に市民活動サポートセンターを設置している市町村を対象に、施設運営のノウハウや課題等についての情報交換を図るネットワーク会議を開催する。 〔対象団体〕 市町村、ＮＰＯ

〔予　　算　　額〕２２年度　　２０２千円　、　２１年度　８９２千円
〔採択件数・採択例〕２２年度（予定）各１回
２１年度　　各１回
〔根拠法令・要綱等〕なし

【県民生活部】

ユニバーサルデザイン推進アドバイザーの派遣

制度区分　県支援
所管省庁
県担当課　文化振興課文化事業・UD担当（内線2879）

支援目的	ユニバーサルデザインの考え方の普及を図るとともに、ユニバーサルデザインの実践を促進する。
支援内容	〔支援内容〕 市町村等からの派遣依頼に基づき、ユニバーサルデザイン普及のための講演会講師、また、ユニバーサルデザイン実践のためのワークショップにおけるコーディネーターとして、ユニバーサルデザイン推進アドバイザーを派遣する。 派遣費用（謝金・旅費）は原則として県が負担する。 〔対象団体〕 市町村、学校、各種団体、企業

〔予　　算　　額〕２２年度　　２２３千円　、　２１年度　　２２３千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　　１０件
２１年度　　１０件
〔根拠法令・要綱等〕埼玉県ユニバーサルデザイン推進アドバイザー制度設置要綱

【県民生活部】

外国人総合相談センター埼玉

制度区分　県支援
所管省庁
県担当課　国際課多文化共生・NGO担当（内線 2717）

支援目的	日本語によるコミュニケーションが困難な外国人住民に対する事務を支援する。
支援内容	〔支援内容〕 １．電話による仲介通訳、生活相談の実施 ２．対面による専門相談の実施 入管制度、労働相談、法律相談について多言語で対応します。 【場所】埼玉県浦和合同庁舎３階（要予約） ※　外国人総合相談センター埼玉（設置；埼玉県、運営；埼玉県国際交流協会） ○電話番号　０４８－８３３－３２９６ ○対応言語　日本語のほか、英語、スペイン語、中国語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語で対応可能 ○受付時間　毎週月～金曜日（祝日、12/29～1/3を除く）９：００～１６：００ ※　電話仲介通訳の依頼に当たっては、最初に職員（日本人）が電話をしてください。 ３０分以内の対応を目安としてください。長時間の通訳には対応できません。 〔対象団体〕市町村、公共職業安定所、病院等の公共機関
〔予算額〕	２２年度　１７，９６３千円　２１年度　９，０３７千円
〔採択件数・採択例〕	２２年度　仲介通訳件数　集計予定 ２１年度　２，９２９件　うち、仲介通訳件数４１８件（平成２２年３月末現在）
〔根拠法令・要綱等〕	

【県民生活部】

外国人児童生徒日本語学習支援事業

制度区分　県支援
所管省庁
県担当課　国際課多文化共生・NGO担当（内線 2717）

支援目的	日本語で学習することが困難な外国人児童生徒に対し、ＮＧＯと協力して日本語学習を支援する。
支援内容	〔支援内容〕 市町村教育委員会からの派遣申請に基づき、彩の国さいたま国際交流・協力ネットワーク（事務局：県国際課、県国際交流協会）に加入するＮＧＯの会員（日本語ボランティア）を小学校及び中学校に派遣する。 ○派遣期間：概ね３か月（週１回程度） ○支援方法：①授業時間中に、支援対象者が授業を離れて別室で日本語の個別指導を行う。 ②授業時間中に、ボランティアが教室内の支援対象者に付き添い日本語支援を行う。 〔対象団体〕 小学校及び中学校
〔予算額〕	２２年度　１７７千円、　２１年度　３０４千円
〔採択件数・採択例〕	２２年度　５件（予定） ２１年度　４件
〔根拠法令・要綱等〕	外国人児童生徒に対する日本語学習支援事業実施要綱

【県民生活部】

市町村の取組支援

制度区分　県支援
所管省庁
県担当課　男女共同参画課（内線２９２１）

支援目的	（１）市町村への相談員派遣 女性のチャレンジ支援において女性の抱える悩みや希望を気軽に相談できる窓口を設けるため、市町村に相談員を派遣する。 （２）市町村への専門家派遣 女性のチャレンジ支援において女性の抱える悩みや希望に対する相談窓口を設けている市町村支援として、相談員及び担当職員の資質向上を図るため、専門家を派遣する。
支援内容	〔支援内容〕 （１）市町村への相談員派遣 相談事業の実施や拡充を希望する市町村に対して、専門的な知識・経験がある相談員を派遣し、市町村の住民からの相談を受け付ける。 （２）市町村への専門家派遣 相談事業を実施している市町村の相談員及び担当職員の資質向上を図るために、相談担当者研修を実施するとともに、専門家（スーパーバイザー）を派遣しスーパービジョンを実施する。 〔対象団体〕 市町村（平成２１年度に支援した市町は以下のとおり） （１）６市町（飯能市、東松山市、蕨市、大利根町、宮代町、白岡町） （２）１１市町（入間市、熊谷市、北本市、吉川市、鳩ヶ谷市、八潮市、白岡町、杉戸町、所沢市、飯能市、坂戸市）

〔予　　算　　額〕２２年度　２，５０８千円　、　２１年度　２，５８０千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　未定
２１年度　相談員派遣　６市町、専門家派遣　１１市町（上記のとおり）
〔根拠法令・要綱等〕

【県民生活部】

市町村・地域における人材の育成

制度区分　県支援
所管省庁
県担当課　男女共同参画課（内線２９２１）
男女共同参画推進ｾﾝﾀｰ(048-601-3111)

支援目的	地域における男女共同参画の推進のため、市町村や地域の人材を育成し、地域課題の解決を図りつつ、市町村、ＮＰＯ、団体等を育てていく。
支援内容	〔支援内容〕 (1)地域課題を解決する市町村職員研修 地域における男女共同参画の推進のために、市町村職員及び地域の活動団体の構成員を対象に実践的な研修を実施する。 (2)市町村における女性チャレンジ推進団体育成 市町村の地域課題の解決のため、団体等から女性のチャレンジを支援する事業を企画提案してもらって委託実施する。 〔対象団体〕 (1)市町村職員及び地域の活動団体の構成員を対象 (2)地域の活動団体及び市町村

〔予　　算　　額〕２２年度　　１，７８３千円
〔採択件数・採択例〕２２年度（予定）　3団体（３市町村）
〔根拠法令・要綱等〕

【県民生活部】

消費生活相談緊急相談アドバイザー制度

制度区分　県支援
所管省庁
県担当課　消費生活課
消費生活支援センター（048-261-0978）

支援目的	市町村窓口の相談に対し、迅速かつ適正な回答をする。
支援内容	〔支援内容〕 ・市町村窓口で受け付けた相談に対し、早急な法令等の解釈をめぐり高度の判断を要する場合などに、専門家(弁護士等)から法的助言を受ける。 〔対象団体〕 市町村

〔予　　算　　額〕２２年度　580千円　、　２１年度　600千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　（予定）２０件程度
２１年度　１４件
〔根拠法令・要綱等〕埼玉県消費者苦情処理アドバイザー制度運営要領

【県民生活部】

市町村消費者行政職員研修

制度区分　県支援
所管省庁
県担当課　消費生活課
消費生活支援センター（048-261-0978）

支援目的	各市町村職員が消費者行政を円滑に遂行できるよう、研修を実施する。
支援内容	〔支援内容〕 ・各市町村の消費生活行政を担当する職員について、下記の研修を実施する。 （新任職員研修） 異動等で新しく担当することになった職員に、消費生活関係法令等について講義をする。 （消費者行政担当職員・相談員研修） 今日的な消費者問題をテーマとした専門家による講演を行う。 〔対象団体〕 市町村

〔予　　算　　額〕２２年度　90千円　、　２１年度　90千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　（予定）３回
２１年度　３回
〔根拠法令・要綱等〕なし

【危機管理防災部】

埼玉県防災ヘリコプター応援事業

制度区分　県支援
所管省庁
県担当課　消防防災課（内線 3167）

支援目的	埼玉県内の市町村において災害が発生した場合に、当該災害による被害を最小限に防止するため、埼玉県が所有・運航する防災ヘリコプターを当該市町村に派遣し、消防・防災活動を実施する。
支援内容	**〔支援内容〕** 災害が発生した市町村(消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合を含む。以下同じ。)の長が、次に揚げる要件のいずれかに該当し､防災ヘリコプターの活動が必要と判断し埼玉県知事に応援要請を行った場合に支援する。 (1)災害が隣接市町村に拡大し、または影響を与えるおそれがある場合 (2)災害が発生した市町村の消防力によっては、防御が著しく困難な場合 (3)その他救急搬送等防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合 なお、防災ヘリコプターが市町村の長の要請を受けて行う緊急運航の種類は次のとおりである。 (1)火災出場　林野火災の消火活動、工場火災・中高層建物火災における情報収集、警戒指揮支援 (2)救助出動　山岳遭難事故及び水難事故等における捜索・救助 (3)救急出動　傷病者の搬送活動(医師、看護師が同乗して医療行為を行いながら搬送する「ドクターヘリ的運用」を含む) (4)調査出場　地震、風水害または大規模な事故等における情報収集、警戒指揮支援 (5)救援出場　被災地等への物資・資機材・人員等の搬送 緊急運航の他、市町村等が行う各種の防災訓練に参加する。 防災ヘリコプターを応援要請した場合、市町村の費用負担は一切ない。 **〔対象団体〕** 市町村

〔予　　算　　額〕２２年度　３２７，５８３千円　、　２１年度　３４７，３４４千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　未定
２１年度　１６５件
〔根拠法令・要綱等〕埼玉県防災ヘリコプター応援協定など

ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050推進事業（環境みらい都市認定等支援）

【環境部】

制度区分　県支援
所管省庁
県担当課　温暖化対策課　（内線　3037　）

支援目的	市町村の優れた温暖化対策を認定・公表することにより、市町村間の競争を促進し、市町村における温暖化対策の全体的なレベルアップを図る。
支援内容	〔支援内容〕 市町村の優れた温暖化対策を「環境みらい都市」として認定・公表する。 【作業スキーム】 ①募集 ②有識者による検討会における審査・認定 ③「環境みらい都市」の認定・公表 ※認定市町村については、希望し、要件に合致した場合、ふるさと創造資金による支援が受けられる。 〔対象団体〕 全市町村

〔予　　算　　額〕２２年度　　２５０千円　、　２１年度　　２４０千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　（予定）３　件
２１年度　　３　件
〔根拠法令・要綱等〕埼玉県地球温暖化対策実行計画（ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション２０５０）

ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050推進事業（地球温暖化対策実行計画策定支援）

【環境部】

制度区分　県支援
所管省庁
県担当課　温暖化対策課　（内線　3037　）

支援目的	地球温暖化対策の基礎となる地球温暖化対策実行計画の策定を支援し、市町村における温暖化対策の促進を図る。
支援内容	〔支援内容〕 地球温暖化対策の推進に関する法律で策定が義務付けられている地球温暖化対策実行計画については、市町村の人員的、技術的問題及び情報不足により、策定が進んでいない状況にある。このため、市町村間での情報交換や県による技術的支援を進めるため、ブロック別地球温暖化対策推進協議会を設置し、市町村の計画策定を支援する。 ブロック別地球温暖化対策推進協議会 区域：環境管理事務所単位（７）程度 内容：既に策定済みの市町から未策定自治体への情報提供 県による情報提供、技術的支援 〔対象団体〕 地球温暖化対策実行計画未策定市町村（地域計画策定済み：２市、率先実行計画策定済み：４６市町） ※地域計画：自治体区域全般の計画、率先実行計画：自ら事業者として自治体が行う計画

〔予　　算　　額〕２２年度　　０千円　、　２１年度　　０千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　（予定）　件
２１年度　　件
〔根拠法令・要綱等〕埼玉県地球温暖化対策実行計画（ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション２０５０）、
地球温暖化対策の推進に関する法律

人的支援制度

環境学習推進事業

【環境部】

（環境アドバイザー、環境教育アシスタントの派遣）

制度区分　県支援
所管省庁
県担当課　温暖化対策課　（内線　3033　）

支援目的	人材派遣や学習機会を提供することで、市民グループや学校における環境学習を支援する。
支援内容	〔支援内容〕 県民団体や学校が実施する講演会・学習会に「埼玉県環境アドバイザー」を派遣。 小・中・高校における環境学習の取組みを支援するため「埼玉県環境教育アシスタント」を学校に派遣（アドバイザーは、専門的な視点から講義・講演形式で学習を支援する。環境教育アシスタントは、学校の教職員と協働しながら、実習面を中心に指導するもの） 「環境学習推進事業費」のうち「人材派遣による環境学習の支援」 〔対象団体〕 自治会や商工会などの県民団体 小・中・高等学校

〔予　　算　　額〕２２年度　１，９３２千円　、　２１年度　１，９００千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　（予定）１９０　件
２１年度　１０８　件
〔根拠法令・要綱等〕環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律、埼玉県環境基本条例

【環境部】

みどりの園庭・校庭促進事業費

（みどりのアドバイザー派遣制度）

制度区分　県支援
所管省庁
県担当課　みどり再生課（内線３１４７）

支援目的	園庭・校庭の芝生化を実施した幼稚園・保育所等が適切な維持管理を行い、新たに創出したみどりの保全を図る。
支援内容	〔支援内容〕 園庭・校庭の芝生の維持管理等を適切に実施するための技術指導・支援を行う。 〔対象団体〕 市町村、学校法人、社会福祉法人等

〔予　　算　　額〕２２年度　３，６９０千円　、　２１年度　２，０００千円
〔採択件数・採択例〕２２年度（予定）　２００件
２１年度（予定）　１２件
〔根拠法令・要綱等〕埼玉県みどりのアドバイザー制度設置要綱

【　福祉部　】

高齢者虐待対応研修事業

制度区分　県支援
所管省庁　厚生労働省
県担当課　高齢介護課　高齢者虐待防止担当（内線３２５１）

支援目的

市町村の高齢者虐待対応に係る体制整備を支援するため、高齢者虐待対応専門員の養成等を行う。

支援内容

〔支援内容〕
1　高齢者虐待対応研修
(1)　専門員養成研修
具体的な高齢者虐待への対応､家族に対する支援の方法や関係機関相互のネットワークづくりなどについて研修を行い、研修終了者に対しては、高齢者虐待対応専門員認定証を交付する。
（研修内容）
・高齢者虐待防止の取組、高齢者虐待防止ネットワークの構築
・認知症高齢者ケア、精神障害・アルコール依存症等の家族ケア　など
(2)　管理者研修
市町村等の管理職員を対象に､具体的な高齢者虐待への対応､家族に対する支援の方法や関係機関相互のネットワークづくりなどについて研修を行う。
2　専門員フォローアップ研修
高齢者虐待専門員等のレベルアップを図るため､ネットワーク形成課程及び困難事例対応研修を実施する。

〔対象団体〕
市町村、市町村地域包括支援センター

〔予　　算　　額〕２２年度　　４８４千円　、　２１年度　　５４６千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　（予定）専門員養成８０人
２１年度　　専門員養成７３人　管理者　３６人　フォローアップ　９０人
〔根拠法令・要綱等〕高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第3条第2項、第19条

【福祉部】

介護認定調査員等研修

制度区分　県支援
所管省庁　厚生労働省
県担当課　高齢介護課　　（内線 3264　）

支援目的

市町村が行う要介護認定が公平・公正に行われるよう、介護認定調査員及び介護認定審査会委員、市町村職員に対する研修を実施し、資質の向上を図る。

支援内容

〔支援内容〕
1　介護認定調査員研修
新任及び現任の介護認定調査員を対象に、要介護認定に関する基本的な考え方、認定調査の実施方法、認定調査の最新情報等について研修を行う。
2　介護認定審査会委員研修
新任及び現任の介護認定審査会委員を対象に、要介護認定基準、認定審査会の手順、審査判定の最新情報等について研修する。
3　介護認定審査会運営適正化研修
介護認定審査会の適正な運営を図るため､介護認定審査会事務局を対象に介護認定審査会の運営等について研修を実施する。

〔対象団体〕
市町村

〔予　　算　　額〕２２年度　２，６５２千円　　２１年度　３，７６４千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　（予定）
介護認定調査員研修（６会場・新任５００人、現任２，０００人）
介護認定審査会委員研修（５会場・新任３００人、現任１，０００人）
介護認定審査会運営適正化研修（１会場、２００人）
２１年度　介護認定調査員研修（１２会場・新任２８２人、現任１，３０９人）
介護認定審査会委員研修（１２会場・新任２００人、現任９２８人）
介護認定審査会運営適正化研修（１会場、８０人）
〔根拠法令・要綱等〕介護保険法、認定調査員研修実施要綱、介護認定審査会委員研修実施要綱、
介護認定審査会運営適正化研修実施要綱

【福祉部】

ワークライフバランス水先案内人

制度区分　県支援
所管省庁　なし
県担当課　少子政策課（内線　３３４３）

支援目的	市町村内の企業関係者や住民にワークライフバランス（仕事と生活の両立）の趣旨や効用を理解していただくために、専門的知識・ノウハウを有する講師を派遣する。
支援内容	〔支援内容〕 各種研修　又は　アドバイザー支援 ・　ワークライフバランスに関する研修会を開催したい、また自社のワークライフバランスの推進について具体的アドバイスを受けたいと希望する企業・事業所の申込に応じて専門家を派遣し、研修での講義から個別具体的アドバイスまで幅広い支援を行う。 〔対象団体〕 企業 公益法人等の事業所（自治体も含む） 地域（例：商工会・会議所や市が主催する企業・住民を対象とした講座）

〔予　　算　　額〕２２年度　　４５０　千円　、　２１年度　　４５０　千円
〔採択件数・採択例〕２２年度（予定）　　１５～２０件程度
２１年度　　実績　７　件
〔根拠法令・要綱等〕　次世代育成支援対策推進法、埼玉県子育て応援行動計画（埼玉県コバトンプラン）

【福祉部】

お父さん応援講座

制度区分　県支援
所管省庁　なし
県担当課　少子政策課　（内線　３３４３）

支援目的	市町村内の企業関係者や住民に、ワークライフバランス（仕事と生活の両立）を進め父親が子育てに参加することの楽しさや必要性、効用を理解していただくために、専門的知識・ノウハウを有する講師を派遣する。
支援内容	〔支援内容〕 各種研修 ・　ワークライフバランスを推進し、父親も子育てに関わることに理解ある企業・地域の申込に応じてノウハウを有する講師を派遣し、出前講座形式で研修を行う。 〔対象団体〕 企業・公益法人等（自治体も含む）の男性従業員等 地域（例：保育所、子育て支援施設、公民館等が主催する男性を対象とした講座 研修参加者は男性に限る。

〔予　　算　　額〕２２年度　　４５０　千円　、　２１年度　　４５０　千円
〔採択件数・採択例〕２２年度（予定）　　１０～１５件程度
２１年度　　実績　７　件
〔根拠法令・要綱等〕　次世代育成支援対策推進法、埼玉県子育て応援行動計画（埼玉県コバトンプラン）

【保健医療部】

地域保健福祉関係職員研修

制度区分 県支援
所管省庁
県担当課 保健医療政策課 研修・国際協力・免許担当（内線３５１９）

支援目的	地域保健・地域福祉を取り巻く状況の変化や多様化する住民ニーズに的確に対応できる市町村職員を計画的に育成することを目的とする。
支援内容	〔支援内容〕 ・ 健康福祉セミナー 地域保健福祉関係職員に対して、健康福祉分野に係る基礎的事項及び今日的課題等に関する研修を行う。 ・ 健康福祉研究発表会 地域保健福祉関係職員が、日常業務に関連して自主的に行った調査研究事業の成果を発表する機会を設ける。 ・ 保健所別研修 保健所ごとに地域の保健福祉関係職員に対して、地域の実情に即した研修を行う。 ・ 新任保健師研修 新任保健師に対して、地域保健福祉活動等に関する基礎的知識の習得を図る研修を行う。 ・ 中堅保健師研修 中堅保健師に対して、企画・計画力を養成する研修を行う。 ・ 中堅後期保健師研修 各職場において保健師現任教育の促進を図る。 ・ 管理者保健師研修 管理的立場の保健師に対して、管理者としての資質向上を図る研修を行う。 ・ 新規採用保健師教育担当者（プリセプター）研修 新任保健師への直接的指導者としてのマインド・能力を獲得する研修を行う。 ・ 男性保健師研修 男性保健師に対して、お互いの悩みや課題を共有し保健師としてのアイディンティティを確認し、県内に定着促進を図る。 ・ 派遣研修 厚生労働省等が主催する研修を通知し、参加を促す。 〔対象団体〕 市町村
〔予算額〕	２２年度 ４，７５９千円 ２１年度 ４，７５９千円
〔採択件数・採択例〕	２２年度 （予定）１０件（１０研修） ２１年度 10件（10研修）、健康福祉ｾﾐﾅｰ（市町村）、新任保健師研修（市町村）、管理者保健師研修（市町村）等
〔根拠法令・要綱等〕	地域保健法 平成22年度保健医療政策課所管地域保健福祉関係職員研修実施要綱 平成22年度各研修実施要領

【保健医療部】

保健師相互派遣

制度区分 県支援
所管省庁
県担当課 保健医療政策課 職員担当（内線３５２０）

支援目的	市町村における保健師の資質向上と定着促進を図るため、県保健師と市町村保健師との相互派遣を実施している。
支援内容	〔支援内容〕 専門的な知識や経験のある職員を、市町村からの要望により派遣し、市町村保健師に対して知識及び技術の伝達を図るとともに、市町村の保健師はこれまでと異なる職務に従事することで、職務拡大等による資質の向上を図る。 〔対象団体〕 市町村（平成２１年度は北本市において実施。）
〔予算額〕	２２年度 ― 千円 ２１年度 ― 千円
〔採択件数・採択例〕	２２年度 １件（北本市） ２１年度 １件（北本市）
〔根拠法令・要綱等〕	地方自治法 県及び市町村職員の派遣に関する要綱

【産業労働部】

中心市街地活性化等市町村支援事業

制度区分　県支援
所管省庁
県担当課　商業支援課　総務・人材育成担当（内線３７５４）

支援目的	改正中心市街地活性化法の施行以来、県内市町村の多くは、自らが主役となって、新たな中心市街地活性化策に取り組んでいる。 この事業の目的は、市町村担当職員等に対し、中心市街地の活性化を促進する勉強会や研究会　を開催することにより、市町村の中心市街地活性化への取組みが円滑に推進されるよう、支援するものである。
支援内容	〔支援内容〕 １　地域まちづくり勉強会の開催 市町村職員、商工団体職員を募り、地域の実情を考慮に入れたまちづくりを考える勉強会を開催。 まちづくりに対する市町村や商工団体の意識啓発を図るとともに、地域間の情報交換の場として活用していただく。 ２　改正法に取り組もうとする市町村と共に行う研究会の実施 改正法による基本計画策定に取り組もうとする市町村等と共に研究会を開催。近隣県の先進地の現地視察や基本計画づくりのためのポイントを研究する。 〔対象団体〕 県内全市町村の担当職員、及び商工団体職員等を対象

〔予　　算　　額〕２２年度　　４２３千円　、　２１年度　　７２１千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　勉強会・研究会３回
２１年度　１　(1)全体フォーラム１回、(2)地域まちづくり勉強会９回
２　研究会１回
〔根拠法令・要綱等〕

【県土整備部】

市町村職員土木技術研修

制度区分　県支援
所管省庁　－
県担当課　総合技術センター　総務・技術研修担当　048－643－8731

支援目的	埼玉県内の市町村土木事業担当職員の技術力向上に寄与することを目的とする。
支援内容	〔支援内容〕 土木技術に関する研修の実施（河川砂防事業研修、災害復旧事業研修、施工管理研修　他） 〔対象団体〕 さいたま市を除く市町村

〔予　　算　　額〕２２年度　　１，１１２千円　、　２１年度　　５４２千円

〔採択件数・採択例〕２２年度　１４回実施予定

２１年度　８回実施

〔根拠法令・要綱等〕市町村職員土木技術研修実施要領

【県土整備部】

県内全市町村での総合評価方式の導入

制度区分　県支援
所管省庁　－
県担当課　総合技術センター　総合評価担当　048－643－8731

支援目的	埼玉県内の市町村への総合評価方式による入札の普及及び支援を目的とする。
支援内容	〔支援内容〕 ・市町村訪問による総合評価方式の趣旨説明 ・市町村契約事務担当者及び工事担当者を対象に説明会を開催 ・東西南北の小委員会における、総合評価方式による市町村事業の審査 ・関東ブロック発注者協議会埼玉県分科会の開催 〔対象団体〕 ・さいたま市を除く全市町村

〔予　　算　　額〕２２年度　－千円　、２１年度　－千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　６９市町村（予定）
２１年度　６０市町村
〔根拠法令・要綱等〕公共工事の品質確保の促進に関する法律

【県土整備部】

市町村工事検査技術研修

制度区分　県支援
所管省庁　－
県担当課　総合技術センター　工事検査担当　048－643－8731

支援目的	埼玉県内の市町村工事検査担当職員の検査技術の向上を図り、公共工事の品質を確保することを目的とする。
支援内容	〔支援内容〕 ・平成２２年度に新たに組織する予定の市町村工事担当者連絡会を通じて、次の支援を行う。 工事検査に関する情報の提供 工事検査技術に関する研修の実施 ・市町村職員の県の工事検査への臨場を通じて、次の支援を行う。 検査技術等の修得 〔対象団体〕 ・県内全市町村

〔予　　算　　額〕２２年度　　－千円　、　２１年度　　－千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　（予定）
２１年度　－
〔根拠法令・要綱等〕埼玉県市町村工事担当者連絡会会則

第５編　　参　　考

【企画財政部】

魅力ある商店街づくり助成事業

制度区分　その他
所管団体　（財）地域活性化センター
県担当課　地域政策課　地域振興担当（内線　２７６８）

支援目的	自治宝くじの普及宣伝を図るとともに、地域の活性化を推進するため、当該普及宣伝に係る事業費を財源に、商店街のイメージアップ又は中心市街地の再活性化を目的としたモデル的な商店街の振興整備事業に対して助成を行う。
支援内容	**〔対象事業〕** ・自治宝くじの普及宣伝の効果を発揮できるものであること。 ・商店街の機能の発揮に有効な事業であること ・先進性及び独創性を有するなどモデル的な事業であること。 ・基本計画等の実現に寄与するものであること。 ・大規模小売店舗の進出又は撤退により影響を受けた商店街で実施される事業など必要性及び緊急性の高い事業であること。 ・都道府県及び市町村の各種振興計画の推進と連携し、地域の活性化に寄与するものであること。 **〔対象経費〕** 助成対象経費は、事業実施に直接必要な工事請負費、設計委託費等のみとする。 **〔支援金額（率）〕** １件につき２，０００万円に消費税相当額を加えた額（助成対象経費の１００％以内） **〔対象団体〕** 商店街等振興整備対策推進要綱（平成３年６月３日自治振第７４号各都道府県知事あて自治事務次官通知）に基づく商店街等振興整備推進計画又は中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成１０年法律第９２号）第６条に基づく基本計画を定める市町村（一部事務組合を含む）

〔予　　算　　額〕　２２年度　－　　２１年度　－
〔申　請　期　間〕　毎年１１月下旬～１月中旬
〔採択件数・採択例〕　２２年度　０件　　２１年度　１件（坂戸市）
〔根拠法令・要綱等〕　魅力ある商店街づくり助成事業実施要綱

【県民生活部】

コミュニティ助成事業

制度区分　その他
所管省庁　（財）自治総合センター
県担当課　NPO活動推進課地域コミュニティ担当（内線２８１９）

支援目的

財団法人自治総合センターが、宝くじ受託事業収入を財源として、コミュニティ活動に必要な施設、設備、備品を整備する市町村、地区住民のコミュニティ組織に助成金を交付し、コミュニティの健全な発展を図るとともに、宝くじの普及広報事業として実施するものとする。

支援内容

〔対象事業〕
① 一般コミュニティ助成事業　② コミュニティセンター助成事業　③ 青少年健全育成助成事業
・事業の要件
1　宝くじの普及広報の効果が発揮できるものであること。
2　おおむね次に掲げるコミュニティ活動に必要な施設又は設備の整備に関する事業であって、国の補助金の交付を受けないものであること。
ア　生活環境の清潔、静かさ、美観の維持等に関すること。
イ　健康の管理・増進に関すること。
ウ　交通安全、防犯その他の生活の安全の確保の推進に関すること。
エ　お祭り、運動会、ピクニックその他コミュニティ行事に関すること。
オ　文化活動及び学習活動に関すること。
カ　体育及びレクリエーション活動に関すること。
キ　福祉活動に関すること。
ク　その他、緑化の推進、コミュニティセンターの建設整備に関すること。

〔対象経費〕
・一般コミュニティ助成　市町村又はコミュニティ組織が行うコミュニティ活動に必要な施設又は設備
・コミュニティセンター助成　市町村又はコミュニティ組織が行う多目的な総合施設（コミュニティセンター）の建設整備に関する事業費
・青少年健全育成助成　市町村又はコミュニティ組織が主体となって行う、主として小中学生が参加するイベント等のソフト事業

〔支援金額（率）〕
・一般コミュニティ助成　１００万円～２５０万円
・コミュニティセンター助成　対象事業費の３／５以内で１，５００万円を助成限度額とする
・青少年健全育成助成　３０万円～１００万円

〔支援金額（率）〕
市町村、市町村→地区住民のコミュニティ組織

〔対象団体〕

〔予算額〕２２年度　－ 千円　、　２１年度　－ 千円

〔採択件数・採択例〕
２２年度　一般　７５件（さいたま市他）
　　コミュニティセンター　３件（朝霞市、ときがわ町、上里町）
２１年度　一般　７７件（さいたま市他）

〔根拠法令・要綱等〕
コミュニティ助成事業実施要綱

〔事業期間・採択期限〕
事業期間　１年

〔組合せ出来る他制度〕
特になし

運営費補助金制度

【企画財政部】

新技術・地域資源開発補助事業

制度区分　その他
所管団体　地域総合整備財団（ふるさと財団）
県担当課　地域政策課　地域振興担当（内線　2768）

支援目的	地域における新産業の育成・発展と雇用の拡大に資するため、新技術開発への取組や地域資源の活用を通じて、活力ある地域づくりに貢献しようとする企業等を支援するため、市町村が必要経費を補助する際に、当該市町村に対して補助金を交付するもの
支援内容	〔対象事業〕 ① 新技術開発補助金 企業等に対して市町村が新たな技術を用いて、新規性を有する新商品開発等に必要な経費を補助する場合の補助金 ② 地域資源開発補助金 企業等に対して市町村が地域資源を活用して、地域特産品となる新商品開発等に必要な経費を補助する場合の補助金 いずれにおいても、事業期間が原則としてH22.4.1～H23.2.20までであること。ただし、特段の事情がある場合には１年間の延長を認める。 〔対象経費〕 謝金、旅費、原材料費、機械装置費、工具器具費、委託費、技術指導費、産業財産権導入費、会議事務費、人件費 〔支援金額（率）〕 ① 新技術開発補助金 助成対象経費の２／３以内(補助限度額：１，０００万円) ② 地域資源開発補助金 助成対象経費の２／３以内（補助限度額：３００万円） 〔対象団体〕 市町村
〔予算額〕	２２年度　－
〔事業期間〕	H22.4.1～H23.2.20
〔申請期間〕	１２月～５月ごろ（２回募集）
〔採択件数・採択例〕	２２年度　０件　※２２年度新規事業
〔根拠法令・要綱等〕	新技術・地域資源開発補助事業実施要綱

地域再生環境整備事業

【企画財政部】

制度区分　その他支援
所管省庁　地域総合整備財団（ふるさと財団）
県担当課　地域政策課地域振興担当（内線　2768）

支援目的	地域再生を図るための事業を導入しようとする市町村に対して、当該事業の円滑な導入を目的とした地域再生マネージャー等専門家の派遣経費等の一部を補助するもの
支援内容	〔対象事業〕 地域再生に取り組む市町村に対し、地域再生マネージャー等専門家を派遣し、そのノウハウや経験を活用して、地域における課題抽出や資源の発掘、地域再生のための事業計画の策定支援、地域再生を担う人材の育成、住民や市町村職員向けセミナー等、地域再生の環境整備に必要な経費の一部を補助する 〔対象経費〕 地域再生マネージャー等専門家に対する委託費、人件費、旅費、社会保険料、一般管理費、物件費、事務所賃借料等、地域再生マネージャー等の専門家に事業を委託するために必要な経費 ※その他、財団が必要と認めた経費 〔支援金額（率）〕 助成対象経費の２／３以内（補助限度額：４００万円） 〔対象団体〕 市町村
〔予算額〕	２２年度　－
〔申請期間〕	３月～６月（２回募集）
〔採択件数・採択例〕	２２年度　０件　※２２年度新規事業
〔根拠法令・要綱等〕	地域再生環境整備事業補助金要綱

運営費補助金制度

【企画財政部】

e−地域資源活用事業

制度区分　その他
所管団体　地域総合整備財団（ふるさと財団）
県担当課　地域政策課　地域振興担当（内線　2768）

支援目的	（財）地域総合整備財団が、情報通信技術を活用した共通プラットフォームを整備し、複数の市町村が連携して地域が保有する地域資源について同一のテーマに基づく情報を提供することにより、地域振興を図るもの
支援内容	〔対象事業〕 次の要件をすべて満たすもの ・複数の市町村等で構成する組織が取り組む事業 ・共通プラットフォームを活用して同一のテーマに基づいた情報を提供する事業 ・当該事業が国からの補助を受けていないこと 〔対象経費〕 １　助成対象事業において情報提供および連携実現のために必須となる情報通信環境整備等に要する経費 （１）　コンテンツ整備に要する経費（コンテンツ制作費等） （２）　情報通信技術（ICT）環境整備等に要する経費（情報通信設備の整備費等） （３）　情報提供設備費（ICタグプレート費等） ２　連携組織化のための運営、管理等に要する費用 ３　その他、財団が必要と認めた経費 〔支援金額（率）〕 助成対象経費の２／３以内（補助限度額：８００万円） 〔対象団体〕 市町村

〔予　　算　　額〕　２２年度　－　　２１年度　－
〔事　業　期　間〕　H22.4.1～H23.2.20
〔申　請　期　間〕　１２月中旬～２月中旬
〔採択件数・採択例〕　２２年度　０件　　２１年度　０件
〔根拠法令・要綱等〕　e-地域資源活用助成事業実施要綱

【企画財政部】

地域共創ビジネス支援事業

制度区分　その他
所管団体　地域総合整備財団（ふるさと財団）
県担当課　地域政策課　地域振興担当（内線　2768）

支援目的	地域力創造に向けて、地域コミュニティの発展・再構築を誘導するような地域資源活用型ビジネス（地域内外交流創出型コミュニティビジネス）を目指す地域に、専門的な知識やノウハウ・経験を有する民間人材は見当の支援をすることを目的とする。
支援内容	〔対象事業〕 市町村が助成する地域共創ビジネス事業で、従来のコミュニティビジネスを基盤にして、 ・広域の販路開拓 ・他地域の専門的人材の活用等による商品開発 ・地域資源との連携によるビジネスの拡大 などの発展的展開を目指す事業 〔対象経費〕 ・助成対象事業に必要な経費（人材派遣等の委託費を含む） ・助成対象事業に係る組織の活動等に要する経費 ・その他、財団が必要と認めた経費 〔支援金額（率）〕 助成対象経費の２／３以内（補助限度額：６００万円） 〔対象団体〕 市町村

〔予　　算　　額〕　２２年度　－　　２１年度　－
〔事　業　期　間〕　H22.4.1～H23.2.21
〔申　請　期　間〕　１２月中旬～２月中旬
〔採択件数・採択例〕　２２年度　０件　　２１年度　０件
〔根拠法令・要綱等〕　地域共創ビジネス支援事業実施要綱

運営費補助金制度

【企画財政部】

活力ある地域づくり支援事業
（広域連携推進助成事業）

制度区分　その他
所管団体　（財）地域活性化センター
県担当課　地域政策課　地域振興担当（内線　2768）

支援目的	（財）地域活性化センターは、（財）自治総合センターから受け入れる助成金を財源として、要綱の定めるところにより、活力ある地域づくりを目的としたモデル的な事業に対する支援を行い、地域の活性化を図るとともに宝くじの普及宣伝を行う。
支援内容	〔対象事業〕 １　複数の市町村が共同して、又は広域行政機構が主体となって地域のもつ特性を有効に活用し、地域間の広域的連携の推進を目的として実施する、事業費が１００万円以上のソフト事業 ２　新規事業（既存事業にあっても大幅な内容の変更がある場合については、これを含める。） ３　助成対象事業には、実行委員会等が実施するソフト事業に対して市町村又は広域行政機構（以下、「市町村等」という。）が助成を行う場合を含む。 ・助成要件　１　宝くじの普及宣伝の効果が発揮できるものであること。 ２　他に国の補助金の交付を受けないものであること。 ３　当該年度に確実に事業を完了するものであること。 〔対象経費〕 各種ソフト事業に必要な備品等の購入費、実施にかかる事業費及び企画立案費 ※食料費のうち事務担当者等による懇親会・反省会にかかる経費、報償費のうち賞金、旅費のうち事前視察にかかる経費及び長期間に渡って恒常的に発生する光熱水費は対象外。 〔支援金額（率）〕 ３００万円以内（助成の対象となる経費の１００％以内） ※市町村等が共同で実施する事業のうち、複数の市町村等が事業費を予算計上している事業の場合については、それぞれの事業費を合計した金額を助成対象額とすることができる。 〔対象団体〕 市町村・広域行政機構である広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会

〔予算額〕　２２年度　－　２１年度　－
〔事業期間〕　単年度
〔申請期間〕　毎年１１月下旬～１月中旬
〔採択件数・採択例〕　２２年度　１件（神川町）　２１年度　０件
〔根拠法令・要綱等〕　活力ある地域づくり支援事業実施要綱

【企画財政部】

活力ある地域づくり支援事業
（活力ある商店街づくり助成事業）

制度区分　その他
所管団体　（財）地域活性化センター
県担当課　地域政策課　地域振興担当（内線　2768）

支援目的	（財）地域活性化センターは、（財）自治総合センターから受け入れる助成金を財源として、要綱の定めるところにより、活力ある地域づくりを目的としたモデル的な事業に対する支援を行い、地域の活性化を図るとともに宝くじの普及宣伝を行う。
支援内容	〔対象事業〕 １　地域の特性を活かし、主として中心市街地において自主的・主体的に実施される商店街の活性化を目的とした、事業費が１００万円以上のソフト事業 ２　商店街の魅力を高めるために、一定の規模を持った統一的な取り組みとして複数の商店街振興組合等が共同で又は連携して実施するソフト事業については、これを含める。 ３　新規事業（既存事業にあっても大幅な内容の変更がある場合については、これを含める。） ４　助成対象事業には、商店街振興組合・商工会議所・実行委員会等が実施するソフト事業に対して、市町村又は広域行政機構（以下、「市町村等」という。）が助成を行う場合を含む。 ・助成要件　１　宝くじの普及宣伝の効果が発揮できるものであること。 ２　他に国の補助金の交付を受けないものであること。 ３　当該年度に確実に事業を完了するものであること。 〔対象経費〕 各種ソフト事業に必要な備品等の購入費、実施にかかる事業費及び企画立案費 ※食料費のうち事務担当者等による懇親会・反省会にかかる経費、報償費のうち賞金、旅費のうち事前視察にかかる経費及び長期間に渡って恒常的に発生する光熱水費は対象外。 〔支援金額（率）〕 ３００万円以内（助成の対象となる経費の１００％以内） ※市町村等が共同で実施する事業のうち、複数の市町村等が事業費を予算計上している事業の場合については、それぞれの事業費を合計した金額を助成対象額とすることができる。 〔対象団体〕 市町村・広域行政機構である広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会

〔予算額〕　２２年度　－　２１年度　－
〔事業期間〕　単年度
〔申請期間〕　毎年１１月下旬～１月中旬
〔採択件数・採択例〕　２２年度　０件　２１年度　０件
〔根拠法令・要綱等〕　活力ある地域づくり支援事業実施要綱

運営費補助金制度

【企画財政部】

活力ある地域づくり支援事業
（地域資源活用助成事業）

制度区分　その他
所管団体　（財）地域活性化センター
県担当課　地域政策課　地域振興担当（内線　2768）

支援目的	（財）地域活性化センターは、（財）自治総合センターから受け入れる助成金を財源として、要綱の定めるところにより、活力ある地域づくりを目的としたモデル的な事業に対する支援を行い、地域の活性化を図るとともに宝くじの普及宣伝を行う。
支援内容	**〔対象事業〕** １　地域の自然、文化、歴史、産業、生活習慣等の特性を地域資源として発見し、積極的な活用を図ることを目的として実施する、事業費が１００万円以上の特色あるソフト事業 ２　新規事業（既存事業にあっても大幅な内容の変更がある場合については、これを含める。） ３　助成対象事業には、実行委員会等が実施するソフト事業に対して市町村又は広域行政機構（以下、「市町村等」という。）が助成を行う場合を含む。 **・助成要件**　１　宝くじの普及宣伝の効果が発揮できるものであること。 ２　他に国の補助金の交付を受けないものであること。 ３　当該年度に確実に事業を完了するものであること。 **〔対象経費〕** 各種ソフト事業に必要な備品等の購入費、実施にかかる事業費及び企画立案費 ※食料費のうち事務担当者等による懇親会・反省会にかかる経費、報償費のうち賞金、旅費のうち事前視察にかかる経費及び長期間に渡って恒常的に発生する光熱水費は対象外。 **〔支援金額（率）〕** ３００万円以内（助成の対象となる経費の１００％以内） ※市町村等が共同で実施する事業のうち、複数の市町村等が事業費を予算計上している事業の場合については、それぞれの事業費を合計した金額を助成対象額とすることができる。 **〔対象団体〕** 市町村・広域行政機構である広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会

〔予算額〕　２２年度　－　２１年度　－
〔事業期間〕　単年度
〔申請期間〕　毎年１１月下旬～１月中旬
〔採択件数・採択例〕　２２年度　０件　２１年度　０件
〔根拠法令・要綱等〕　活力ある地域づくり支援事業実施要綱

【企画財政部】

地域イベント助成事業

制度区分　その他
所管団体　（財）地域活性化センター
県担当課　地域政策課　地域振興担当（内線　2768）

支援目的	（財）地域活性化センターは、（財）地域社会振興財団の協力を得て、イベントに対する助成を実施し地域社会の活性化を図る。 なお、本助成は（財）地域社会振興財団の「長寿社会づくりソフト事業費交付金」中「健やかコミュニティモデル地区育成事業」の一環として行う。
支援内容	**〔対象事業〕** コミュニティが主体となって行い、創意と工夫に富み、地域の活性化に貢献すると思われるイベント　とする。なお、国庫補助金等を受けている事業は、対象外とする。 ・事業要件 １　コミュニティが自主的、主体的に企画・実施している。 ２　コミュニティが目的を持ち、長期的展望にたって企画している。 ３　地域特性、地域資源を有効に活用している。 ４　内容が創意と工夫に富んでいる。 ５　助成による十分な事業効果が見込まれる。 **〔対象経費〕** 助成対象事業実施に要する経費（賃金・謝金・旅費・教材費・備品購入費等） **〔支援金額（率）〕** １００万円以内（対象事業経費の１００％以内） **〔対象団体〕** 市町村

〔予算額〕　２２年度　－　２１年度　－
〔事業期間〕　単年度
〔申請期間〕　毎年１１月下旬～１月中旬
〔採択件数・採択例〕　２２年度　１件（蕨市）　２１年度　１件（三芳町）
〔根拠法令・要綱等〕　地域イベントに対する助成事業実施要綱

【企画財政部】

公共スポーツ施設等活性化助成事業

制度区分　その他
所管団体　（財）地域活性化センター
県担当課　地域政策課　地域振興担当（内線　2768）

支援目的	公共スポーツ施設等の有効利活用を促進するために、その管理運営に創意工夫を凝らしている市町村が実施するモデル的なソフト事業に対し助成を行うことにより、地域スポーツの振興と地域の活性化を推進する。
支援内容	〔対象事業〕 １　助成対象施設の効果的・効率的な利用システムの整備に係る事業（ただし、地方債等の特定財源が充当されるもの及び施設整備に係るものを除く。） ２　助成対象施設において実施される、地域スポーツ活動を推進するためのソフト事業 ３　助成対象施設において実施される、健康増進に資するためのソフト事業 ＜助成対象施設＞ 市町村が設置する体育館、陸上競技場、野球場、プール及び健康増進に寄与する施設又はそれらの複合施設（ただし学校体育施設を除く。）のうち、施設の有効利活用を促進するため、効果的・効率的な利用システムの整備及び特色のあるソフト事業を計画的に推進するもの 〔対象経費〕 ・〔対象事業〕１に掲げる事業　　システム開発費、機材リース料等 ・〔対象事業〕２及び３に掲げる事業　賃金・謝金・旅費・印刷製本費・備品購入費等 〔支援金額（率）〕 ・〔対象事業〕１に掲げる事業　　１，０００万円以内（事業に要する経費の１００％以内） ・〔対象事業〕２及び３に掲げる事業　　１００万円以内（事業に要する経費の１００％以内） 〔対象団体〕 市町村

〔予　　算　　額〕　２２年度　－　　２１年度　－
〔事　業　期　間〕　単年度
〔申　請　期　間〕　毎年１１月下旬～１月中旬
〔採択件数・採択例〕　２２年度　１件（ふじみ野市）　２１年度　０件
〔根拠法令・要綱等〕　公共スポーツ施設等活性化助成事業実施要綱

運営費補助金制度

【企画財政部】

スポーツ拠点づくり推進事業

制度区分　その他
所管団体　（財）地域活性化センター
県担当課　地域政策課　地域振興担当（内線　2768）

支援目的	財団法人地域活性化センターは、小中高校生が参加する各種スポーツの全国大会を継続的に開催しようとする市町村及びスポーツ団体の取り組みを支援することにより、全国各地に、青少年があこがれ、目標とするスポーツ毎の拠点を形成し、スポーツの振興と地域の再生を推進する。
支援内容	**〔対象事業〕** 小・中・高校生が参加するスポーツの全国大会（市町村が継続開催を希望し、関係するスポーツ団体と自主的に協議し大会を継続開催することとしたもの） ※助成期間は承認されたスポーツ大会の開催継続期間とし、10年を限度とする。ただし、必要があると認められる場合には、委員会の審査を経た上で、更新することができる。 **〔対象経費〕** 承認されたスポーツ大会の開催に要する経費のうち、市町村が負担する経費（市町村が直接執行する場合と主催者に補助する場合の双方を含む。ただし、役員旅費等スポーツ団体等が負担すべきであると認められる経費を除く。）とする。 **〔支援金額（率）〕** ５００万円以内（承認されたスポーツ大会の継続開催に必要な備品購入等の初期費用の負担が含まれる場合にあっては、1,000万円以内） **〔対象団体〕** 市町村

〔予算額〕　２２年度　－　２１年度　－
〔事業期間〕　１０年を限度とする（更新可能）
〔申請期間〕　毎年６月～９月ごろ
〔採択件数・採択例〕　２２年度　０件　２１年度　０件
〔根拠法令・要綱等〕　スポーツ拠点づくり推進事業実施要綱

【企画財政部】

移住・交流推進支援事業

制度区分　その他
所管団体　（財）地域活性化センター
県担当課　地域政策課　地域振興担当（内線　2768）

支援目的	財団法人地域活性化センターは、（財）全国市町村振興協会の助成金等を財源に、地方が都市住民などを受け入れる移住・交流の継続的推進を図る仕組みづくりを促進することを目的として、地元NPO・ボランティア団体・商工会議所等が市町村と協働して自主的・主体的に実施する移住・交流事業に対する支援を行う。
支援内容	**〔対象事業〕** 市町村と地域団体等との協働により都市住民などの移住交流の継続的な仕組みづくりを推進する事業で、以下の基準に適合するもの （１）地域団体等がネットワークやノウハウを広く活用して自主的・主体的に実施するものであること （２）助成終了後の事業展望が明確であり、継続・発展して実施されると認められるものであること （３）他に国の補助金の交付を受けていないこと **〔対象経費〕** 助成対象事業を実施する地域団体等に対して市町村が行う補助に要する経費 **〔支援金額（率）〕** ２００万円（補助事業経費の１００％以下） **〔対象団体〕** 市町村

〔予算額〕　２２年度　－
〔事業期間〕　単年度
〔申請期間〕　１２月～２月
〔採択件数・採択例〕　２２年度　０件　※２２年度新規事業
〔根拠法令・要綱等〕　移住・交流推進事業実施要綱

運営費補助金制度

【企画財政部】

合併市町村住民組織等活性化事業

制度区分　その他
所管団体　（財）地域活性化センター
県担当課　地域政策課　地域振興担当（内線2768）

支援目的	財団法人地域活性化センターは、合併後に主たる事務所が置かれていない旧市町村の地域を活性化することを目的として、住民組織等が自主的・主体的に実施する地域の活性化に向けた取組に対して、合併市町村を通じて当該住民組織等を支援する。
支援内容	**〔対象事業〕** 合併後に主たる事務所が置かれていない旧市町村の地域で、住民組織等が、自主的・主体的に実施する当該地域を活性化する事業（ソフト事業）について、合併市町村が助成を行う事業で以下のもの。なお、他に国の補助金を受けている事業は、対象外とする。 （１）地域の伝統芸能等の継承・発展を通じた事業 （２）地元産品を活用した事業 （３）都市との交流を通じた事業 （４）地域住民の交流を通じた事業 （５）地域の人材育成を通じた事業 （６）その他、住民組織活性化支援事業として相応しいと認められる事業 **〔対象経費〕** 助成対象事業を実施する住民組織等に対して合併市町村が補助する経費 **〔助成金額（率）〕** ３００万円以内（助成対象経費の１００％以内） **〔対象団体〕** 平成１１年度以降に合併した市町村及び平成２２年度までに合併予定の市町村

〔予　　算　　額〕　２２年度　－　２１年度　－
〔事　業　期　間〕　単年度
〔申　請　期　間〕　毎年１１月下旬～１月中旬
〔採択件数・採択例〕　２２年度　０件　２１年度　１件（本庄市）
〔根拠法令・要綱等〕　合併市町村住民組織等活性化事業実施要綱

【企画財政部】

シンポジウム助成事業

制度区分　その他
所管団体　（財）自治総合センター
県担当課　地域政策課　地域振興担当（内線　2768）

支援目的	宝くじの普及広報活動費として受け入れる受託事業収入を財源として、シンポジウム事業を実施するものに助成を行うことにより、豊かで安心できる魅力ある地域づくりの推進を図るとともに、宝くじの普及広報事業を行う
支援内容	**〔対象事業〕** 下記の取組を考え、地域社会づくりの推進を図るシンポジウム（講演会、パネルディスカッション）と事例発表、展示会等（シンポジウムのみでも可） **〔対象経費〕** シンポジウムの開催に要する経費 ※会場借上料は地方公共団体の負担 **〔支援金額（率）〕** ３００万円（１０万円単位） **〔対象団体〕** 都道府県、市町村

〔予　　算　　額〕　２２年度　－　２１年度　－
〔事　業　期　間〕　単年度
〔申　請　期　間〕　毎年２月～３月
〔採択件数・採択例〕　２２年度　２件（越谷市・毛呂山町）　２１年度　２件（鶴ヶ島市・八潮市）
〔根拠法令・要綱等〕　シンポジウム助成事業実施要綱

運営費補助金制度

【県民生活部】

地域の文化・芸術活動支援事業

制度区分　その他
所管団体　（財）地域創造
県担当課　文化振興課
財団指導・文化施設担当（内線 2877）

支援目的	美しく心豊かなふるさとづくりの推進を目指し、地方公共団体等の自主事業の企画制作能力の向上、公立文化施設の利活用の推進等を図るため、地方公共団体等が地域において自主的に実施する文化・芸術活動を支援する。
支援内容	**〔対象事業〕** ①創造事業：地域の創造的な文化・芸術活動又はその企画調査・実施準備 ②連携事業：３団体以上が連携して音楽、演劇、伝統芸能等の自主事業又はその連絡調整 ③単独事業：単独で行う自主事業 ④研修事業：公立文化会館等の職員又は地域の文化・芸術活動者を対象とした広域的な研修 **〔対象経費〕** ①②③とも事業にかかる直接経費 ④は会場借上料・講師等謝金・研修用資料の印刷製本費、チラシ・ポスター印刷費 **〔支援金額（率）〕** ①は助成対象経費から入場料等収入を除いた額の２分の１以内（上限１，０００万円） ②③は助成対象経費から入場料等収入を除いた額の３分の２以内（上限５００万円・例外あり） ④は助成対象経費の３分の２以内（上限２００万円） **〔対象団体〕** ①地方公共団体 ②地方自治法第２４４条の２第３項により指定管理者として指定を受け、公の施設の管理を行う法人その他の団体 ③地域における文化・芸術活動の振興に資することを目的として設立された公益法人制度改革三法による特例民法法人、公益財団法人等（②を除く）のうち、地方公共団体が基本金等を出資している法人（特定公益法人） ④地方公共団体、地方公共団体が２分の１以上出資している指定管理者、特定公益法人が、企画、運営について相当の責任を負う実行委員会等

〔予　　算　　額〕２２年度　－　千円　、　２１年度　－　千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　５団体１０事業（内定）　、　２１年度　６団体１０事業
〔根拠法令・要綱等〕平成２２年度地域の文化・芸術活動支援事業助成要綱
〔事業期間・採択期限〕　①は複数年度。他は単年度。
〔組合せ出来る他制度〕　特になし

宝くじ文化公演

制度区分　その他　　【県民生活部】
所管団体　（財）自治総合センター
県担当課　文化振興課
財団指導・文化施設担当（内線 2877）

支援目的	交響楽団等による演奏会、演劇及び文化に関する講演会その他の文化事業を全国各地で開催することにより、地方文化の振興に資する。
支援内容	**〔対象事業〕** 交響楽団等による演奏会、演劇（ミュージカル等を含む）、演奏家等によるリサイタル、落語・漫才・奇術等、文化講演会、その他。 **〔対象経費〕** 文化公演の開催に要する経費。 なお、入場料収入（定員の８０％を超えた部分を除く）は、自治総合センターに帰属する。 **〔支援金額（率）〕** 文化公演の開催に要する経費。ただし、次の経費は、開催地者の負担とする。 ・会場使用料（一般的な音響、照明等設備使用料を含む） ・会場要員費（アルバイト賃金、食費を含む） ・花束代、ピアノ調律料、ケータリング経費 ・ポスター、チラシ等の配布に要する経費 ・新聞、広報誌等への宣伝費 **〔対象団体〕** 地方公共団体（ただし、１事業について県内２市町村で開催を原則とする）

〔予　　算　　額〕２２年度　－　千円　、　２１年度　－　千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　４団体２事業４公演（内定）、２１年度　４団体２事業４公演
〔根拠法令・要綱等〕平成２２年度宝くじ文化公演実施要綱
〔事業期間・採択期限〕　単年度
〔組合せ出来る他制度〕　特になし

運営費補助金制度

【県民生活部】

宝くじふるさと ワクワク劇場

制度区分　その他
所管団体　（財）自治総合センター
県担当課　文化振興課
財団指導・文化施設担当（内線 2877）

支援目的	地域の人々に明るく健康的な笑いを提供し、活気あふれる元気な地域社会を創出することにより、地域の活性化に資する。
支援内容	**〔対象事業〕** 演芸ステージ、地元出演者・ＮＨＫアナウンサー・漫才師とのトーク、吉本新喜劇と地元出演者によるコメディの３部で構成される公演の開催地を募集するもの。　地元出演者は公募する。 **〔対象経費〕** 公演の開催に要する経費。 なお、入場料収入（定員の８０％を超えた部分を除く）は、自治総合センターに帰属する。 **〔支援金額（率）〕** 公演の開催に要する経費。ただし、次の経費は、開催地の負担とする。 ・会場使用料（一般的な音響、照明等設備使用料を含む） ・会場要員費（アルバイト賃金、食費を含む） ・飾花代、ケータリング経費 ・ポスター、チラシ等の配布に要する経費 ・新聞、広報誌等への宣伝費 ・第３部の地元出演者の募集及び参加に関する経費 **〔対象団体〕** 地方公共団体

〔予　　算　　額〕２２年度　－　千円　、　２１年度　－　千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　　０件　、　２１年度　　０件
〔根拠法令・要綱等〕平成２２年度宝くじふるさとワクワク劇場実施要綱
〔事業期間・採択期限〕　単年度
〔組合せ出来る他制度〕　特になし

宝くじまちの音楽会

制度区分　その他　　【県民生活部】
所管団体　（財）自治総合センター
県担当課　文化振興課
財団指導・文化施設担当（内線 2877）

支援目的	地域の人々に上質な音楽を提供し、地元合唱団等と一流プロとの共演の場を設けることにより、人々の豊かな心の育成に資する。
支援内容	**〔対象事業〕** 一流プロによる音楽会の開催地を募集するもの。２部構成とし、第２部に地元出演者を募集すること。 **〔対象経費〕** 音楽会の開催に要する経費。 なお、入場料収入（定員の８０％を超えた部分を除く）は、自治総合センターに帰属する。 **〔支援金額（率）〕** 公演の開催に要する経費。ただし、次の経費は、開催地の負担とする。 ・会場使用料（一般的な音響、照明等設備使用料を含む） ・会場要員費（搬入搬出要員、カゲアナ、会場整理要員他） ・ピアノ（フルコン）使用料及び調律料 ・花束代、ケータリング経費 ・ポスター、チラシ等の配布に要する経費 ・新聞、広報誌等への宣伝費 ・第２部の地元出演者の募集及び参加に関する経費 **〔対象団体〕** 地方公共団体

〔予　　算　　額〕２２年度　－　千円　、　２１年度　－　千円
〔採択件数・採択例〕２２年度　１団体１公演　、　２１年度　０件
〔根拠法令・要綱等〕平成２２年度宝くじまちの音楽会実施要綱
〔事業期間・採択期限〕　単年度
〔組合せ出来る他制度〕　特になし

運営費補助金制度

【県民生活部】

宝くじおしゃべり音楽館

制度区分　その他
所管団体　（財）自治総合センター
県担当課　文化振興課
財団指導・文化施設担当（内線 2877）

支援目的	地域の人々に上質な音楽を提供し、心豊かな地域社会の推進に資する。
支援内容	**〔対象事業〕** 一流プロによる演奏会の開催地を募集するもの。 **〔対象経費〕** 演奏会の開催に要する経費。 なお、入場料収入（定員の７０％を超えた部分を除く）は、自治総合センターに帰属する。 **〔支援金額（率）〕** 公演の開催に要する経費。ただし、次の経費は、開催地の負担とする。 ・会場使用料（一般的な音響、照明等設備使用料を含む） ・運営スタッフ（受付・会場整理・ケータリング・搬入搬出要員・駐車場他付随経費を含む） ・ピアノ（フルコン）使用料及び調律料 ・ポスター、チラシ等の配布に要する経費 ・新聞、広報誌等への宣伝費 ・花束代 **〔対象団体〕** 地方公共団体

〔予　　算　　額〕　２２年度　－　千円　、　２１年度　－　千円
〔採択件数・採択例〕　２２年度　　１件、　２１年度　　０件
〔根拠法令・要綱等〕　平成２２年度「宝くじおしゃべり音楽館」実施要綱
〔事業期間・採択期限〕　単年度
〔組合せ出来る他制度〕　特になし

【福祉部】

長寿社会づくりソフト事業費交付金交付事業（特定事業）

制度区分　その他
所管団体　地域社会振興財団
県担当課　高齢介護課 政策・地域ケア担当（内線３２６３）

支援目的	「長寿社会対策大綱」（昭和61年6月閣議決定）に基づき、都道府県、市区町村がそれぞれの地域に適合した施策を樹立し、それぞれの地域において一人一人が心豊かで、自立と連携の精神に立脚して形成される魅力ある地域社会が築かれることを期待し、長寿社会づくりのためのソフト事業に積極的に取り組んでいる都道府県、市区町村の事業を支援する。
支援内容	**〔対象事業〕** 高齢社会対策の推進を図るための人材の養成に資する事業等 ア　地域医療技術向上推進事業 イ　地域医療機関と住民との連帯推進事業 ウ　健やかコミュニティモデル地区育成事業 エ　介護保険等整備推進事業 オ　保健・医療・福祉事業等推進調査事業 カ　その他財団が特に必要と認める事業 **〔対象経費〕** 事業の種類により異なる。 **〔支援金額（率）〕** 上限額（事業の種類により異なる。）　2,000千円、5,000千円、10,000千円 **〔対象団体〕** 市町村

〔予　　算　　額〕
〔採択件数・採択例〕２２年度　　３件
２１年度　　３件
〔根拠法令・要綱等〕「地域医療等振興事業費交付金交付事業実施要項」
〔事業期間・採択期限〕事業期間　１年　新規採択期限　―
〔組合せ出来る他制度〕国、県の補助金を受けている事業は対象外

市町村職員交流・市町村職員民間企業派遣事業費補助

制度区分　その他支援
所管省庁　彩の国さいたま人づくり広域連合
県担当課　(電話048-664-6681)

支援目的

市町村職員の専門的知識の習得や幅広い視野の養成及び市町村職員中央研修所で実施する研修における人材交流。

支援内容

人材交流事業に関する補助制度（概要）

事業種別	対　象　団　体	対　象　経　費	補助額
市町村職員民間企業派遣促進事業	広域連合の調整により、１月以上の職員派遣を行う市町村	派遣による欠員補充のための代替職員賃金	１００万円以内
市町村職員研修派遣費補助金交付事業	市町村職員中央研修所における専門実務課程の研修に、人材開発及び人材交流を目的として職員を派遣する市町村	研修参加に要した費用のうち、研修費の全額	１，２００円（１日あたり）

〔予　　算　　額〕　２２年度　１，９００千円　　２１年度　１，２９２千円

〔採択件数・採択例〕　特になし

〔根拠法令・要綱等〕
（１）市町村職員民間企業派遣促進事業費補助金交付要綱
（２）市町村職員研修派遣費補助金交付要綱

〔事業期間・採択期限〕　特になし

〔組合せできる他制度〕　特になし

市町村職員研修

制度区分　その他支援
所管団体　彩の国さいたま人づくり広域連合
県担当課　(電話048-664-6681)

支援目的

自ら問題を発見し、解決策を考え行動する職員、高度な専門知識や経営感覚を持ち、広い視野から考える職員及び住民の視点に立ち、住民と協働できる職員に適う人づくりに資するため。

支援内容

〔支援内容〕

1　市町村職員広域研修

（1）階層別基本研修［全５コース］
新規採用職員研修、中級職員研修、係長級研修、課長補佐級研修、課長級研修

（2）階層別選択研修［全２９コース］
民法、行政法、地方自治法、地方公務員法、裁判事例を学ぶ、簿記入門と公会計、
基礎から学ぶ地方自治法、基礎から学ぶ地方公務員法、プレゼンテーション能力養成（話し方編）、
ビジュアル・プレゼンテーション、クレーム対応、ファシリテーション、文書力向上、
段取り力向上（基礎編）、問題発見の目を養う、業務カイゼン、政策法務基礎編、コーチング、
段取り力向上（リーダー編）、チームの活性化、政策法務応用編、メンタルヘルス、交渉力向上、
判断力を高める、自治体の危機管理、公共の役割を再考する、古典に学ぶ、行政経営を学ぶ、
チーム力をあげる

（3）講師養成研修［全８コース］
ＪＳＴ基本コース指導者養成研修、地方自治法講師養成研修、地方公務員法講師養成研修、
法制執務講師養成研修、接遇研修指導者養成研修、ＪＫＥＴ指導者養成研修、
政策形成研修講師養成講座、講師研究会

（4）特別研修［全３コース］
民間企業に学ぶ、異業種体験研修、人づくりセミナー

2　その他

（1）人材開発情報誌の発行
広域研修の情報の他、人材交流事業への取り組みなどを具体的に紹介する情報誌を発行する。
・発行部数　　５６，０００部
・主な配布先　　各市町村、人材交流における派遣先民間企業など

（2）研修に関する各種情報の提供
（3）ビデオなど視聴覚機器等研修教材の貸出
（4）通信教育講座の実施

〔対象団体〕
県内全市町村、一部事務組合

＊　市町村職員研修は、原則として、彩の国さいたま人づくり広域連合の一部門である自治人材開発センター及び自治セミナーハウスで実施している。

〔予　　算　　額〕　２２年度　４７，３３０千円
２１年度　４３，３２９千円

〔採択件数・採択例〕　２２年度　４５コース
２１年度　４２コース

〔根拠法令・要綱等〕　地方公務員法第３９条

人的支援制度

政策課題共同研究

制度区分　その他支援
所管団体　彩の国さいたま人づくり広域連合
県担当課　(電話048-664-6681)

支援目的	県内自治体が直面している政策課題について、県と市町村職員等が共同で調査研究することにより、職員の政策形成能力の向上を図るとともに、構成団体の政策立案に資する。 （平成１１年度から実施、２２年度は２テーマを実施する予定）
支援内容	**〔支援内容〕** 県内自治体が直面している政策課題について、県と市町村職員等が共同で研究することにより、構成団体の政策形成・政策開発に役立てるとともに、研究活動を通して職員の政策形成能力の向上を図る。 ２２年度は、２テーマで研究を行う予定。 （２２年度テーマ未定） 研究員は、２２年度当初に広域連合構成団体職員から募集する。なお、次年度の研究テーマは年度末に募集する。 （参考：２１年度の研究テーマ） 「豊かな地域社会創造のための官民連携」 「広域行政のススメ！～これからの自治体運営の選択肢～」 **〔対象団体〕** 広域連合構成団体

〔予　　算　　額〕　２２年度　２，１７７千円
２１年度　２，４１５千円
〔採択件数・採択例〕　２２年度　２件、２１年度　２件
〔根拠法令・要綱等〕　政策課題共同研究実施要綱

市町村政策課題研究支援事業

制度区分　その他支援
所管団体　彩の国さいたま人づくり広域連合
県担当課　(電話048-664-6681)

支援目的	政策課題の研究・研修を通じて政策形成の手順等を体得する「政策課題研究事業」を実施する市町村に対し、総合的なサポートを行うことにより、市町村における政策課題研究事業の活性化を図るものである。
支援内容	**〔支援内容〕** １　政策課題研究基調講義等の支援 政策形成概論等の講師を必要とする場合、当広域連合政策管理部職員で対応する。 ２　政策研究事業に関する運営サポート はじめて政策研究・研修を実施する場合など、当該事業に関するノウハウを必要としている市町村からの企画、進行管理等に関する相談に応じる。 また、事業実施に必要な図書、機材等の貸出しを行う。 **〔対象団体〕** 県内市町村

〔予　　算　　額〕　２２年度　０千円
２１年度　０千円
〔採択件数・採択例〕　２２年度　未定、２１年度　０件
〔根拠法令・要綱等〕　市町村政策課題研究支援事業実施要領

政策情報ライブラリー

制度区分　その他支援
所管団体　彩の国さいたま人づくり広域連合
県担当課　(電話048-664-6681)

支援目的

多数所蔵している地方自治及び政策形成・研究に関連する書籍や定期刊行物、また他の研究機関等から送付される報告書の閲覧及び貸出しを通じて、職員及び構成団体の政策研究を支援する。

政策情報ライブラリーＵＲＬ
http://www.hitozukuri.or.jp/jinzai/seisaku/82network/02/Library.htm

支援内容

〔支援内容〕
１　ライブラリーの資料内容
・自治体等から広域連合に送付された行政資料、政策研究報告書
・政策研究関連の書籍・雑誌
・職員の自己研鑽に資する書籍
２　ライブラリー・サービスについて
・閲覧
・貸出し（禁帯出図書を除く）は１回３冊まで、貸出期間は３週間以内。
インターネットによる資料検索及び電子メールによる貸出し申込みも可能。
※郵送（貸出者の費用負担なし）による貸出しも行っている（詳細は、広域連合まで）。
３　ライブラリー利用時間
閲覧及び貸出しは午前９時から午後５時まで。（祝日、年末年始休日及び週休日を除く。）
インターネット上の検索及び電子メールによる貸出し申込みは常時利用できる。

〔対象団体〕
広域連合構成団体、一部事務組合

〔予算額〕　２２年度　１，７４５千円
２１年度　１，７５１千円
〔採択件数・採択例〕　２１年度末蔵書数　約５，０００冊
〔根拠法令・要綱等〕　政策情報ライブラリー運営要綱

研修講師等人材バンク

制度区分　その他支援
所管団体　彩の国さいたま人づくり広域連合
県担当課　(電話048-664-6681)

支援目的

研修講師やアドバイザーとしてふさわしい人材の情報をデータベースとして整備するとともに、講師情報をインターネットを通じて提供することにより、構成団体の政策研究及び研修を支援する。

研修講師等人材バンクＵＲＬ
http://www.hitozukuri.or.jp/cgi-bin/Bank/Bank.cgi

支援内容

〔支援内容〕
１　自治人材開発センターで実施した研修・研究の講師に関する情報を整備しデータベース化することにより、広域連合構成団体（職員）に対しインターネットを通じた情報提供を行う。
２　配布するデータの内容は、（研修・研究）分野・（講師）氏名・よみがな・自宅郵便番号・自宅住所・自宅電話番号・勤務先・勤務先郵便番号・勤務先住所・勤務先電話番号・略歴・著書等・（研修　等の）実施年度・研修名などである。
３　情報提供される講師情報は、講師本人に情報の開示に対する承諾を受けたものとしている。

〔対象団体〕
広域連合構成団体、一部事務組合

〔予算額〕　２２年度　０千円
２１年度　０千円
〔採択件数・採択例〕　２１年度末公開データ数　１３６件
〔根拠法令・要綱等〕　特になし

人材確保事業

制度区分　その他支援
所管団体　彩の国さいたま人づくり広域連合
県担当課　(電話048-664-6681)

支援目的	各市町村における優秀な人材の確保。
支援内容	〔支援内容〕 （１）市町村職員採用合同説明会の開催 会場内に各市町村ブースを設け、人事担当者や既に市町村で活躍している保健師などが志望者に対して採用情報や各市町村の特色、現場での体験談などについて説明し、各市町村の職員採用について積極的にＰＲする。 また、各市町村の採用計画の情報を職種別などにまとめた職員採用情報一覧を作成し、来場者に配布する。 開催予定：平成２２年７月 さいたまスーパーアリーナ （２）市町村職員採用情報フォーラムの開催 市町村職員を目指す人に公務員の魅力や仕事の種類や内容などについて、講演や先輩職員の経験談を交えて積極的にＰＲする。 開催予定：平成２３年２月 （３）市町村職員採用情報ナビゲーションシステムなどによる情報提供 市町村職員採用情報サイト「ＳＡＩＴＡＭＡ　ＷＯＲＫＳ　Ｎａｖｉ」において、各市町村の職員募集の職種・人数・受験資格、試験日程・内容等の最新情報を発信する。 ２次募集情報等についても、随時このサイトで情報を提供する。 〔対象団体〕 県内市町村、一部事務組合

〔予　　算　　額〕　２２年度　７，６１２千円　　２１年度　８，３６２千円

〔採択件数・採択例〕

平成２２年度	・市町村職員採用合同説明会	（予定）平成２２年７月
	・市町村採用情報フォーラム	（予定）平成２３年２月
	・市町村職員採用情報一覧	４，０００部
平成２１年度	・市町村職員採用合同説明会の参加団体	５５団体（来場者3,189人）
	・市町村採用情報フォーラムの来場者	６６８人
	・市町村職員採用情報サイト、アクセス件数	約１２万件（年間）

〔根拠法令・要綱等〕　特になし

人材交流事業

制度区分　その他支援
所管省庁　彩の国さいたま人づくり広域連合
県担当課　(電話048-664-6681)

支援目的	市町村職員の幅広い視野の養成。
支援内容	**〔支援内容〕** ・民間企業への職員派遣の調整 　市町村職員がデパート・ホテル等の業務を直接体験することにより、民間企業の経営感覚やコスト意識、折衝・応対能力などを習得させるため、民間企業と積極的に調整を行い、派遣促進を図る。 **〔対象団体〕** 県内市町村

〔予　算　額〕　２２年度　４４１千円　　２１年度　１，１０９千円

〔採択件数・採択例〕

２１年度
- 市町村間の職員交流　　１４団体（１０市４町）で実施
- 民間企業派遣事業　　２１団体（３３名）が参加

〔根拠法令・要綱等〕　・市町村職員民間企業派遣促進事業実施要綱

第６編　　国庫補助金制度

国庫補助制度

区分	制度名称	制度概要	所管省庁	県担当課
生活環境	投票人名簿システム構築交付金	憲法改正国民投票法に規定される投票人名簿を調製するために必要な情報システムを市町村が構築するにあたり必要な経費を総務大臣が各市町村に交付する。	総務省　自治行政局	市町村課
	当日投票システム構築交付金	憲法改正国民投票を実施する際に必要となる当日投票システムを市町村が構築するにあたり必要な経費を総務大臣が各市町村に交付する。	総務省　自治行政局	市町村課
	循環型社会形成推進交付金	廃棄物の３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）を総合的に推進するため、市町村が整備する施設（浄化槽等）に対し交付金を交付する。	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル部廃棄物対策課浄化槽推進室	水環境課　里川再生担当
	汚水処理施設整備交付金	地域再生計画に基づいて、下水道事業、農業集落排水処理施設事業、浄化槽事業の汚水処理施設の整備を効果的に行うため、２つ以上の事業を行い予算の融通なども可能な制度で、市町村が整備する施設（浄化槽等）に対し交付金を交付する。	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル部廃棄物対策課浄化槽推進室	水環境課　里川再生担当
	循環型社会形成推進交付金	廃棄物の３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）を総合的に推進するため、市町村が整備する一般廃棄物処理施設に対し交付金を交付する。	環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	資源循環推進課 一般廃棄物・リサイクル担当
	ふるさと雇用再生特別交付金	ふるさと雇用再生基金を活用して、市町村が実施する継続的な雇用の創出を図る事業に対して、補助金を交付する。	厚生労働省職業安定局 地域雇用対策室	産業労働部就業支援課 中高年者就業支援担当
	緊急雇用創出事業臨時特例交付金	緊急雇用創出基金を活用して、市町村が実施する緊急かつ一時的な雇用の創出を図る事業に対して、補助金を交付する。	厚生労働省職業安定局 地域雇用対策室	産業労働部就業支援課 中高年者就業支援担当
福祉医療	高齢者地域福祉推進事業（老人クラブ活動等事業）	単位老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会の実施するボランティア活動、教養活動及び健康増進活動等に係る経費を助成した市町村に対し、補助する。 （補助率：国１／３、県１／３、市町村１／３）	厚生労働省　老健局振興課	高齢介護課 政策・地域ケア担当
	介護保険事業費補助金（生活・介護支援サポーター養成研修事業）	地域で高齢者を支えるための新たな住民参加型サービスの担い手である生活・介護支援サポーター養成研修を実施した市町村に対し所要額を補助する。 （補助率：国１０／１０）	厚生労働省　老健局振興課	高齢介護課 政策・地域ケア担当
	老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）	高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に係る先駆的、試行的な事業を行う市町村に対し所要額を補助する。 （補助率：国１０／１０）	厚生労働省　老健局総務課	高齢介護課 政策・地域ケア担当
	介護保険事業費補助金	①障害者自立支援法によるホームヘルプサービスを利用している生計困難な方で、６５歳になって介護保険の対象となった方のうち要件に該当する方への支援措置事業 ②社会福祉法人等による介護保険サービスの利用者で生計困難な方に対する利用者負担軽減事業	厚生労働省　介護保険計画課	高齢介護課　介護保険担当

国庫補助制度

区分	制度名称	制度概要	所管省庁	県担当課
福祉医療	放課後子どもプラン推進事業費国庫補助金（放課後児童クラブ施設整備費）	学校の余裕教室等を改修し放課後児童クラブを設置する市町村に対し、経費を助成する。	厚生労働省　育成環境課	少子政策課 子育て環境整備担当
	児童厚生施設等整備費国庫補助金（放課後児童クラブ施設整備費）	新設整備により放課後児童クラブを設置する市町村に対し、経費を助成する。	厚生労働省　育成環境課	少子政策課 子育て環境整備担当
	児童厚生施設等整備費国庫補助金（児童館整備助成費）	児童館（大型児童センター・児童センター・小型児童館）の創設、改築、拡張及び大規模修繕を行う市町村に対し、経費を助成する。	厚生労働省　育成環境課	少子政策課 子育て環境整備担当
	子育て支援対策臨時特例交付金（地域子育て支援拠点緊急整備事業費）	地域子育て支援拠点を設置又は改修する市町村に対し、経費を助成する。	厚生労働省　総務課	少子政策課 子育て環境整備担当
	保育対策等促進事業費補助金 （保育所地域子育て支援事業費）	在宅子育て家庭を支援するため、週２～３日程度保育が必要な就学前児童を預かる特定保育事業を助成する。また、多様な保育需要に対応するため、延長保育や休日保育、病児・病後児保育の実施に必要な経費を助成する。	厚生労働省保育課	子育て支援課 保育運営・幼保連携担当
	保育対策促進事業 （駅前等保育サービス提供施設開設準備費補助）	駅前等の既存建物のスペースを活用して行う、保育所、保育所分園、送迎保育ステーション、地域子育て支援センター及び一時保育等の保育サービス提供施設等の設置を促進するため、改修費等を補助する。	厚生労働省　保育課	子育て支援課　保育施設担当
	保育対策促進事業 （認可化移行促進事業費）	認可外保育施設から認可保育所への移行（認可化）を促進するため、移行に必要　な準備・指導を行うとともに、施設の改修費や備品購入費を補助する。	厚生労働省保育課	子育て支援課　保育施設担当
	保育対策緊急整備事業 （保育所等緊急整備事業）	保育所の新設、改築、修繕整備等に要する経費を補助する。	厚生労働省　保育課	子育て支援課　保育施設担当
	保育対策緊急整備事業 （賃貸物件による保育所整備事業）	賃貸物件により、新たに保育所等を整備する場合に賃借料及び借り上げ時における改修費等を補助する。	厚生労働省　保育課	子育て支援課　保育施設担当
	保育対策緊急整備事業 （広域的保育所利用事業）	広域的保育所利用事業の実施に必要なバスの経費や送迎実施場所の賃借料及び送迎時に付き添う保育士の人件費等を補助する。	厚生労働省　保育課	子育て支援課　保育施設担当
	保育対策緊急整備事業 （保育の質の向上のための研修事業）	市町村における保育士等への研修費を補助する。	厚生労働省　保育課	子育て支援課　保育施設担当
	保育対策緊急整備事業 （認定こども園整備事業）	幼保連携型認定こども園等の整備費を補助する。	厚生労働省　保育課	子育て支援課　保育施設担当

国庫補助制度

区分	制度名称	制度概要	所管省庁	県担当課
福祉医療	保育対策緊急整備事業 （認定こども園事業費）	幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の運営費を補助する。	厚生労働省　保育課	子育て支援課　保育施設担当
	母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金	市が以下の事業を実施した場合に事業費の一部を補助する。（直接補助） ①母子家庭が資格取得等する際に給付金を支給する「自立支援給付金事業」を実施した場合、事業費の3/4を補助する。 ②母子家庭にきめ細やかな就業支援を行う「自立支援プログラム策定事業」を実施した場合、プログラム策定１件につき20,000円を補助する。 ③母子自立支援員や養育費専門相談員等を配置したり、就業支援講習会を開催したりする「母子家庭等就業・自立支援事業」を実施した場合、事業費の1/2を補助する。	厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課	こども安全課 総務・児童手当・母子福祉担当
	医療提供体制推進事業費補助金	救急医療等の特殊な医療の確保、医療従事者の養成力の充実及び患者の療養環境並びに医療従事者の職場環境の改善等を図る。	厚生労働省医政局指導課 厚生労働省医整局看護課 厚生労働省医政局総務課 厚生労働省医政局医事課	医療整備課　医療整備担当
	妊婦健康診査臨時特例交付金 （妊婦健康診査支援基金）	妊婦健康診査支援基金を活用した市町村が実施する妊婦健康診査に対する補助及びその支援	厚生労働省　母子保健課	健康づくり支援課母子保健担当
	健康増進事業補助金	市町村が行う健康増進事業に対し、その事業費の２／３相当額を補助する都道府県へ国が１／２相当額を補助する（間接補助）。	厚生労働省健康局総務課 生活習慣病対策室	健康づくり支援課 健康増進担当
	簡易水道等施設整備費補助	市町村等（一部事務組合を含む）が簡易水道等施設に係る事業を実施する場合の事業費に対する補助	厚生労働省 健康局　水道課	生活衛生課　水道担当
	水道水源開発等施設整備費補助	地方公共団体（一部事務組合を含む）が行う水道事業又は水道用水供給事業の施設整備に対する補助	厚生労働省 健康局　水道課	生活衛生課　水道担当
農林業	先進的総合防除対策事業	病害虫の発生予察の実施や天敵利用、フェロモン利用など各種の防除技術を総合的に組み合わせる先進的な防除体系を確立し、農薬使用量の削減を行う地域の取組を支援する。	農林水産省　消費・安全局	農産物安全課 有機・安全生産担当
	ＧＡＰ実践事業	ＧＡＰ（農産物の生産から出荷に至る全ての農作業の工程で安全性等をチェック・管理する手法）の普及推進を図る。	農林水産省　消費・安全局	農産物安全課 有機・安全生産担当
	山村等振興対策事業	都道府県又は市町村等が作成した活性化計画に基づいて実施される事業に対する補助	農林水産省農村振興局 整備部農村整備官	農地活用推進課 総務・農山村交流担当

国庫補助制度

区分	制度名称	制度概要	所管省庁	県担当課
農林業	彩の国グリーンツーリズム総合対策事業	都道府県又は市町村等が作成した活性化計画に基づいて実施される事業に対する補助	農林水産省農村振興局 農村政策部都市農村交流課	農地活用推進課 総務・農山村交流担当
	経営体育成条件整備事業	市町村が作成した経営体育成施設整備計画に基づく、共同利用施設や認定農業者等に対する農業用機械施設の整備に対する補助	農林水産省経営局構造改善課	農地活用推進課 経営構造対策担当
	森林管理道整備事業	適切な森林整備の推進や林業経営の効率化及び山村生活環境の改善などを図るため、その基盤となる森林管理道の整備に必要な費用の一部を補助する。	内閣府地域再生事業推進室 林野庁　整備課	森づくり課 治山・森林管理道担当
	森林整備事業	水源かん養機能等、森林が持つ公益的機能を高度に発揮させるため、造林や間伐等の森林整備に必要な経費に対して助成する。	林野庁　整備課~~・経営課~~	森づくり課 間伐・森林循環担当
	農地・農業用施設災害復旧事業費補助金	農地（耕作の目的に供される土地）及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路及び農地又は農作物の災害を防止するための施設）が被災を受けた場合、復旧工事を行うために災害復旧事業を行う市町村、土地改良区等に対し、補助金を交付する。	農林水産省　防災課	農村整備課　水利施設整備担当
	農業用水水源地域保全対策事業（普及促進対策）	農業用水と水源林の関わりについて理解を深めることや、水源林によりかん養された農業用水の有効利用を図ることを普及促進する活動等への助成	農林水産省　水利整備課	農村整備課 水利調整・施設管理担当
	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	団体営事業等で造成された農業水利施設を有効活用しライフサイクルコストの低減を図るため、機能診断や機能保全対策等を実施する市町村等に対して補助する。	農村振興局水資源課	農村整備課 水利調整・施設管理担当
都市基盤	辺地共聴施設整備事業	山間部等においてデジタルテレビ放送を受信するため共聴施設を改修又は新設する市町村に対して国がその整備費用の一部を補助する。 （補助率：改修１／２、新設２／３）	総務省　情報流通行政局 地上放送課 デジタル放送受信推進室	情報企画課　企画・広域担当
	携帯電話等エリア整備事業	条件不利な地域において、市町村が携帯電話等の基地局施設を整備する場合の整備費用に対して補助金を交付する。（補助率１／２又は２／３）	総務省　総合通信基盤局 電波部　移動通信課	情報企画課　企画・広域担当
	地域ＩＣＴ利活用広域連携事業	複数の地方公共団体が広域連携を実施することによる、情報通信技術面を中心とした課題を抽出した上で標準仕様を策定し、全国各地域における公共サービスの向上とともに、公共分野における効率的なＩＣＴ利活用の促進を図る。（補助率１０／１０）	総務省　情報流通行政局 地域通信振興課	情報企画課　企画・広域担当
	地籍調査事業	土地の地籍の明確化を図るため、一筆ごとの土地の所有者、地目、地番及び境界を調査し、土地の形状、面積の測量を支援する事業	国土交通省　国土調査課	土地水政策課 土地政策担当
	水源地域再建計画策定事業	市町村が主体となってダムの建設を前提とした総合的な地域振興計画又は都道府県若しくは市町村が主体となってダム建設を前提としたダム貯水池の水質汚濁防止のための水質対策計画の作成に対する補助制度。	国土交通省 水源地域対策課	土地水政策課 水源地域対策担当

国庫補助制度

区分	制　度　名　称	制　　度　　概　　要	所　管　省　庁	県　担　当　課
都市基盤	埼玉県全国瞬時警報システム整備促進事業	緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等の緊急情報を県民に瞬時に伝達する全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）を国の交付金を活用して県内市町村に整備する。	総務省消防庁	危機管理課
	緊急消防援助隊設備整備費補助金	消防ポンプ自動車など、緊急消防援助隊が使用する施設の整備に対する補助	総務省消防庁	消防防災課
	消防防災施設整備費補助金	耐震性貯水槽など、消防防災施設の整備に対する補助	総務省消防庁	消防防災課
	社会資本整備総合交付金（河川事業）	国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括化。 地方公共団体が行う社会資本整備について、基幹となる事業（基幹事業）の実施のほか、これと合わせて関連する社会資本整備や基幹事業の効果を一層高めるための事業を一体的に支援するもの（以下、「制度名称」欄に（※）があるものが、統合対象となったもの）。	国土交通省	河川砂防課
	道路改築事業（※）	一般国道に準ずるネットワークを形成する事業や国家的見地から支援が必要と認められた道路事業への補助	国土交通省　道路局	道路街路課　市町村道担当
	生活環境整備事業（※）	くらしのみちづくり計画地区内で行われる道路改築事業への補助	国土交通省　道路局	道路街路課　市町村道担当
	災害防除事業（※）	道路の高い切土及び盛土の斜面またはトンネル、橋梁等で危険な兆候をきたし、地震発生時もしくは、そのまま放置すると災害を惹起し交通に著しい支障を及ぼすおそれのあるものに対する対策で緊急を要する道路事業への補助	国土交通省　道路局	道路街路課　市町村道担当
	地域連携推進事業（※）	地域の交流・連携を促進するために行われる高規格幹線道路及び地域高規格道路の整備や地域の生活の利便性の向上、地域経済の活性化等のために行われる地域交流を支援する道路整備への補助	国土交通省　道路局	道路街路課　市町村道担当
	長寿命化修繕計画策定事業（※）	重要な道路網を形成する市町村道の道路橋に係る長寿命化修繕計画の策定及び当該計画の策定のために実施する健全度の把握のための点検に要する費用への補助	国土交通省　道路局	道路街路課　市町村道担当
	交通円滑化事業（※）	道路交通の円滑化を図るために必要となる環状道路やバイパスの整備、現道の拡幅、交差点改良等の道路事業への補助	国土交通省　道路局	道路街路課　市町村道担当
	交通安全施設等整備事業（※）	交通事故の防止、もしくは歩行者等の安全で円滑な移動の確保のために実施する交通安全施設等の整備への補助、並びに地域住民が抱える交通安全に関する課題の解消の必要性が認められる地区において、特定交通安全施設等整備事業とその他の事業を面的に実施する事業への補助	国土交通省　道路局	道路街路課　市町村道担当

国庫補助制度

区分	制度名称	制度概要	所管省庁	県担当課
都市基盤	交通結節点改善事業（※）	交通機関間の連携強化や移動の連続性の強化を図るために必要な事業への補助	国土交通省　道路局	道路街路課　市町村道担当
	公共交通機関支援事業（※）	道路交通の円滑化を図るため、道路を補完・代替するモノレール等並びに路面電車及びバスの利用促進を図るため、必要となる事業への補助	国土交通省　道路局	道路街路課　市町村道担当
	踏切除却・改良事業（※）	踏切道の除却・改良または鉄道との立体交差を整備する事業への補助	国土交通省　道路局	道路街路課　市町村道担当
	道整備交付金	地域における交通の円滑化及び産業の振興を図るために行われる道路、農道又は林道のうち２以上の施設を総合的に整備する事業への交付金	内閣府 国土交通省　道路局	道路街路課　市町村道担当
	無電柱化推進事業（※）	安全かつ円滑な道路交通の確保、都市災害の防止、都市景観の向上等図るため、無電柱化の必要性が高い道路の区間並びに道路管理の高度化が必要とされている区間の無電柱化事業への補助	国土交通省　道路局及び都市・地域整備局	道路街路課　市町村道担当
	沿道環境改善事業（※）	沿道に人家が連担している地域において、沿道環境の状況が悪く、重点的な沿道環境改善が必要な区間等での環境対策や地球温暖化防止に効果のある環境対策への補助	国土交通省　道路局及び都市・地域整備局	道路街路課　市町村道担当
	道路交通環境改善促進事業（※）	安全かつ快適な歩行者空間等をネットワークとして確保するため、駅前広場の整備などと併せ、駅等の公共施設の空間を活用した歩行者用デッキ・歩行者通路等の整備並びに交通広場等の自動車の滞留等の用に供する空間の整備への補助	国土交通省　道路局及び都市・地域整備局	道路街路課　市町村道担当
	地域活力基盤創造交付金（※）	地方道路整備臨時交付金に変わる交付金。対象事業は、地方道路整備事業、地方道路整備事業と一体的に実施する関連社会資本整備事業及び効果促進事業。細目は未定。	国土交通省　道路局及び都市・地域整備局	道路街路課　市町村道担当
	都市交通システム整備事業（※）	総合的な都市交通の戦略や法律に基づく明確な施策目的をもった計画に基づいて実施される歩行者通路・広場等の公共施設等の整備を行う事業への補助	国土交通省 都市・地域整備局	道路街路課　市町村道担当
	安全市街地整備道路事業（※）	沿道の市街地と一体に街路を整備する「沿道区画整理型街路事業」及び「沿道整備街路事業」への補助	国土交通省 都市・地域整備局	道路街路課　市町村道担当
	交通連携推進事業（※）	交通結節点である駅周辺において、駅前広場の容量不足、放置自転車問題、鉄道による市街地の分断などを解消するため、駅前広場、自由通路、自転車駐車場等の施設整備を行う事業への補助	国土交通省 都市・地域整備局	道路街路課　市町村道担当
	都市防災総合推進事業 （地区公共施設整備）	災害時に危険な密集市街地の解消の緊急性に鑑み、地区スケールで防災性の向上のための避難路・避難地を整備する事業への補助	国土交通省 都市・地域整備局	都市計画課　企画・地域づくり支援担当

国庫補助制度

区分	制度名称	制度概要	所管省庁	県担当課
都市基盤	先導的都市環境形成促進事業（行政経費）（※）	公民が一体となった先導的な都市環境対策を強力に支援するため、計画策定、コーディネート及び社会実験・実証実験等への補助	国土交通省 都市・地域整備局	道路街路課　市町村道担当
	流域貯留浸透事業（※）	公共施設等もしくは民間の施設又はその敷地において、貯留、浸透又は貯留浸透機能を持つ施設の整備への補助	国土交通省　河川局	河川砂防課 新河岸川・荒川下流域担当
	都市基盤河川改修事業（※）	人口５万人以上の市にかかわる一級河川の指定区間内で、その施行の場所より上流の流域面積が概ね３０km^2を超えない改良工事又は周辺の地域における市街地の整備と関連して必要がある改良工事に対する補助	国土交通省　河川局	河川砂防課 新河岸川・荒川下流域担当
	総合流域防災事業（準用河川改修事業）（※）	総事業費が概ね４億円以上２４億円以内の準用河川に係る河川工事に対する補助	国土交通省　河川局	河川砂防課 新河岸川・荒川下流域担当
	社会資本整備総合交付金（仮称）	国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括化。 地方公共団体が行う社会資本整備について、基幹となる事業（基幹事業）の実施のほか、これと合わせて関連する社会資本整備や基幹事業の効果を一層高めるための事業を一体的に支援するもの（以下、「制度名称」欄に（※）があるものが、統合対象となったもの）。	国土交通省	未定
	まちづくり交付金（※）	個性あるまちづくりに向けて、市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施する事業の費用に充当できる交付金。	国土交通省 都市・地域整備局	都市計画課 企画・地域づくり支援担当
	先導的都市環境形成促進事業	地区・街区レベルにおける先導的な環境負荷削減対策を推進するため、計画策定、コーディネート及び社会実験・実証実験等に対し支援をするもの。	国土交通省 都市・地域整備局	都市計画課 企画・地域づくり支援担当
	歴史的環境形成総合支援事業	地域の歴史的風致を維持・向上させるために、市町村が歴史的風致維持向上計画を策定し、それに基づき実施する事業を支援するもの。	国土交通省　都市・地域整備局、文化庁　文化財部、農林水産省　農林振興部	都市計画課 企画・地域づくり支援担当
	都市環境改善支援事業	民間のまちづくりの担い手による地区レベルの都市環境維持・改善活動を促進するため、国として特に推進すべき施策により都市環境が創出される地区において、計画コーディネート、都市環境維持・改善計画の作成、同計画に基づき行われるモデル的な社会実験・実証事業等の取組に対して支援するもの。	国土交通省 都市・地域整備局	都市計画課 企画・地域づくり支援担当
	都市防災総合推進事業	防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図るため、都市の防災構造化や住民の防災に対する意識向上を推進する事業への補助。	国土交通省 都市・地域整備局	都市計画課 企画・地域づくり支援担当
	土地区画整理事業国庫補助金（※）	土地区画整理地区内の幅員１２ｍ以上の都市計画道路を用地買収方式で整備した時の整備費を限度額として補助（ただし、既成市街地内の土地区画整理事業、被災市街地復興土地区画整理事業にあっては、幅員８ｍ以上の都市計画道路を用地買収方式で整備した時の整備費を限度額として補助）	国土交通省　市街地整備課	市街地整備課　区画整理担当

国庫補助制度

区分	制度名称	制度概要	所管省庁	県担当課
都市基盤	地域活力基盤創造交付金（※） （土地区画整理事業）	土地区画整理事業で整備する公共施設の整備に対する補助	国土交通省　市街地整備課	市街地整備課　区画整理担当
	都市再生区画整理事業（※）	既成市街地の再生・再構築に資する土地区画整理事業に対し汎用的に活用可能な補助制度	国土交通省　市街地整備課	市街地整備課　区画整理担当
	土地区画整理事業調査費補助（※）	地方公共団体が土地区画整理事業の具体化、事業化に向けて行う調査に対する補助	国土交通省　市街地整備課	市街地整備課　区画整理担当
	市街地再開発事業費補助（※）	市街地再開発事業を促進し、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用都市機能の更新を図る	国土交通省　市街地整備課・市街地建築課	市街地整備課　再開発・密集市街地整備担当
	市街地再開発事業等管理者負担金補助（※）	公共施設（道路、駅前広場等）の整備を行う市街地再開発事業を促進し、都市基盤の整備を図る	国土交通省　市街地整備課	市街地整備課　再開発・密集市街地整備担当
	地域活力基盤創造交付金 （市街地再開発事業）（※）	市街地再開発事業で整備する公共施設の整備に対する補助	国土交通省　市街地整備課	市街地整備課　再開発・密集市街地整備担当
	市街地再開発事業調査費補助（※）	地方公共団体が市街地再開発事業の具体化、事業化に向けて行う調査に対する補助	国土交通省　市街地整備課	市街地整備課　再開発・密集市街地整備担当
	優良建築物等整備事業（※）	市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良な建築物等の整備に対する補助	国土交通省　市街地建築課	市街地整備課　再開発・密集市街地整備担当
	都市公園事業費補助（※）	地方公共団体等が行う都市公園の整備を促進する事業。統合補助事業では市町村は中期の事業計画書の範囲内で市町村自らが事業箇所・内容等を定めることができる。	国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地・景観課	公園スタジアム課 公園計画・事業担当
	都市公園防災事業費補助（※）	広域防災拠点、地域防災拠点、広域避難地、避難地、又は延焼防止帯等として機能する防災公園の整備を促進する事業。	国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地・景観課	公園スタジアム課 公園計画・事業担当
	緑地環境整備総合支援事業費補助（※）	緑の基本計画等に基づき対象区域を設定し複数個所を一括採択し、都市公園の整備、公園緑地の整備や公共公益施設の緑化を促進する事業。	国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地・景観課	公園スタジアム課 公園計画・事業担当
	都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業費補助（※）	既設都市公園において、防災機能や公園施の安全性の向上を目的とし、災害応急対策施設の整備、建物・橋梁等の耐震改修、公園施設のバリアフリー化・改築・更新を促進する事業。	国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地・景観課	公園スタジアム課 公園計画・事業担当

国庫補助制度

区分	制度名称	制度概要	所管省庁	県担当課
都市基盤	公園施設長寿命化計画策定事業費補助（※）	事後的な維持管理から予防保全的な維持管理への転換を目的とし、長寿命化計画（維持管理方針、改築方針）の策定及び耐震診断や危険度調査を促進する事業。	国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地・景観課	公園スタジアム課 公園計画・事業担当
	住宅市街地基盤整備事業（※）	計画的な住宅宅地開発事業に関連する公共施設等の整備を行う事業 道路、都市公園、下水道等の整備への補助	国土交通省　住宅局 住宅総合整備課	住宅課 事業調整・市町村支援担当
	地域住宅交付金（※）	地方公共団体の自主性、創意工夫を活かし、地方公共団体が作成した地域住宅計画に基づき、実施する事業に費用の充当をするための交付金	国土交通省 住宅総合整備課	住宅課 事業調整・市町村支援担当
	公的賃貸住宅家賃対策調整補助	公的賃貸住宅に係る家賃の減額について、国がその経費の一部を補助する。	国土交通省 住宅総合整備課	住宅課 事業調整・市町村支援担当
	特定優良賃貸住宅供給促進事業（※）	地方公共団体が特定優良賃貸住宅を整備する場合に国がその経費及び家賃の一部を助成する。	国土交通省 住宅総合整備課	住宅課 住まいの安心支援担当
	高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業（※）	地方公共団体が高齢者向け優良賃貸住宅を整備する場合又は民間事業者に整備又は家賃の補助を行った場合に国がその一部を助成する。	国土交通省 住宅総合整備課	住宅課 住まいの安心支援担当
	住宅市街地総合整備事業（※）	都市機能の更新、密集市街地の整備改善等を目的として、良質な住宅の供給や公共施設の整備を一体的に行う事業	国土交通省 住宅局　市街地建築課 市街地住宅整備室	市街地整備課　再開発・密集市街地整備担当
	街なみ環境整備事業（※）	街づくり協定を結んだ住民と市町村が協力して街づくりを支援する事業。 道路、広場、下排水や集会所等及び修景施設等への補助	国土交通省 住宅局　市街地建築課 市街地住宅整備室	市街地整備課　再開発・密集市街地整備担当
	住宅地区改良事業	住宅地区改良法に基づき、不良住宅密集地区の生活環境の整備改善を図る事業 不良住宅除却、改良住宅建設、公共施設整備等への補助（地域住宅交付金にて対応）	国土交通省 住宅局　住宅総合整備課　住環境整備室	市街地整備課　再開発・密集市街地整備担当
	小規模住宅地区等改良事業	不良住宅の集合している地区の生活環境の改善を図る事業 住宅の集団的建設、敷地の整備、公共施設整備等への補助（地域住宅交付金にて対応）	国土交通省 住宅局　住宅総合整備課　住環境整備室	市街地整備課　再開発・密集市街地整備担当
	住宅地区改良事業等計画基礎調査事業	住宅市街地整備の計画的推進を図るため調査 密集市街地の整備のための基礎調査、整備プログラムの策定、まちづくり協議会への助成等への補助（地域住宅交付金にて対応）	国土交通省 住宅局　住宅総合整備課　住環境整備室	市街地整備課　再開発・密集市街地整備担当
	都市再生推進事業（※）	都市の再生、再構築を推進するため、調査、整備計画の策定、都市基盤施設等の整備を行う事業。国土交通大臣の指定する都市・居住環境整備重点地域内で実施	国土交通省 住宅局　市街地建築課　他	市街地整備課　再開発・密集市街地整備担当

国庫補助制度

区分	制度名称	制度概要	所管省庁	県担当課
教育	安全・安心な学校づくり交付金	公立学校施設（校舎・体育館等）の改築、補強、大規模改造、屋外教育環境、木の教育環境、地域・学校連携施設の整備事業等に必要な経費の一部を交付する。	文部科学省　施設助成課	財務課　学校教育助成担当
	公立学校施設整備費負担金	公立学校施設の新増築に必要な経費の一部を負担する。	文部科学省　施設助成課	財務課　学校教育助成担当
	要保護児童生徒援助費補助金	市町村が、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して行う就学援助事業（学用品費）のうち要保護者に係るものについて、その経費の一部を補助する。	文部科学省　児童生徒課	財務課　学校教育助成担当
	幼稚園就園奨励費補助金	市町村が実施する幼稚園の入園料・保育料を減免する事業（就園奨励費事業）に対してその経費の一部を補助する。	文部科学省　幼児教育課	財務課　学校教育助成担当
	へき地児童生徒援助費等補助金	へき地等における義務教育の円滑な実施を図るため、市町村が負担するスクールバス・ボートの購入費等に対してその経費の一部を補助する。	文部科学省 初等中等教育局　財務課	財務課　学校教育助成担当
	理科教育設備整備費等補助金	理科、算数及び数学に関する教育のための設備を整備するため必要な経費の一部を補助する。	文部科学省 初等中等教育局 教育課程課	財務課　学校予算経理担当
	要保護児童生徒援助費補助金 （医療費）	要保護児童生徒援助事業（医療費）に対してその経費の一部を補助する。	文部科学省 学校健康教育課	保健体育課　健康教育担当
	要保護児童生徒援助費補助金 （学校給食費）	要保護児童生徒援助事業（学校給食費）に対してその経費の一部を補助する。	文部科学省 学校健康教育課	保健体育課　学校給食担当
	安全・安心な学校づくり交付金	公立学校給食施設の新増築・改築に必要な経費の一部を交付する。	文部科学省 学校健康教育課	保健体育課　学校給食担当
	安全・安心な学校づくり交付金	高等学校が産業教育のための実験実習施設を整備する場合に必要な経費の一部を交付する。	文部科学省 初等中等教育局　児童生徒課 産業教育振興室　助成係	高校教育指導課 総務・振興助成担当
	特別支援教育就学奨励費補助金	特別支援教育就学奨励事業に対してその経費の一部を補助する。	文部科学省初等中等教育局 特別支援教育課	特別支援教育課 総務・振興助成担当
	安全・安心な学校づくり交付金	公立学校プール、武道場等の学校体育施設及び社会体育施設の整備に必要な経費の一部を交付する。	文部科学省　企画・体育課	スポーツ振興課 生涯スポーツ担当

部　課　所　別　一　覧

市町村に対する支援制度（各部課所別）一覧

企画財政部

課所名	制度分類	制度区分	支援制度名	ページ
情報企画課	建設費	②	携帯電話等エリア整備事業	1
情報企画課	人的		住民基本台帳ネットワークシステム運営事業費	77
地域政策課	建設費	①	地域づくり提案事業（ふるさと創造資金）	2
地域政策課	建設費	①	市町村緊急支援事業（ふるさと創造資金）	3
地域政策課	建設費	その他	魅力ある商店街づくり助成事業	99
地域政策課	運営費	①	地域元気アップ協働事業（ふるさと創造資金）	34
地域政策課	運営費	①	広域連携支援事業（ふるさと創造資金）	35
地域政策課	運営費	その他	新技術・地域資源開発補助事業	101
地域政策課	運営費	その他	地域再生環境整備事業	101
地域政策課	運営費	その他	e-地域資源活用事業	102
地域政策課	運営費	その他	地域共創ビジネス支援事業	102
地域政策課	運営費	その他	活力ある地域づくり支援事業（広域連携推進助成事業）	103
地域政策課	運営費	その他	活力ある地域づくり支援事業（活力ある商店街づくり助成事業）	103
地域政策課	運営費	その他	活力ある地域づくり支援事業（地域資源活用助成事業）	104
地域政策課	運営費	その他	地域イベント助成事業	104
地域政策課	運営費	その他	公共スポーツ施設等活性化助成事業	105
地域政策課	運営費	その他	スポーツ拠点づくり推進事業	106
地域政策課	運営費	その他	移住・交流推進支援事業	106
地域政策課	運営費	その他	合併市町村住民組織等活性化事業	107
地域政策課	運営費	その他	シンポジウム助成事業	107
地域政策課	融資	その他	地域総合整備資金貸付事業（ふるさと融資）	74
地域政策課	人的	その他	地域づくりサポーター派遣事業	77
地域政策課	人的	その他	地域づくりアドバイザー事業	78
地域政策課	人的	その他	新分野進出等アドバイザー派遣事業	78
地域政策課	人的	その他	まちなか再生支援専門家派遣事業	79
地域政策課	人的	その他	まちなか再生総合プロデュース事業	79
市町村課	融資	①	ふるさと創造貸付金	75
市町村課	人的		総合助言制度(地域づくりサポーター派遣事業の1つ)	80
市町村課	人的		ＰＦＩアドバイザー派遣制度	81
市町村課	人的		県と市町村との人事交流（職員の派遣）	81
市町村課	人的		県と市町村との人事交流（「実務研修職員の受入れ」）	82
市町村課	人的		選挙事務合理化研究会	82
市町村課	人的		市町村明るい選挙推進協議会組織・活動活性化事業	83
交通政策課	建設費	①	みんなに親しまれる駅づくり事業補助金（ふるさと創造資金）	4
交通政策課	建設費	①	埼玉県つくばエクスプレス建設費無利子貸付資金利子補助金	5
交通政策課	運営費	①	バス路線維持対策補助金	36

総務部

課所名	制度分類	制度区分	支援制度名	ページ
特別徴収課税調査課	運営費	①	個人住民税納税率アップ事業補助金（ふるさと創造資金）	36
特別徴収課税調査課	人的		県税務職員の短期派遣	84
特別徴収課税調査課	人的		徴収に係る実務研修生受入れ	84
特別徴収課税調査課	人的		県による個人住民税の直接徴収（地方税法第48条）	84
特別徴収課税調査課	人的		個人住民税市町村表彰	84
特別徴収課税調査課	人的		徴収実務アドバイザーの設置	84
特別徴収課税調査課	人的		県と市町村の臨時捜索チームによる滞納整理	84

県民生活部

課所名	制度分類	制度区分	支援制度名	ページ
広聴広報課	人的		市町村相談担当者研修	85
広聴広報課	人的		市町村巡回相談	85
ＮＰＯ活動推進課	建設費	①	コミュニティ施設特別整備事業補助金（ふるさと創造資金）	6
ＮＰＯ活動推進課	建設費	その他	コミュニティ助成事業	100
ＮＰＯ活動推進課	人的		ＮＰＯと市町村の協働促進事業	86
人権推進課	運営費	②	隣保館運営事業等県費補助金	37
文化振興課	運営費	その他	地域の文化・芸術活動支援事業	108
文化振興課	運営費	その他	宝くじ文化公演	108
文化振興課	運営費	その他	宝くじふるさとワクワク劇場	109
文化振興課	運営費	その他	宝くじまちの音楽会	109
文化振興課	運営費	その他	宝くじおしゃべり音楽館	110
文化振興課	人的	その他	ユニバーサルデザイン推進アドバイザーの派遣	86
国際課	人的		外国人総合相談センター埼玉	87
国際課	人的		外国人児童生徒日本語学習支援事業	87
青少年課	運営費	①	埼玉県子どもたちを地域で育む事業補助金（ふるさと創造資金）	37
男女共同参画課	人的		市町村の取組支援	88
男女共同参画課	人的		市町村・地域における人材の育成	88
消費生活課	人的		消費生活相談緊急相談アドバイザー制度	89
消費生活課	人的		市町村消費者行政職員研修	89
消費生活課	運営費		埼玉県消費者行政活性化補助金	38
防犯・交通安全課	運営費	①	市町村交通事故防止特別対策事業	38
防犯・交通安全課	運営費	①	防犯のまちづくり支援事業（ふるさと創造資金）	39

市町村に対する支援制度（各部課所別）一覧

危機管理防災部

課所名	制度分類	制度区分	支援制度名	ページ
消防防災課	運営費	①	自主防災組織結成・活動費補助金	40
消防防災課	運営費	①	震災に強いまちづくり支援事業（ふるさと創造資金）	40
消防防災課	運営費	①	埼玉県消防広域化検討組織設立・運営支援事業費補助金	41
消防防災課	人的		埼玉県防災ヘリコプター応援事業	90

環境部

課所名	制度分類	制度区分	支援制度名	ページ
温暖化対策課	建設費	②	埼玉県地域グリーンニューディール基金市町村補助金	7
温暖化対策課	運営費	①	地域エコマネー導入促進事業費	42
温暖化対策課	運営費	①	地域にいいこと学習推進事業費	43
温暖化対策課	人的		ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション２０５０推進事業	91
温暖化対策課	人的		環境学習推進事業	92
水環境課	建設費	③	浄化槽整備・普及啓発事業費奨励交付金	8
みどり再生課	建設費	①	みどりの埼玉づくり県民提案事業費（市町村みどり保全・創出支援事業）	9
みどり再生課	建設費	①	みどりの園庭・校庭促進事業費	10
みどり再生課	人的		みどりの園庭・校庭促進事業費（みどりのアドバイザー派遣制度）	92

福祉部

課所名	分類	制度区分	支援制度名	ページ
福祉政策課	運営費	②	支え合いまちづくり推進事業費補助金	44
社会福祉課	運営費	①	民生委員・児童委員活動費等補助金	44
社会福祉課	運営費	②	緊急雇用創出基金市町村補助事業（住まい対策関係）	45
高齢介護課	運営費	その他	長寿社会づくりソフト事業費交付金交付事業（特定事業）	110
高齢介護課	人的		高齢者虐待対応研修事業	93
高齢介護課	人的		介護認定調査員等研修	93
障害者福祉推進課	運営費	①	重度障害者居宅改善整備費補助金	45
障害者福祉推進課	運営費	①	在宅重度心身障害者手当支給費補助金	46
障害者自立支援課	運営費	①	精神障害者小規模作業所運営費補助金	46
障害者自立支援課	運営費	①	心身障害者地域デイケア施設助成費	47
障害者自立支援課	運営費	①③	グループホーム等事業費補助金	48
障害者自立支援課	運営費	①	障害者地域生活サポート事業	48
障害者自立支援課	運営費	①	全身性障害者介助人派遣事業	49
障害者自立支援課	運営費	①	超重症心身障害児短期入所等促進事業	49
少子政策課	運営費	①	「赤ちゃんの駅」設置事業	50
少子政策課	運営費	①・②	放課後児童健全育成事業費補助金	50
少子政策課	運営費	①	特別支援学校放課後児童対策事業費補助金	51
少子政策課	運営費	①	地域子育て支援拠点事業費補助金	51
少子政策課	運営費	①	放課後児童クラブ等施設環境向上事業費	52
少子政策課	運営費	①	市町村地域子育て支援推進事業費	52
少子政策課	人的		ワークライフバランス水先案内人	94
少子政策課	人的		お父さん応援講座	94
子育て支援課	建設費	①	保育サービス施設整備事業費（駅前等家庭保育室）	11
子育て支援課	運営費	①	安心・元気！保育サービス支援事業費補助金	53
子育て支援課	運営費	①	家庭保育室等運営事業費補助金	53
子育て支援課	運営費	①	保育所・幼稚園の親支援事業	54
子育て支援課	運営費	①	保育サービス施設整備事業費（駅前等保育サービス）	54
こども安全課	運営費	②	埼玉県母子家庭等対策費補助金（母子家庭等日常生活支援事業）	55
こども安全課	運営費	②	埼玉県母子家庭等対策費補助金（ひとり親家庭生活支援事業）	55

保健医療部

課所名	分類	制度区分	支援制度名	ページ
保健医療政策課	人的	①	地域保健福祉関係職員研修	95
保健医療政策課	人的	①	保健師相互派遣	95
国保医療課	運営費	①	重度心身障害者医療対策助成費補助金	56
国保医療課	運営費	①	乳幼児医療対策助成費補助金	56
国保医療課	運営費	①	ひとり親家庭等医療対策助成費補助金	57
国保医療課	融資	①	埼玉県国民健康保険広域化等支援基金	76
医療整備課	運営費	①	埼玉県外国人未払医療費対策事業補助金	57
医療整備課	運営費	①	周産期医療施設運営費補助金	58
医療整備課	運営費	②	小児救急医療支援事業補助金	59
健康づくり支援課	運営費	①	エイズ母子感染防止事業費補助	60
健康づくり支援課	運営費	①	日本スリーデーマーチ推進事業	60
健康づくり支援課	運営費	①	健康長寿推進事業	61
疾病対策課	運営費	②	感染症指定医療機関運営費補助金	62
生活衛生課	建設費	③	山間山添い地域水道水源開発施設整備費償還金補助	12
生活衛生課	建設費	③	安全な飲料水確保緊急対策事業費	13
薬務課	運営費	①	市町村計画献血者確保促進事業費補助金	62

市町村に対する支援制度（各部課所別）一覧

産業労働部

課所名	分類	制度区分	支援制度名	ページ
商業支援課	建設費	①	商店街施設整備事業補助	14
商業支援課	建設費	①	商店街ＣＯ２削減・省エネ促進事業	15
商業支援課	運営費	①	夢チャレンジ事業（夢チャレンジ型）	63
商業支援課	人的	①	中心市街地活性化等市町村支援事業	96
観光課	建設費	①	観光資源魅力アップ事業（ふるさと創造資金）	16
就業支援課	運営費	①	障害者就労支援センター設置促進事業	63

農林部

課所名	制度分類	制度区分	支援制度名	ページ
経済流通課	運営費	①	埼玉野菜生産力強化支援事業費補助金	64
農地活用推進課	運営費	①	彩の国グリーンツーリズム総合対策事業	65
農地活用推進課	運営費	①	都市地域農業総合支援事業	65
農地活用推進課	運営費	②	中山間地域等支援事業	66
農地活用推進課	運営費	①	みどりの学校ファーム推進事業	66
農地活用推進課	運営費	①	農業団地整備促進モデル事業	67
農業支援課	運営費	①	埼玉県農業経営基盤強化資金利子助成補助金	67
農業支援課	運営費	①	農作物災害緊急対策事業農業災害資金利子補給補助金	68
生産振興課	建設費	①	茶小規模条件整備事業費補助金	17
生産振興課	運営費	①	生産振興総合支援事業	69
森づくり課	建設費	①	県単独治山事業補助金	18
森づくり課	建設費	①	県単独森林管理道整備事業費補助金	19
森づくり課	建設費	①	美しい森づくり事業（森林整備促進事業費補助金）	20
森づくり課	建設費	①	美しい森づくり事業（予防薬剤注入事業費補助金）	21
森づくり課	建設費	①	美しい森づくり事業（間伐材利用促進事業費補助金）	22
森づくり課	運営費	②	森をまもる活動支援事業	70
農村整備課	建設費	②	団体営農地防災事業費補助金	23
農村整備課	建設費	②、③	団体営基盤整備促進事業費補助金	24
農村整備課	建設費	②	彩の国ゆたかなむらづくり整備事業（農業集落排水事業費補助金）	25
農村整備課	建設費	①	県費単独土地改良事業費補助金	26
農村整備課	建設費	①	水と緑の田園都市・水辺再生事業	27
農産物安全課	運営費	②	先進的総合防除対策事業	70
農産物安全課	運営費	②	安全安心農産物確保対策推進事業（ＧＡＰ実践事業）	71
農産物安全課	運営費	①	安全安心農産物確保対策推進事業（トレーサビリティ確立事業）	71

県土整備部

課所名	分類	制度区分	支援制度名	ページ
道路街路課	建設費	①	市町村道路整備事業費補助金（ふるさと創造資金）	28
河川砂防課	建設費	①	市町村治水事業費等補助金（ふるさと創造資金）	29
総合技術センター	人的		市町村職員土木技術研修	97
総合技術センター	人的		県内全市町村での総合評価方式の導入	97
総合技術センター	人的		市町村工事検査技術研修	98

都市整備部

課所名	制度分類	制度区分	支援制度名	ページ
市街地整備課	建設費	③	埼玉県公共団体土地区画整理事業県道整備費	30
市街地整備課	建設費	③	埼玉県市街地再開発促進事業費補助	31
市街地整備課	建設費	②・③	埼玉県市街地再開発事業等公共施設整備費補助	32

教育局

課所名	分類	制度区分	支援制度名	ページ
義務教育指導課	運営費	①	学校教育に係る市町村総合助成金	72
家庭地域連携課	運営費	②	放課後子ども教室推進事業費補助金	73
生涯学習文化財課	建設費	③	文化財保存事業費補助金	33
人権教育課	運営費	①	市町村人権教育指導研修事業補助金	73

※ 制度区分

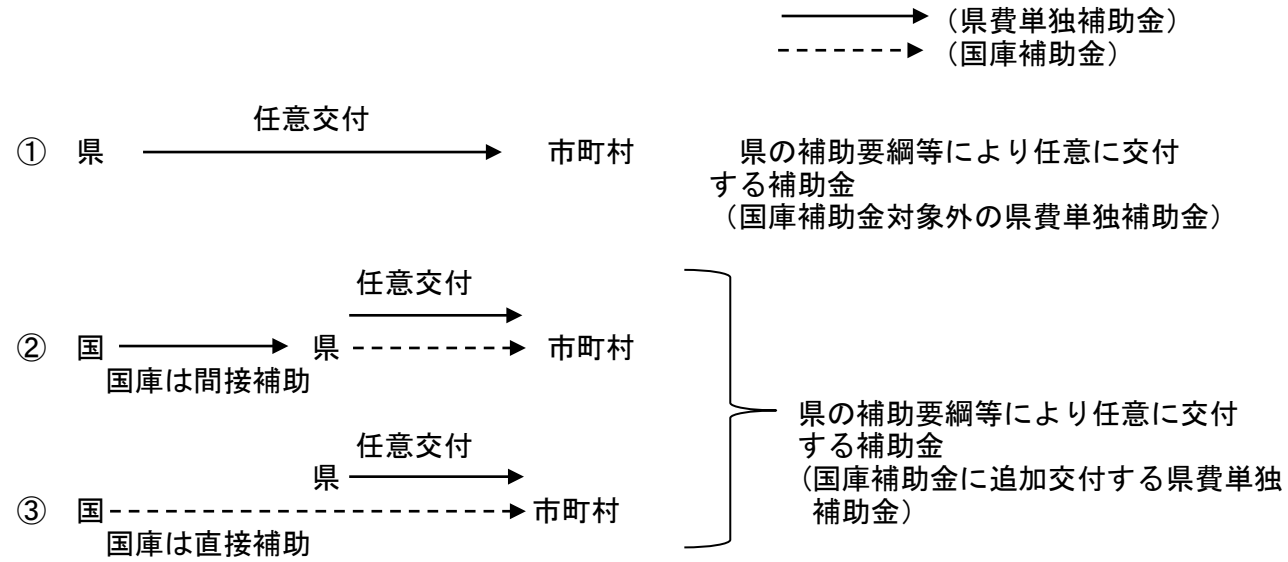

※ 国と県の負担割合について法律の定めがあるものを含む